

平成 20 年度環境省請負事業

企業の生物多様性に関する活動の評価基準作成に関する フィージビリティ調査

調査報告書



平成 21 年 (2009 年) 3 月



国際環境 NGO FoE Japan

表紙写真

左上 アラスカのインサイドパッセージのくじら (Bob Taylor)

左下 きのこ : アラスカの原生林のきのこ (靱井 まり)

右上 福岡県の星野村の棚田 (靱井 まり)

右下 福岡県の湿地 (靱井 まり)

平成 20 年度環境省請負事業

企業の生物多様性に関する活動の評価基準作成に関する フィージビリティ調査

調査報告書



平成 21 年 (2009 年) 3 月



国際環境 NGO FoE Japan

はじめに

地球上に生物が初めて誕生した約 40 億年前から、途方もなく長い時間をかけて多種多様な生物が生まれてきた。今地球上に存在している生物の多様性は、この長い間に生物が進化・分化を重ねた結果なのである。現在、哺乳類の約 4 分の 1 が絶滅の危機に瀕していることを見てもわかるように、生物の絶滅のリスクはこれまでにないほど高まっている。これには、地球温暖化などの気候の変化も大きく影響しているが、私たち人間の活動の影響によって生物そのものやその生息地が減少していることなどが主要な要因である。中でも、グローバル社会の現代では、企業活動が生物多様性に与える影響は非常に大きい。そのため企業には、その社会的責任（CSR- Corporate Social Responsibility）の一環として、生物多様性の保全に貢献することがますます期待されるようになってきている。

このような背景から、2006 年に開催された第 8 回生物多様性条約（CBD）の締約国会議（COP8）では、条約の目的達成のための民間企業の参加を促す決議が採択された。さらに 2008 年の COP9 では、日本企業も 9 社が参加した民間企業のイニシアティブに関する宣言が行われた。しかし、日本企業の多くは、まだまだ生物多様性という言葉自体に馴染みが薄く、その保全のための取り組みは遅れているのが現状である。

この課題を解決すべく、国際環境 NGO FoE Japan は、「企業は CSR として生物多様性の保全に貢献すべきである」との考えに基づき、平成 19 年度の環境省の「NGO/NPO・企業等政策提言」の公募に対し「生物多様性保全のための企業と NGO のパートナーシップ形成支援政策」を提言した。この提言において FoE Japan は、多くの日本企業の生物多様性保全への取り組みが遅れているのは、生物多様性保全活動を評価する客観的な基準が確立されていないためであり、そのような評価基準を作成すること、また同時に、その作成においては主要なステークホルダーである NGO の視点を盛り込むことの必要性を指摘した。

この提言は、幸い「優秀提言」として採択されたことから、平成 20 年度は、企業の生物多様性保全活動の評価基準の実現可能性を明らかにするため、FoE Japan は環境省から本調査を受託した。

本調査では、有識者や NGO/NPO による「検討委員会」を設けて議論したほか、生物多様性保全に取り組む企業や専門家の意見を聞くための「公開フォーラム」を 4 回開催した。

本調査の結果、市民や NGO/NPO の視点から、企業の CSR としての生物多様性保全への取り組みを評価するための「評価基準案」を作成した。市民や NGO/NPO は、企業が公表する環境報告書等を見て、または企業に対してアンケート調査などを行って当該企業の取り組みを評価する際、この基準案に照らして客観的に評価をすることができる。一方、企業は、この評価基準案を自社の生物多様性保全への取り組みの自己評価にも用いることができる。このように、本評価基準案が市民や NGO/NPO と企業とで共有できるようになれば、両者間のコミュニケーションは容易になることが期待できる。

本調査報告書は、検討委員会の委員として参加していただいた専門家や NGO/NPO の方々、また、公開フォーラムで講師やコメンテーターを務めていただいた方々、また、検討委員会や公開フォーラムに傍聴者として参加された方々からの貴重なご意見やご助言によって完成した。これらの皆様から心から御礼申し上げるとともに、この評価基準案の活用によって生物の多様性を保全する活動が一層推進されることを願う。

平成 21 年 3 月

FoE Japan 客員研究員
跡見学園女子大学 教授
宮崎 正浩

目次

はじめに.....	1
略語.....	4
要約.....	5
第1章 調査の目的・経過.....	8
1.1 目的.....	8
1.2 調査方法の概要.....	8
1.3 検討体制.....	8
1.4 検討委員会の検討事項.....	9
1.5 審議経過.....	10
1.6 公開フォーラム.....	11
第2章 生物多様性に対する企業の責務.....	12
2.1 はじめに.....	12
2.2 企業の生物多様性保全への参加に関連する国際的な動き.....	12
2.2.1 国連ミレニアム生態系評価 (2005) 生態系サービスと人類の将来.....	12
2.2.2 生物多様性条約における民間部門への期待.....	14
2.2.3 生物多様性条約における民間部門のイニシアチブ.....	15
2.3 海外の動向.....	19
2.3.1 米国政府のノーネットロス政策.....	19
2.3.2 International Finance Corporation (IFC) (国際金融公社).....	20
2.3.3 Climate, Community and Biodiversity Alliance (CCBA).....	22
2.3.4 生物多様性オフセット.....	23
2.4 日本の動向.....	27
2.4.1 日本政府の定める企業の生物多様性保全に関する責務.....	27
2.4.2 環境経営学会.....	30
2.4.3 地球・人間環境フォーラムによる調査.....	31
2.5 生物多様性保全への取り組みに関する情報の公開の仕方.....	32
2.5.1 GRI サステナビリティ報告ガイドライン.....	32
2.5.2 環境報告ガイドライン(環境省).....	34
第3章 評価基準に関する先行研究.....	36
3.1 評価指標の考え方.....	36
3.1.1 OECD 環境指標.....	36
3.1.2 ISO 14031 (1999) 環境マネジメントー環境パフォーマンス評価 指針.....	38
3.1.3 環境省「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン(2002年度版)」.....	39
3.1.4 生物多様性条約の目標達成を評価する指標.....	40
3.1.5 人文社会科学的指標.....	40
3.2 生物多様性の評価指標.....	41
3.3 マネジメントの評価指標.....	43
3.3.1 Business in the Environment.....	43
3.3.2 Wildlife Trust.....	44

3.3.3 社会・環境貢献緑地評価システム (SEGES)	45
3.4 パフォーマンスの評価指標.....	45
3.4.1 環境アセスメントで用いられる評価指標.....	45
3.4.2 HEP (Habitat Evaluation Procedure)	47
3.4.3 植生による評価手法 (生息地ヘクター法)	48
3.4.4 Earthwatch Institute.....	48
3.4.5 JHEP(日本生態系協会).....	50
3.4.6 生物多様性モニタリング.....	51
第4章 NGO/NPO から見た企業のCSRの評価.....	52
4.1 世界のNGO/NPO の考え方.....	52
4.1.1 IUCN 総会における調査結果.....	52
4.1.2 海外NGO/NPO に対するインタビュー結果.....	54
4.2.日本のNGO/NPO の考え方.....	55
4.2.1 日本のNGO/NPO に対するインタビュー.....	55
4.2.2 NGO/NPO のインタビューの結果.....	56
4.2.3 まとめ.....	60
第5章 生物多様性保全活動の評価基準案.....	62
5.1 企業理念・方針の中での生物多様性の位置づけ	62
5.2 本評価基準が対象とする企業活動.....	66
5.2.1 直接影響の軽減手段：ミティゲーションについて.....	67
5.3 評価基準案	70
5.3.1 マネジメント評価基準.....	71
5.3.2 パフォーマンス評価基準.....	75
5.3.3 レベル評価表.....	84
第6章 結論.....	90
6.1 評価方法に関する今後の検討課題.....	90
6.2 国の施策としての検討課題.....	90
参考文献.....	92
参考資料 検討委員会議事録.....	94
第1回 検討委員会 (平成20年10月18日)	94
第1回 パフォーマンス指標分科会 (平成20年11月1日)	98
第1回 マネジメント指標分科会 (平成20年11月15日)	105
第2回 パフォーマンス指標分科会 (平成20年12月20日)	111
第2回 マネジメント指標分科会 (平成21年1月24日)	122
第2回 検討委員会 (平成21年2月28日)	131

調査・執筆者	
宮崎 正浩	FoE Japan 客員研究員 (跡見学園女子大学 マネジメント学部 教授)
初井 まり	FoE Japan 客員研究員 (ディーブグリーンコンサルティング代表)
能勢 克己	FoE Japan インターン
攝待 葉子	FoE Japan インターン (跡見学園女子大学大学院 マネジメント研究科 院生)

略語

BAP	Biodiversity Action Plan 生物多様性行動計画
BBOP	Business and Biodiversity Offsets Programme ビジネスと生物多様性オフセットプログラム
CBD	Convention on Biological Diversity 生物多様性条約
CCBA	Climate, Community and Biodiversity Alliance 気候・コミュニティ・生物多様性連合
COP	Conference of the Parties 締約国会議
CSR	Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任
ECI	Environmental Condition Indicator 環境状態指標
EIA	Environmental Impact Assessment 環境影響評価（環境アセスメント）
EMS	Environmental Management System 環境マネジメントシステム
EPI	Environmental Performance Indicator 環境パフォーマンス指標
ESIA	Environmental and Social Impact Assessment 環境社会影響評価
FSC	Forest Stewardship Council 森林管理協議会
GEF	Global Environmental Facility 地球環境ファシリティ
GRI	Global Reporting Initiative グローバル・レポーティング・イニシアティブ
HEP	Habitat Evaluation Procedure ハビタット評価手続き
ICMM	International Council on Mining and Metals 国際金属・鉱業評議会
IFC	International Finance Corporation 国際金融公社
ISO	International Organization for Standardization 国際標準化機構
IUCN	International Union for Conservation of Nature and Natural Resources 国際自然保護連合
LCA	Life Cycle Assessment ライフサイクルアセスメント
MSC	Marine Stewardship Council 海洋管理協議会
MPI	Management Performance Indicator マネジメントパフォーマンス指標
NEPA	National Environmental Policy Act 国家環境政策法（米国）
NGO	Non-Governmental Organizations 非政府組織
NPI	Net positive impact ネットでの正の影響
NPO	Non-Profit Organizations 非営利組織
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development 経済協力開発機構
OPI	Operational Performance Indicator 操業パフォーマンス指標
WET	Wetland Evaluation Technique 湿地評価技術

要約

現在、世界的に生物多様性の急速な喪失が懸念されている。企業は、自然界から資源を採取し、それらを用いて製品を生産し、さらに最終消費者がそれらを消費、廃棄する段階まで含めて、生物多様性に強く依存すると同時に大きな影響を与えている。このため、2006年の第8回生物多様性条約(CBD)締約国会議において「民間部門に条約への参画を促す決議」が採択されたように、企業は生物多様性保全への自主的な取組を行うことが世界的に求められている。

しかし、多くの日本企業で生物多様性保全への取組みが遅れている。その理由として、生物多様性という概念に馴染みが薄い、生物多様性保全活動を評価する客観的な基準が確立されていない、という2点が指摘されている。

本調査の目的は、市民やNGO/NPOの視点から、企業がCSRとして取り組む生物多様性保全活動を客観的に評価するための基準のフィージビリティ(実現可能性)を明らかにすることである。このため、本調査では、FoE Japan内に「企業の生物多様性に関する活動の評価基準検討委員会」(委員長:上田 恵介 上智大学教授)また、この検討委員会の下にマネジメント指標分科会(委員長:足立 直樹 株式会社レスポンスアビリティ代表取締役)とパフォーマンス指標分科会(委員長:田中 章 武蔵工業大学准教授)を設置した。

1. 企業の生物多様性保全に関する活動を評価するための基準案

本検討委員会では、企業の生物多様性保全活動の評価基準案をマネジメントとパフォーマンスの2つの視点から作成した。

企業が真の意味で生物多様性保全に責任を持ち、かつ貢献するには、その経営理念・方針の中に生物多様性保全を明確に位置付けることが必要である。

このような企業の生物多様性に関する理念・方針は、下記のような国際的又は国内に存在する基本的概念に基づいていることが求められる。

- 生物多様性の定義
- 生物多様性の価値
- 生物多様性の保全における企業の責任
- 予防的アプローチと順応的管理
- 生態系・生息地保護
- 先住民族と地域社会への責任と配慮
- 生物資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分

本評価基準案の主な点は以下の通りである。

(1) マネジメント評価基準

マネジメント評価基準としては、上記の基本的概念に基づき、まずは、「企業の経営方針の中で生物多様性保全を組み込むとともに、その方針に基づく目標と計画を作成していること」(M1)とした。このような方針としては、「生物多様性に与える影響をすべての分野で量的、質的に低減すること」(M2)及び「生物多様性に与える影響を分析し、その結果を公表すること」(M3)を含めることとした。

実施段階では、企業が経営方針を実施するための社内の実施体制を整備し、それに基づき実施し、その結果を点検し改善する中で重要な点(ステークホルダーとの対話など)を評価基準に掲げた(M4~9)、最後に、「NGOや研究機関などの第三者からの評価を受けていること」(M10)を評価基準とした。

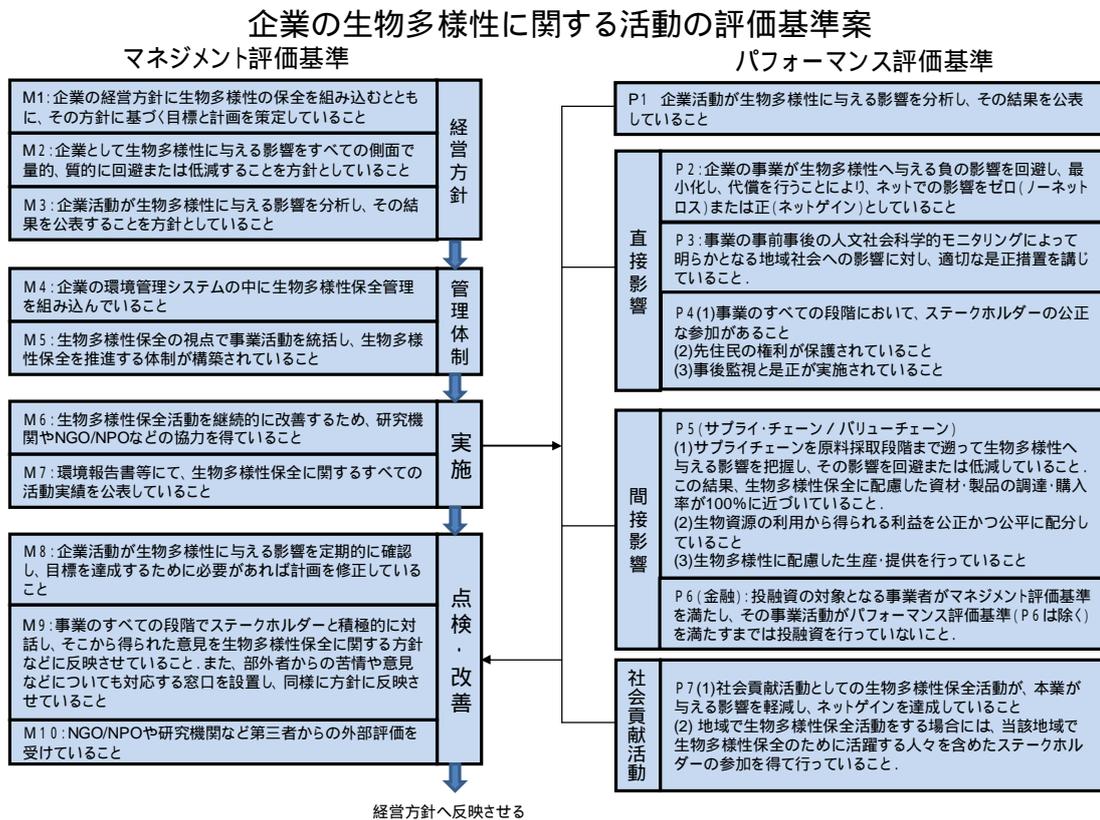
(2) パフォーマンス評価基準

パフォーマンス評価基準としては、まず、「企業活動が生物多様性に与える影響を分析し、その結果を公表していること」(P1)とした。

企業が生物多様性へ与える直接影響については、「企業の事業が生物多様性へ与える負の影響を回避し、最小化し、代償を行うことにより、ネットでの影響をゼロ(ノーネットロス)または正(ネットゲイン)としていること」(P2)を掲げた。また、社会への影響については、「事業の事前事後の人文社会科学的モニタリングによって明らかとなる地域社会への影響に対し、適切な是正措置を講じていること」(P3)や、「事業のすべての段階でステークホルダーの公正な参加があること」(P4)などを基準とした。

サプライチェーンを通じた間接影響については、「原料採取段階まで遡って生物多様性へ与える影響を把握し、その影響を回避又は低減していること。この結果、生物多様性保全に配慮した資材・製品の調達・購入率が100%に近づいていること」(P5)などとした。また、金融については、「投融資の対象となる事業者がマネジメント評価基準を満たし、その事業活動がパフォーマンス評価基準を満たすまでは投融資を行っていないこと」(P6)とした。

さらに、社会貢献活動については、「本業が与える影響を軽減し、ネットゲインを達成していること」(P7)などを基準とした。



2. 結論

検討委員会では、評価基準を議論するための「たたき台」を作成することが目標であったが、分科会を含めて6回の委員会で議論した結果、評価基準案をまとめた。評価の方法についての検討課題は残るが、評価基準としては十分に実用的に利用できるものであると判断している。今後は、この評価基準案を実際の企業評価に適用し、さらに使いやすいものとするよう改善していくことが期待される。

3. 今後の課題

検討委員会としては、下記の検討課題については、今後、市民や NGO/NPO、企業、大学等の研究者や関係者がこれらを取り上げ、さらに検討・研究が進むことを期待したい。

人文社会学的な評価手法

サプライチェーンにおける生物多様性への影響を把握する方法

バリューチェーンにおける生物多様性への影響の軽減方法

ライフサイクルアセスメント（LCA）における生物多様性への影響の研究

総合的な評価基準

また、今後の国や地方自治体の政策のあり方については、以下について、市民や NGO/NPO、企業、大学等の研究者や関係者だけでなく、国等による検討も望まれる。

(1) 本評価基準の公共部門への適用

公共事業においては、代償ミティゲーションを実施することにより、ノーネットロス及びその定量評価を義務化すること。

国の調達基準において、生物多様性に配慮した原材料や製品の調達を奨励すること。

(2) 生物多様性のノーネットロス政策についての検討

多数の絶滅危惧種が存在し、生物多様性の保全政策をさらに強化することが求められている日本において、米国をはじめとする諸外国の多くで既に導入されているノーネットロス政策とそれに伴う生物多様性オフセット制度が導入すべき有効な政策であるかどうか今後の検討課題である。

第1章 調査の目的・経過

1.1 目的

現在、世界的に生物多様性の急速な喪失が懸念されている。企業は、自然界から資源を採取し、それらを用いて製品を生産し、さらに最終消費者がそれらを消費、廃棄する段階まで含めて、生物多様性に強く依存し、同時に大きな影響を与えている。このため、2006年の第8回生物多様性条約（CBD）締約国会議において「民間部門に条約への参画を促す決議」が採択されたように、企業は生物多様性保全への自主的な取組を行うことが世界的に求められている。

しかし、多くの日本企業で生物多様性保全への取組みが遅れている。その理由として、生物多様性という概念に馴染みが薄い、生物多様性保全活動を評価する客観的な基準が確立されていない、という2点が指摘されている。

本調査の目的は、企業がCSRの一環として取組む生物多様性保全活動を客観的に評価するための基準のフィージビリティ（実現可能性）を調査することである。CSRにおいては、企業の評価には企業にとって主要なステークホルダーである市民やNGO/NPOの視点が重要である。このため、本調査では、企業の生物多様性保全の活動の現状とそれに対する国内外のNGO/NPOの評価を把握するとともに、FoE Japan内に「企業の生物多様性に関する活動の評価基準検討委員会」（以下「検討委員会」という）を設置し、CSRとしての生物多様性保全活動の評価基準について議論し、その実現可能性を検討した。

1.2 調査方法の概要

1.2.1 現状調査

企業の生物多様性保全の活動の現状とそれに対する国内外のNGO/NPO（特に企業とのパートナーシップを形成しているNGO/NPO）の考え方を調査し、分析した。具体的には、文献調査のほかに、インタビュー調査を行った（海外のNGO/NPOについては、2008年10月に開催されたIUCN総会（フォーラム）に参加してインタビュー調査を行った）。

1.2.2 評価基準の実現可能性の検討

本検討委員会は、NGO/NPOと有識者等で構成した。また、検討委員会は、公開で開催した。

検討委員会への市民の傍聴者は、FoE JapanのHPにおいて募集した。また、検討委員会の議事録（概要）は、FoE JapanのHPにて公開した。

1.3 検討体制

検討委員会の下に、マネジメント指標分科会（M分科会）とパフォーマンス指標分科会（P分科会）を設置した。この検討会と2つの分科会のメンバーは、下記の通りである。

(1) 検討委員会（五十音順）

委員長	上田 恵介	立教大学 理学部生命理学科 教授
委員	足立 直樹	株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役

委員	岡本 享二	ブレーメン・コンサルティング株式会社 代表取締役社長
委員	坂本 有希	地球・人間環境フォーラム 企画調査部次長
委員	佐藤 健一	ソーシャル サポーター (元 富士ゼロックス CSR 部)
委員	田中 章	武蔵工業大学 環境情報学部 准教授
委員	永石 文明	特定非営利活動法人 ヘリテージ・トラスト 代表理事
委員	畠山 武道	上智大学 地球環境学研究科 教授
委員	日比 保史	コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 代表
委員	森本 言也	日本自然保護協会 広報企画担当 (平成 20 年 12 月 11 日まで)
委員	志村 智子	日本自然保護協会 管理部長 (平成 20 年 12 月 12 日以降)
委員	吉村 英子	跡見学園女子大学 マネジメント学部 教授

(2) マネジメント指標分科会 (五十音順)

委員長	足立 直樹	株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役
委員	上田 恵介	立教大学 理学部生命理学科 教授
委員	岡本 享二	ブレーメン・コンサルティング株式会社 代表取締役社長
委員	佐藤 健一	ソーシャル サポーター (元 富士ゼロックス CSR 部)
委員	畠山 武道	上智大学 地球環境学研究科 教授
委員	日比 保史	コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 代表
委員	吉村 英子	跡見学園女子大学 マネジメント学部 教授

(3) パフォーマンス指標分科会 (五十音順)

委員長	田中 章	武蔵工業大学 環境情報学部 准教授
委員	上田 恵介	立教大学 理学部生命理学科 教授
委員	大沼 あゆみ	慶應義塾大学 経済学部 教授
委員	坂本 有希	地球・人間環境フォーラム 企画調査部次長
委員	永石 文明	特定非営利活動法人 ヘリテージ・トラスト 代表理事
委員	松田 裕之	横浜国立大学 環境情報研究院 教授
委員	森本 言也	日本自然保護協会 広報企画担当 (平成 20 年 12 月 11 日まで)
委員	志村 智子	日本自然保護協会 管理部長 (平成 20 年 12 月 12 日以降)

(事務局)

中澤 健一	FoE Japan	森林・気候変動担当
宮崎 正浩	FoE Japan	客員研究員 (跡見学園女子大学 教授)
粕井 まり	FoE Japan	客員研究員 (ディーブグリーンコンサルティング代表)
能勢 克己	FoE Japan	インターン
攝待 葉子	FoE Japan	インターン (跡見学園女子大学大学院 マネジメント研究科 院生)

1.4 検討委員会の検討事項

1.4.1 基本的事項

検討委員会では、企業の生物多様性保全活動に対する市民や NGO/NPO などの外部からの客観的な評価基準の実現可能性を検討した。この評価基準は、NGO/NPO だけでなく、企業や他のステークホル

ダーも活用可能なものとし、検討委員会ではその素案（たたき台程度のもの）を作成することを目標とした。

検討委員会においては、CSR において主要なステークホルダーの一つである NGO/NPO・市民の視点を重視することとし、委員会での議論や資料は、市民にも理解しやすいものとするに努めた。

1.4.2 評価基準の適用範囲

評価基準としては、すべての業種に適用される一般的な基準を検討したが、その検討に当たっては、主な業種の事例を参考として検討した（このために、公開フォーラムを開催し、情報を共有した）。

また、本調査では、企業が CSR として自主的に行う活動に対して焦点を当てることとし、公共事業は対象としないこととした。

1.4.3 評価指標の区分

企業の生物多様性保全活動の評価指標は、下記の2つに分けて検討した。

マネジメント評価指標：企業のマネジメント努力を評価するための指標。（マネジメント指標分科会で検討）

マネジメント評価指標とは、企業が環境保全のために継続的な改善を図ることを目的とした「マネジメント努力」（理念、方針、計画、実施、点検、改善）に関する情報を提供する指標である。

パフォーマンス評価指標：企業活動が生物多様性へ与える影響を評価する指標（パフォーマンス指標分科会で検討）

パフォーマンス評価指標は、企業活動が環境へ与える影響についての情報を提供する指標である。なお、影響には、直接的な影響と間接的な影響（例：原材料調達）の両方が含まれる。

1.4.4 検討事項

検討委員会では、以下について検討した。

現段階で実用的に用いることができる評価基準はあるのか？

現段階で実用的に用いることができないが、将来実的に用いられる可能性がある評価基準はあるのか？ ある場合には、それが実的に用いられるために解決すべき課題はなにか？

上記に基づいて、評価基準の素案を作成する。

1.5 審議経過

平成 20 年 10 月 18 日（土） 10:30～12:30

第 1 回検討委員会：評価基準に関係する既存の文献を参考としつつ、検討委員会及び分科会の検討事項等について全体的な議論を行った。

平成 20 年 11 月 1 日（土） 15:00～16:45

第 1 回 P 分科会：既存の文献を参考としつつ、パフォーマンス評価基準の大枠を議論した。

平成 20 年 11 月 15 日（土） 15:00～16:45

第 1 回 M 分科会：既存の文献を参考としつつ、マネジメント評価基準の大枠を議論した。

平成 20 年 12 月 20 日（土） 15:00～16:45

第 2 回 P 分科会：パフォーマンス評価基準の素案を議論した。

平成 21 年 1 月 24 日（土） 15:00～16:45

第2回M分科会：マネジメント評価基準の素案を議論した。

平成21年2月28日(土) 13:30~16:30

第2回検討委員会：評価基準案を検討した。

1.6 公開フォーラム

主要業種における生物多様性保全活動の現状について情報を共有するために、下記の通り4回の公開フォーラムを開催した。

主催：FoE Japan

協力：地球環境パートナーシッププラザ（GEIC） 跡見学園女子大学マネジメント学部

場所 地球環境パートナーシッププラザ EPO 会議室

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 B2F

表 1-1 公開フォーラムの概要

	テーマ・日程	講師 / コメンテーター
1	建設 11/1 (土) 13:00~14:45	<ul style="list-style-type: none"> ●山田 順之（鹿島建設株式会社 環境本部 地球環境室課長） ●山口 博喜（森ビル株式会社 都市開発事業本部 第一設計部 技術顧問） ●コメンテーター：木俣 信行（鳥取環境大学 環境情報学部 環境デザイン学科教授・環境経営学会 理事） ●司会：宮崎 正浩
2	紙 11/15 (土) 13:00~14:45	<ul style="list-style-type: none"> ●桂 徹（三菱製紙株式会社 社長室 CSR 推進室長） ●亀井 一行（アスクル株式会社環境マネジメント（兼）品質マネジメント 統括部長） ●コメンテーター：藤間 剛（森林総合研究所 国際連携推進拠点 国際研究推進室長） ●司会：能勢 克己
3	金属 12/20 (土) 13:00~14:45	<ul style="list-style-type: none"> ●貴島 兼隆（ヌサ・テンガラ・マイニング株式会社 顧問） ●日野 順三（日鉱金属株式会社 環境リサイクル事業部 審議役）(金属資源の国内リサイクル) ●コメンテーター：谷口 正次（国連大学 ゼロエミッションフォーラム 理事） ●司会：宮崎 正浩
4	食品 1/24 (土) 13:00~14:45	<ul style="list-style-type: none"> ●杉本 信幸（味の素株式会社 環境・安全部専任部長） ●稲田 武士（株式会社アレフ 自然環境保全室室長） ●コメンテーター：辰巳 菊子（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会） ●司会：初井 まり

第2章 生物多様性に対する企業の責務

2.1 はじめに

生物多様性は人類の存続のためにはもちろん、社会活動・文化活動の基盤であるとともに、企業の経済活動の基盤もこれに拠っている。企業は社会の中で活動し、社会と環境に対し大きな影響を与えており、企業は社会において責任のある「良き企業市民」として行動することが求められており、社会全体の財産でもあり自らの活動基盤でもある生物多様性の保全に取り組みなければならない。

この章では、世界及び日本における生物多様性の保全政策の中で企業の役割がどのように規定されているかを見てみる。

2.2 企業の生物多様性保全への参加に関連する国際的な動き

企業による生物多様性保全の取り組みを促す国際的な枠組みの最も基本となるものは生物多様性条約である。

1992年に合意され1993年に発効した生物多様性条約は、生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約である(第1条)

前文では、生物多様性には「生物の多様性が有する内在的な価値並びに生物の多様性及びその構成要素が有する生態学上、遺伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上及び芸術上の価値」があり、「生物の多様性が進化及び生物圏における生命保持の機構の維持のため重要である」とされている。

生物多様性条約は、保全に責任を有するのは各国であるとしながらも、民間部門の協力が必要だとしている:「諸国が、自国の生物の多様性の保全及び自国の生物資源の持続可能な利用について責任を有する」;「生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のため、国家、政府間機関及び民間部門の間の国際的、地域的及び世界的な協力が重要であること並びにそのような協力の促進が必要であること」(前文)。民間部門の役割については、決議も採択されている(後述)。

生物資源と市場の関係に注目が集まるきっかけとなった国際的な動きに、国連「ミレニアム生態系評価(Millennium Ecosystem Assessment; MA)」(2005)がある。この評価は、生態系と人間の福利とのつながり、特に「生態系サービス」に焦点を合わせている。「生態系サービスは、生態系から人々が得る恵みであり、食料・水・木材・繊維のような供給サービスや、気候・洪水・疾病・廃棄物・水質に影響する調整サービス、レクリエーションや審美的・精神的な恩恵を与える文化的サービス、そして栄養塩・土壌形成・光合成のような基盤サービスが含まれる。人類は基本的に生態系サービスの供給に依存している」(MA, 2005)。以下、ミレニアム生態系評価、生物多様性条約の順番に詳しく述べる。

2.2.1 国連ミレニアム生態系評価(2005) 生態系サービスと人類の将来

国連のミレニアム生態系評価の目的は、(1)生態系の変化が人間の福利に与える影響を評価すること、(2)生態系の保全と持続可能な利用を進めること、(3)人間の福利への貢献をより高めるために、人々がとるべき行動は何かを科学的に示すことにあった。この評価の主な結果は下記の通りである。

(ミレニアム生態系評価の主な結果)

過去50年間にわたって、主に食料、淡水、木材、繊維および燃料の需要の急速な増大に対応するために、人類は歴史上かつてない速さで、大規模に生態系を改変してきた。この改変は地球上

の生命の多様性という面では、莫大かつ概して不可逆的な喪失をもたらした。現代の種の絶滅速度は、化石によって試算される比較可能なグループの平均的な絶滅率に比較して 100 倍～1000 倍高くなっており、将来はさらに 10 倍以上加速すると予測されている。

生態系に加えられてきた変化は人間の福利と経済発展に多くの利益をもたらしたが、これらの利益は、多くの生態系サービスの劣化、非線形的変化が生じるリスクの増加、そして人々の貧困の悪化という形の影響の増大とともに達成された。これらの問題を解決するための努力をしなければ、将来世代が得る利益は大幅に減少するであろう。

生態系サービスの劣化は、今世紀前半の間に顕著に増大し、ミレニアム開発目標¹⁾の達成への障害となるであろう。

生態系サービスへの需要の増大に対応しながら、生態系の劣化を回復させるという挑戦は、ミレニアム生態系評価でのいくつかのシナリオのもとでは、ある程度達成できる。ただし、この達成には政策・制度・実践において大幅な変革が必要であるが、現在は実行されていない。特定の生態系サービスを保全する、あるいは向上させるために、他の生態系サービスとの負のトレードオフを減らす、もしくは正の相乗効果を提供するといった、多くの選択肢が存在する。

このような生物多様性の絶滅速度を顕著に減少させるための方策の一つとして、ミレニアム生態系評価では、市場メカニズムを活用した経済的・金融的な措置を提案している：「多くの生態系サービスは市場で取引されることなく、市場は、生態系サービスの効率的な配分と使用の促進に貢献することができない。経済と金融の手段を活用すれば、このような難題に着手するような活動を促進することができる。しかし、市場原理と多くの経済的手段は、これらのメカニズムを広範に活用するための支援制度が存在する場合に限って効果的に動くものである」(MA、2005)。

効果が期待できる対策としては以下のようなものが挙げられている。

1. 生態系サービスの過剰利用を促進する補助金の撤廃
2. 生態系サービスの管理における経済的手段及び市場原理手法の大いなる活用
 - (1) 税金又は外部不経済を伴う活動に対する利用料
 - (2) キャップアンドトレード型を含む市場の開発
 - (3) 生態系サービスに対する支払い(プロジェクトが生物多様性に及ぼす不可避な損害に対する補償として、開発者が自然保護活動のために対価を支払う仕組み(生物多様性勘定)が含まれる)
 - (4) 市場通じて消費者の嗜好を表現できるメカニズム(持続可能な漁業や林業のための認証制度など)
3. 社会的及び行動的対策
 - (1) 非持続的に管理された生態系サービスの集中消費を削減する手段(政府、工業(例：生産物表示を改良し、持続可能性が保障された資源を原材料として使用していることを明示する)、市民社会の活動を通じて促進する。)
 - (2) コミュニケーションと教育
 - (3) 女性、先住民族、若者など、生態系サービスへの依存度が高く、あるいはその劣化によって影響を特に受ける人々に対する権限の付与
4. 技術的対応
5. 知識に基づく対応

¹⁾ 2000年の国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言(平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンス(良い統治)、アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示したものと、1990年代に開催された主要な国際会議などで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたもの。

MA (2005) では、企業の社会的責任としての行動としては、「市場を通じて消費者の嗜好を表現できるメカニズム」、「女性、先住民族、若者など、生態系サービスへの依存度が高く、あるいはその劣化によって影響を特に受ける人々に対する権限の付与」との関連で、企業が生物多様性へ与える影響に関する情報開示、関連するステークホルダーとのコミュニケーションとその重要な意思決定に対する参画などが求められるとしている。

2.2.2 生物多様性条約における民間部門への期待

生物多様性の保全のためには、生物多様性条約に規定されているように、保護区の設定や、絶滅の恐れのある生物種の保護、侵略的移入種の防御や駆除などを実施する必要がある、そのための政府の役割は大きい。しかし、世界的に多くの国では政府による保護は十分ではなく、特に多くの開発途上国においては、貧困が原因となり、あるいは経済開発が優先されるため、生物多様性の喪失が進行している。

前述のように企業は、生物多様性へ大きな影響を与え、また生物資源に依存もしている。しかし、これまで民間企業の生物多様性保全への取り組みはあまり見られなかった。このため、生物多様性条約第8回締約国会議 (COP8) において民間企業の参加を促す下記の決議が採択された。

CBD COP8 決議 (2006) : 民間部門に条約への参画を促す決議

「民間企業の自主的な関与の必要性：企業の日常の活動は生物多様性へ大きな影響を与えている。このため、企業がベストプラクティスを採用し促進することは、CBD の目的と 2010 年目標^(注1)達成に向けて顕著に貢献する。

企業に対し下記を奨励する (決議 VIII/17)。

- ・ CBD と生物多様性のための国家戦略・計画を支援するための行動を取ることを。
- ・ 生物多様性のためのビジネスの事例を開発・促進し、ベストプラクティス・指標・証明制度・報告ガイドラインや基準 (特に、2010 年指標^(注2)に合致したパフォーマンス基準) を開発し広範な利用を促進する。」

(注1) 2002 年の締約国会議で決議されたものであり、2010 年までに生物多様性の減少速度を顕著に低下させることが目標となっている。

(注2) 2010 年目標の達成度を評価するための指標。

また、2008 年に開催された CBD COP9 では、「ビジネスと生物多様性」について以下の決議が採択された。

CBD COP9 決議 (2008) ビジネスと生物多様性

- ・ 締約国に対し、ビジネス界が CBD の 3 つの目的を達成することへの関与を高めるため、特に政府と民間とのパートナーシップを発展させることを通じ、その行動と協力を改善することを求める。
- ・ 締約国に対し、生物多様性のためのビジネスの事例への認識を高めることを促す。
- ・ 官民の金融機関に対し、すべての投資の決定において生物多様性への配慮を含めることを奨励する。
- ・ GEF (地球環境ファシリティ) や公的機関などに対し、開発途上国において、CBD の実施にビジネス界を関与させるための能力開発を支援することを要求する。
- ・ この決議の付属書に含まれる事務局の「ビジネスの優先行動の枠組み」を歓迎し、事務局長や締約国などが行うイニシアティブを考慮することを求める。

本決議の附属書

ビジネスの優先行動の枠組み（2008-2010）

優先分野1：生物多様性のビジネス事例を促進する

- ・ ビジネス事例に関する情報を蓄積し、広めることを継続する。

優先分野2：普及ツールとベストプラクティス

- ・ 国際社会環境認証ラベル（ISEAL）連盟などの団体と協力し、国際的な自主的認証制度が条約の目的の実施へ与える影響に関する情報を収集し、ベストプラクティスの採用を奨励するための知識の共有と技術的な支援ツールを開発する。行動には、国際的な自主的な認証制度に関する情報を得られるようにすることを含む。
- ・ ビジネスと生物多様性オフセットプログラム（BBOP）を含む関係機関と協力し、(a) ケーススタディ、(b) 手段（生物多様性オフセットのツールやガイドライン）、(c) 関係する国家や地域の政策枠組み、に関する情報を収集し、利用可能とする。

2.2.3 生物多様性条約における民間部門のイニシアチブ

2006年のCBD締約国会議の決議を受けて、ドイツ政府の動きかけによって、「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」が設立され、日本企業9社（アレフ、鹿島建設、サラヤ、住友信託銀行、積水ハウス、富士通、三井住友海上、森ビル、リコー）を含む世界の34社が生物多様性保全へのコミットメント宣言（リーダーシップ宣言）を行った。この宣言は、2008年の第9回締約国会議（ボン）でのサイドイベントとして実施された。

下記はそのリーダーシップ宣言の内容（環境省仮約）である。

リーダーシップ宣言

国連生物多様性条約実施に向けて

ドイツ連邦環境自然保護原子力安全省（BMU）と主導企業によるイニシアティブ

序言

2008年5月に開催される国連生物多様性条約（UN CBD）第9回締約国会議の目標は、ビジネス部門と一体化した取組みを実現させることである。全業界の企業が、CBDの目的を支援し、これを実施するために、具体的な活動の実施に携わることを目指している。

企業の中には、他企業に比べ生物多様性に関する活動により多く取り組んでいる企業もある。また、異なった業界では、異なった計画や取組が必要である。このような考えから、調印企業には、社内で生物多様性を企業活動に反映させるプロセスを確立し、経営目標に生物多様性への配慮を組み込むという意欲を示すことが期待されている。調印企業は、CBD第9回締約国会議において、現行の取組みや今後の計画について発表する予定である。

「リーダーシップ宣言」は、個々の取組みによって達成されるものである。よって、各企業は、企業方針や企業活動に生物多様性の目的を組み込むにあたって、独自の手順や目的を決めることができるようになっている。

ドイツ連邦環境自然保護原子力安全省（BMU）は、ドイツの CBD 議長任期中（2010 年まで）に基盤づくりを行うことで、B&B（ビジネスと生物多様性）イニシアティブを支援する方針である。この基盤は、主にドイツ企業を対象としたものではあるが、国際的に連携しており、助言や調印企業が必要としている専門家の特定を行ったり、年次ワークショップ、経験・情報交換の促進を目的とした討論会を開催する。またこの基盤を通して、国際機関や NGO とコンタクトを取ることができる。

宣言

調印した企業は、以下に挙げる条約の 3 つの目的に同意し、これを支持する。

- 生物多様性の保全
- 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 遺伝資源から生じる利益の公正・衡平な配分

また調印企業は、今後以下の活動に取り組むことを表明するものである。

1. 企業活動が生物多様性に与える影響について分析を行う。
2. 企業の環境管理システムに生物多様性の保全を組み込み、生物多様性指標を作成する。
3. 生物多様性部門のすべての活動の指揮を執り、役員会に報告を行う担当者を企業内で指名する。
4. 2～3 年毎にモニターし、調整できるような現実的かつ測定可能な目標を設定する。
5. 年次報告書、環境報告書、CSR 報告書にて、生物多様性部門におけるすべての活動と成果を公表する。
6. 生物多様性に関する目標を納入業者（supplier）に通知し、納入業者の活動を企業の目標に合うように統合してゆく。
7. 対話を深め、生物多様性部門の管理システムを引き続き改善してゆくために、科学機関や NGO との協調を検討する。

2.2.4 企業の生物多様性条約推進の具体的項目

企業が生物多様性条約を推進するにあたっての具体的な例をあげると、「生息域内保全措置（第 8 条）」「生物の多様性の構成要素の持続可能な利用」（第 10 条）「影響の評価及び悪影響の最小化」（第 14 条）などがある。下記の表は上記の各項目について、企業にどのようなことが期待されているのかを示すものである。企業はこれらについて責任ある行動をとることと、能力のある場合は付加的な貢献をすることが期待される。

表 2-1 生物多様性条約における生息域内保全措置（第 8 条）

生物多様性条約における生息域内保全措置（第 8 条） 条文	企業活動において期待されること
(a) 保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域に関する制度を確立すること。	(a) 保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域においては、生物多様性に悪影響を与える活動を行わないこと（例えば、保護地域では、開発行為を回避することなど）。
(b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること。	
(c) 生物の多様性の保全のために重要な生物資源	
	(c) 生物の多様性の保全のために重要な生物資源の保全及び持続

<p>の保全及び持続可能な利用を確保するため、保護地域の内外を問わず、当該生物資源について規制を行い又は管理すること。</p> <p>(d) 生態系及び自然の生息地の保護並びに持続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること。</p> <p>(e) 保護地域における保護を補強するため、保護地域に隣接する地域における開発が環境上適正かつ持続可能なものとなることを促進すること。</p> <p>(f) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じ、劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。</p> <p>(g) バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響(生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの)を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること。</p> <p>(h) 生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。</p> <p>(i) 現在の利用が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用と両立するために必要な条件を整えるよう努力すること。</p> <p>(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。</p> <p>(k) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること。</p> <p>(l) 前条の規定(筆者注:重要な生物多様性の構成要素の特定と監視)により生物の多様性に対し著しい悪影響があると認められる場合には、関係する作用及</p>	<p>可能な利用を確保するため、保護地域の内外を問わず、当該生物資源について適切に管理すること(例えば、森林資源であれば、持続可能な森林管理を行うことなど)。</p> <p>(d) 生態系及び自然の生息地の保護並びに持続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること(例えば、地域の持続可能な個体群を減少につながるような開発行為は回避することなど)。</p> <p>(e) 保護地域における保護を補強するため、保護地域に隣接する地域における開発が環境上適正かつ持続可能なものとする(保護地域に隣接する地域を緩衝地帯(バッファゾーン)ととして、開発行為を回避することなど)。</p> <p>(f) 劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を図ること(例えば、土地の改変を伴う開発事業が終了した後は、劣化した生態系を修復または復元することにより、できる限り原状回復を行うことなど)。</p> <p>(g) バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響(生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの)を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを管理し又は制御すること(例えば、カルタヘナ議定書に基づく国内法令の遵守など)。</p> <p>(h) 生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること(例えば、土地の改変を伴う開発事業が終了した後は、劣化した生態系を修復または復元する場合には、地域の固有種を用いるとともに、外来種の侵入を防ぐことなど)。</p> <p>(i) 現在の利用が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用と両立するために必要な条件を整えるよう努力すること(例えば、原料調達の方針として、持続可能な管理を行っている森林から得られる木材を購入することなど)。</p> <p>(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を行うこと(例えば、開発事業を実施する地域の先住民や地域住民に対する社会環境的な影響を事前に把握し、その回避、最小化を図ることなど)。</p> <p>(k) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な措置を講じること(例えば、工場が立地する周辺の地域に絶滅危惧種が生息する場合には、これを保全するための措置を講じることなど)。</p>
---	--

<p>び活動の種類を規制し又は管理すること。</p> <p>(m) (a)から(1)までに規定する生息域内保全のための財政的な支援その他の支援(特に開発途上国に対するもの)を行うことについて協力すること。</p>	<p>(m) 生息域内保全のための財政的な支援その他の支援(特に開発途上国に対するもの)を行うことについて協力すること(例えば、工場が立地する周辺地域で生物多様性の保全を行っている NGO/NPO などに対し財政支援を行うことなど)。</p>
--	---

表 2-2 生物の多様性の構成要素の持続可能な利用(第 10 条)

生物の多様性の構成要素の持続可能な利用(第 10 条) 条文	企業活動において期待されること
<p>(a) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。</p> <p>(b) 生物の多様性への悪影響を回避し又は最小にするため、生物資源の利用に関連する措置をとること。</p> <p>(c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。</p> <p>(d) 生物の多様性が減少した地域の住民による修復のための作業の準備及び実施を支援すること。</p> <p>(e) 生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。</p>	<p>(a) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自社の意思決定に組み入れること(例えば、自社の経営方針に生物多様性の保全を組み込むとともに、その方針に基づく目標と計画を策定することなど)。</p> <p>(b) 生物の多様性への悪影響を回避し又は最小にするため、生物資源の利用に関連する措置をとること(例えば、企業の事業が生物多様性へ与える影響を回避、最小化、代償を行うことなど)。</p> <p>(c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること(例えば、事業の事前事後の人文社会科学的モニタリングを行い、それによって明らかとなる地域社会への影響に対し、適切な是正措置を講ずることなど)。</p> <p>(d) 生物の多様性が減少した地域の住民による修復のための作業の準備及び実施を支援すること(例えば、社員による自発的な地域における生態系保全活動を奨励することなど)。</p> <p>(e) 生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関との間の協力を促進すること。</p>

表 2-3 影響の評価及び悪影響の最小化(第 14 条)

影響の評価及び悪影響の最小化(第 14 条) 条文	企業活動において期待されること
<p>(a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。</p> <p>(b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること。</p>	<p>(a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある自社の事業活動案に対する環境影響評価を適当な手続により実施し、当該手続への公衆の参加を認めること(例えば、企業の事業が生物多様性へ与える影響を回避、最小化、代償する措置を検討する過程で地域住民などのステークホルダーの公正な参加を得ることなど)。</p> <p>(b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある自社の計画の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること(同上)。</p>

2.3 海外の動向

2.3.1 米国政府のノーネットロス政策

米国では、古くから、開発事業による生態系への影響については、回避、最小化し、その後の残余の影響は代償することを求める法制度が成立していたが、国の環境政策として本格的に適用されるようになったのは、1969年の国家環境政策法の成立以降である。以下、米国の法制度を簡単に見てみる。

2.3.1.1 国家環境政策法

1969年の国家環境政策法（National Environmental Policy Act; NEPA）の目的の一つは、環境と生物圏に対する損害を予防し又は取り除く努力を促進することである。この目的を達成するため、NEPAは、連邦政府機関が関与する開発事業において環境影響評価を行い、ミティゲーションを検討することを義務化した。この場合のミティゲーションは、環境への影響を、優先順に、回避し、最小化し、代償することが含まれている。しかし、NEPAは、環境影響評価の手続きを義務化したものであり、ノーネットロス（no net loss）のような達成すべき環境の目標は規定していない。ノーネットロス政策は、下記の水質浄化法等の法制度の下で採用されている。

2.3.1.2 水質浄化法

1972年に成立した「水質浄化法」（Clean Water Act）の目的は、国家の水域の化学的、物理的、生態学的な完全性（integrity）を回復し、維持することである。同法は、その目的のため、水域へ物質を投棄（discharge）することを禁止しており、開発のために湿地を埋め立てるためには、陸軍工兵隊（Army Corps of Engineers）の許可が必要とした（第404条）。

米国では、開発によって急速に破壊が進んでいる湿地を保全するため、連邦政府は1990年代には湿地のノーネットロスを政策目標とし、同法に基づく連邦政府の運用として、開発事業が湿地に対する影響を回避し、最小化する努力を行った後に残った不可避の影響について代償ミティゲーションを行うことを開発許可の条件とした。その代償ミティゲーションの方法としては下記が認められている。

開発者自らが代替地の湿地を復元・創出・保全する。

第三者が設置するミティゲーションバンク²⁾からクレジットを購入する。

負担金（in-lieu fee）を支払う（負担金を管理する機関は、ミティゲーションを開始するのに十分な負担金が集められた段階で、ミティゲーションを開始する。ただし、その実施は、湿地の開発許可とはリンクしていない。）

湿地のミティゲーション政策を評価した National Research Council（2001）によると、過去20年間に湿地保全の進歩はあったものの、湿地のノーネットロスという目標は達成されていないと結論付けた。これは、多くのミティゲーション計画が目標通り実施されず、想定された湿地の機能を発揮していないためである。

この理由の一つには代償ミティゲーションの技術的な難しさが指摘されている。Carterら（1996）によると、湿地復元/創出の技術と科学は揺籃期にあり、湿地オフセットの初期の失敗原因として最も多いのは、湿地の水文学、土壌及び植生などの基礎的な構成要素に問題がある。

もう一つの理由は、代償ミティゲーションの事後の保管理状況を監視し、必要があればそれを是正する制度が不十分であるためである。具体的には、水質浄化法に基づく湿地オフセットの監視期間はおよそ5年間となっているが、湿地がその機能を完全に発揮するためには5年間は短すぎる（National Research Council, 2001）。この背景には、代償ミティゲーションコストをできるだけ減らしたいとする

²⁾ ミティゲーションバンクとは、「将来の湿地の損失を代償するために販売又は交換される湿地を創出、復元又は改善すること」をいう（Marshら、1996）。米国では、405件（43,549ha）のミティゲーションバンクが承認されている。

企業側の論理があると指摘されている。

2.3.1.3 絶滅危惧種法

1973年に制定された「絶滅危惧種法」(Endangered Species Act; ESA)の下では、内務省魚類野生生物局(USFWS)は、同法に指定されている絶滅の危機にある種(指定種)の捕獲や、その種への危害や死をもたらす生息地の変化や劣化を禁止している。この中で、開発行為が付随的に指定種に危害を加えるおそれがある場合には、USFWSの許可が必要となる。その許可を得るためには、開発業者は保全計画を策定する必要があり、その計画の一つとして、第三者が生物多様性の保全を行う「コンサベーションバンク」を利用することにより、開発行為が指定種に与える影響をオフセット(相殺)することが可能とされている。

コンサベーションバンクは、他の同じ資源価値を持つ土地で起きる影響をオフセットするために、「保全地役権」(conservation easement)³⁾によって永久に保全・管理される土地である(USFWS, 2003)。

米国では、約60のコンサベーションバンクが絶滅危惧種法によって承認されている。コンサベーションバンクは、その保全によって生まれるクレジットを販売することで収入を得ることができ、土地の所有者に対し生物多様性保全のインセンティブを提供するものである。コンサベーションバンクは、現存する生態系をそのまま保存するものでも許可されるため、開発により生態系の面積は減少する。しかし、例えば、開発により生息地が減少しても、代替地において生息地の分断化を避け、そのネットワーク化を高めるようなコンサベーションバンクを設置することにより、指定種の絶滅のリスクを高めないことが可能であるとされている。

水質浄化法による湿地オフセットと絶滅危惧種法によるオフセットを比較してみる。前者は、開発することで失われる湿地と同等の機能をもつ湿地を復元・創出・保全することにより、湿地の機能のノーネットロスを目指している。一方、後者は、同法の指定種が開発によって受ける負の影響を、代替する生息地を永久に保存することによりオフセットするものであり、種の絶滅のリスクのノーネットロスを目指すものであるという違いがある。

2.3.2 International Finance Corporation (IFC) (国際金融公社)

世界銀行グループの一つである国際金融公社(IFC)は、融資の対象とする企業に対し、対象プロジェクトの環境や社会への影響評価の指針として「社会と環境の持続可能性に関するパフォーマンス基準」を公表している。これは、民間銀行が融資プロジェクトの審査において用いる指針である「赤道原則」においても引用されている。この基準では、8項目について指針を設けており、その中のひとつとして「生物多様性の保全及び持続可能な自然資源管理」がある。

³⁾ 保全地役権とは、土地所有者がその所有する土地の開発の権利を放棄し、その土地の利用に制約を受けることに合意した土地所有者と地役権者との間の契約であり、生態学的な資源を永久に保全するために成立した記録された法的な文書であり、コンサベーションバンクとしての特定の生息地の管理の義務を要求するものである(USFWS, 2003)

IFC の社会と環境の持続可能性に関するパフォーマンス基準

社会・環境アセスメントとマネジメントシステム
労働者と労働条件
汚染の防止・削減
地域社会の衛生・安全・保安
土地取得と非自発的移転
生物多様性の保全及び持続可能な自然資源管理
先住民族
文化遺産

以下は、「生物多様性の保全及び持続可能な自然資源管理」部分の抜粋である。

IFC 「社会と環境の持続可能性に関するパフォーマンス基準」
生物多様性の保全及び持続可能な自然資源管理

(1) 自然生息地

7. 自然生息地では、顧客は、以下の条件が充足されない限り、その生息地を大きく転換または劣化させない：

- ・ 技術的かつ財務的に実施可能な代替案が無い。
- ・ プロジェクトの全体利益が、コスト（環境及び生物多様性へのコストを含む）を上回る。
- ・ 一切の転換または劣化は、適切に緩和される。

8. 実施可能な場合は、緩和策は、生物多様性が純減しないように計画される。それは、下記のようなアクションの組み合わせを含む場合がある：

- ・ 操業後の生息地の回復
- ・ 生態学的に類似した、生物多様性のために管理される地域を設定することを通じた、損失の相殺
- ・ 生物多様性の直接的な利用者への補償

(2) 危機的な状況にある生息地

9. 危機的な状況にある生息地は、自然生息地及び転換された生息地の共通の一部を構成するもので、特別の配慮を受けるに値する。危機的な状況にある生息地は以下の地域を含む。

- ・ 絶滅危惧 IA 類または絶滅危惧 IB 類^(注)の存続に必要な生息地を含む生物多様性の価値が高い地域；
- ・ 固有種または生息地域限定種にとって特別な重要性を持つ地域；
- ・ 移動性種の存続を左右する重大な地域；
- ・ 群れを成す種の、世界的に重要な集合体または個体数を支える地域；
- ・ 種の特異な集合が見られる地域、重要な進化の過程に関与している、または、重要な生態系サービスを提供している地域；ならびに、
- ・ 現地の地域社会にとって社会的、経済的、または文化的に重要な意義を持つ生物多様性を有する地域。

10. 危機的な状況にある生息地では、顧客は、下記の要求事項を満たさない限り、一切のプロジェクト活動を実施しない：

- ・ 9項に記載された種の定着した個体数を支持する危機的な状況にある生息地の能力、または、9項に記載さ

- ・ れた危機的状況にある生息地の機能、に重要な負の影響が無い。
- ・ 認識されている、一切の絶滅危惧IA類または絶滅危惧IB類^(注)の個体数に減少が無い。
- ・ より軽度な影響は、8項に一致した方法で緩和される。

(注) 絶滅危惧 IA 類と絶滅危惧 IB 類は IUCN が指定する絶滅危惧種のレベルを示すもの。

2.3.3 Climate, Community and Biodiversity Alliance (CCBA)

Climate, Community and Biodiversity Alliance (CCBA)は、地球温暖化による生態系や人々の生活への影響などに対処するために設立された、世界的な企業（BP、Intel 等）と NGO（CI 等）のパートナーシップ組織である。CCBA は、気候変動、地域コミュニティと生物多様性に対し便益をもたらす世界中の森林保全やその回復プロジェクトの開発を促進するために市場に影響力を与えることを求めている。

下記の CCB 基準は、土地を基礎とした炭素ミティゲーションプロジェクトの開発の初期段階を評価するものである。本基準では、気候変動や生物多様性保全の視点から、土地管理プロジェクトの評価を総合的に行う指標を定め、それによる格付けを提案している。

Climate, Community and Biodiversity Alliance (CCBA)による評価基準

CCB 基準の検証レベル：

- ・ 承認：15 の要求事項をすべて満たしているプロジェクト
- ・ 銀：すべての要求事項を満たし、かつ 3 つの異なる分野（一般、気候、コミュニティ、生物多様性）から 1 ポイント以上を得ていること。
- ・ 金：すべての要求事項を満たし、かつ 4 つの分野（一般、気候、コミュニティ、生物多様性）から各 1 ポイント以上で、最低 6 ポイントを得ているもの。

一般部門；

（要求事項）プロジェクトサイトの元々の状態の記述；ベースラインの予想；プロジェクトのデザインと目標；マネジメント能力；土地の所有権；法的地位

（1 ポイント追加）：持続可能性のための順応的マネジメント；知識の普及

気候部門

（要求事項）気候へのネットでの正の影響；サイト外での気候への影響（リーケージ）；気候への影響の監視

（1 ポイント追加）：気候変動と気候変化への適用；炭素市場への販売を抑制すること。

コミュニティ部門

（要求事項）コミュニティへのネットでの正の影響；サイト外でのコミュニティへの影響；コミュニティへの影響の監視

（1 ポイント追加）能力構築；コミュニティの関与のベストプラクティスを用いること。

生物多様性部門

（要求事項）生物多様性へのネットでの正の影響；サイト外での生物多様性への影響；生物多様性への影響の監視

（1 ポイント追加）在来種の使用；水と土壌資源の改善

以下は、生物多様性の評価基準（生物多様性へのネットでの正の影響）に関する説明である。

（概念）

プロジェクトは、その境界内で、プロジェクトのライフサイクル（計画から終了まで）の中で、ベースラインの状態を基準として、ネットで正の影響を与えなければならない。プロジェクトは、IUCNのレッドリストに掲載されている絶滅危惧種や国が認めた絶滅危惧種を含め、種に対し、ネットで負の影響を与えるべきではない。侵略的外来種はプロジェクトによって導入してはならない。遺伝子操作を行った種（GMO）は、倫理的、科学的、社会・経済的課題を提起している。

（指標）

プロジェクトの結果としての生物多様性の変化を推定するための適切な方法を用いなければならない。プロジェクトシナリオとベースラインシナリオを比較し、その差は正でなければならない。外来種の影響を記述しなければならない。

プロジェクトの境界内で、IUCNのレッドリストに掲載されている絶滅危惧種や国が認めた絶滅危惧種を特定しなければならない。

プロジェクトで用いるすべての種を特定し、既知の侵略的外来種が用いられないことを示さなければならない。

炭素クレジットを生成するためにGMOを用いてはならない。

生物多様性への影響の監視

（指標）

事業者は、監視する生物多様性の変数と頻度に関する当初計画を策定しなければならない。候補となる変数としては、種の量と多様性、景観の接続性、森林の分断、生息地とその多様性などがある。

2.3.4 生物多様性オフセット

生物多様性物オフセットは、2008年5月にボンで開催された生物多様性条約締約国会議（COP9）において Business and Biodiversity Offsets Programme（BBOP）から提案書が提出されたものである。このテーマは今後、国際的な場で大きく取り上げられて議論されると思われるため、以下で詳細に説明することとしたい。

生物多様性オフセットは「生物多様性のネットでの損失をゼロ（ノーネットロス）、できればネットでの正の影響（ネットゲイン）とするよう、社会基盤整備プロジェクトによって生じる生物多様性への不可避な影響を代償するために意図した保全行動」と定義される（BBOP）。

生物多様性オフセットに対しては賛否両論がある。ten Kate et al. (2004)は、生物多様性オフセットの潜在性と制約を探求するために、企業、規制当局、生物多様性の専門家などをインタビューした結果をまとめている。その主な結論は以下の通りである。

- ・ 生物多様性オフセットは、開発プロジェクト自体が適切な場合にのみ実施され、ミティゲーションの優先順位（回避、最小化、代償の順）に従わなければならない。
- ・ 生物多様性オフセットは、自主的なものでも法的に義務化したものでも実現可能である。
- ・ 適切な生物多様性オフセットのためには柔軟な対応が必要である。
- ・ オフセットの基本原則が適用されるべきである（オフセットにおいては、開発地とオフセット地との生物多様性の同等性が求められる。地域の生物多様性保全の優先順位とのバランスが必要である。オフセットにおいてはステークホルダーの合意が必要である）。

BBOPは、生物多様性オフセットを探求している生物多様性保全団体、政府、企業、金融機関などが

参加するパートナーシップ団体である。

BBOP は、生物多様性についてのベストプラクティスを開発し、試験し、普及することや、パイロットプロジェクトを通じて、オフセットを実証することを目的としている。

2008 年、BBOP 事務局は下記の文書を作成し、参加者からのコメントを求めた。下記のうち、の資料は、既に述べたとおり、第 9 回生物多様性条約締約国会議の資料として提出された。他の文書は協議グループ内で案が回覧されたものである。

討議とコメントのための協議案

生物多様性の損失と獲得を計算する方法

生物多様性オフセットの閾値

生物多様性オフセットとステークホルダーの参加

生物多様性オフセットにおけるリスク、不確実性、時間の割引、景観レベルでの保全目標に対処するための乗数の利用

サイトの選定と景観レベルの計画

影響評価と生物多様性オフセット

費用便益計算のためのハンドブック

生物多様性オフセットの実施のためのハンドブック

以下では、これらの文書のうち、オフセットの原則にかかわる、及びの概要を説明する。

2.3.4.1 生物多様性オフセットの原則

以下は、「討議とコメントのための協議案」に記載された生物多様性オフセットの原則である。

生物多様性オフセットの原則 (BBOP)

生物多様性オフセットは、開発活動の影響と生物多様性保全、その構成要素の持続可能な利用及び利益の公正かつ公平な配分とをバランスさせる仕組みの一つを提供するものである。

(生物多様性オフセットの定義)

生物多様性オフセットは、開発プロジェクトから生じる生物多様性への影響に関し、適切なミティゲーションを実施した後に継続する顕著な残余の影響を代償するために計画された行動である。その目的は、種の構成、生息地の構造、生態系サービス(生活の側面を含む)に関して生物多様性のネットでのゼロの損失(ノーネットロス)か、望ましいことには、正の影響(ネットゲイン)を得ることである。

(原則)

生物多様性のネットでのゼロの損失を実現する。この場合、種、生息地、生態系プロセスなどの階層的なレベルを考慮する。また、二次的な影響や累積的な影響も考慮する。種のレベルでは、既知の絶滅危惧種(例: IUCN レッドリスト種)の危険度のレベル(threat status)が変化しないことや、現在の世界的な絶滅リスクが増加しないことを評価基準とすることができる。

ミティゲーションの優先順位に従う(生物多様性への影響を回避し、最小化し、回復させた後に残る顕著な負の影響を代償する)。

景観の文脈で計画し、実施すること。

ステークホルダーの参加(生物多様性オフセットのすべての段階での意思決定へのステークホルダーの全面的かつ効果的参加)。

公平性（ステークホルダー間でのプロジェクトに付随する権利と責任、リスクと報酬を公正かつバランスが取れるように配分する）、
長期的な成功を目指す。
透明性を確保する。

（原則 の説明）

ミティゲーションにおいて、プロジェクトによる生物多様性への影響が受け入れ可能かどうかは、一般的には、ステークホルダーによってケースバイケースで判断される、その判断では、影響を受ける生物多様性の非代替性(irreplaceability)と脆弱性(vulnerability)の考慮が基礎となる。

生物多様性の損失を代償する方法がないプロジェクト（例：地域の固有種の絶滅につながるもの）は、オフセットができない場合がある。仮に、そのようなプロジェクトの実施が政府当局によって許可される場合には、その実施する代償措置が意味のあるものであったとしても、それらは生物多様性オフセットとはみなさない。

（課題と限界）

- ・ 生物多様性オフセットに対しては、不適当なプロジェクトを進めるものではないかという懸念がある。すなわち、生物多様性オフセットは、生物多様性への顕著な影響があり、多くの場合には受け入れ不可能と判断されるプロジェクトが、その損害がオフセットされることによって、これを容易に実施可能となることが懸念されている。原則（ミティゲーションの優先順位）などの厳格な適用が求められる。
- ・ 追加性が欠如していることが懸念される。オフセット活動は、本来は、新規であり、かつ追加的なものであるべきである。しかし、プロジェクトがなくても実施させる生物多様性保全活動などもオフセットとして計算されることが懸念される。
- ・ コストの移転。生物多様性オフセットが、政府の生物多様性保全投資に代替し、その投資が減少することが懸念される。生物多様性オフセットは、政府の施策を補完するものとすべきである。
- ・ リークエージ（オフセットが別の生物多様性への負の影響を与える可能性がある）
- ・ 実施能力の欠如（オフセットを実施する主体が、実際に目標通りのオフセットを実施できるかどうか懸念される）
- ・ 定量化とオフセット設計の課題（オフセットによるノーネットロスを定量的に評価する手法が適切かどうか）

2.3.4.2 生物多様性オフセットの閾値

以下は、生物多様性オフセットを実施するか否かを判断するための基準についての説明である。

生物多様性の構成要素の保全の優先度は、非代替性(irreplaceability)と脆弱性(vulnerability)によって決定される。影響を受ける生物多様性の非代替性と脆弱性が高いほど、ミティゲーションの優先順位の高い手法に焦点を当てた努力を行うべきである。

オフセットを実施するか否かの判断基準（種の場合）

プロジェクトが影響を与える土地が、既知の種の世界中の生存数の95%以上が生息している地域と重なっている場合には、オフセットはしない。プロジェクトの実施により、種がIUCNの絶滅危惧種のカテゴリーに従って絶滅危惧種となる（またはそのレベルが上がる）可能性がある場合には、オフセットはしない。

ミティゲーションの優先順位

ミティゲーションの優先順位順の措置の閾値は、非代替性と脆弱性によって下表の通り決定される。

表 2-4 ミティゲーションの優先順位
脆弱性

		絶滅のおそれが高い(CR&EN)	絶滅のおそれがある(VU)	データがない(DD&NE)	絶滅のおそれがない(NT&LC)
非代替性	その土地に固有（プロジェクトが影響を与える地域に世界の95%以上が生息）	オフセットしない。地域内でのミティゲーションのみ。回避と最小化に焦点を当てる。			
	集中（プロジェクトが影響を与える地域に世界の1%以上が生息）	完全な地域内のミティゲーション。回避と最小化に焦点を当てる。オフセットはほとんどない。	主に地域内のミティゲーション。回避と最小化に焦点を当てる。オフセットは場合により可能。	絶滅危惧のカテゴリーに分類するか、予防原則に従う。	主に地域内のミティゲーション。オフセットは場合により可能。
	拡散（プロジェクトが影響を与える地域に世界の1%未満が生息）	主に地域内のミティゲーション。回避と最小化に焦点を当てる。オフセットは場合により可能。	主に地域内のミティゲーション。オフセットは多くの場合可能。	絶滅危惧のカテゴリーに分類するか、予防原則に従う。	地域内のミティゲーションの優先度は低い。オフセットはほとんどの場合可能。

(出所) BBOP

2.3.4.3 生物多様性オフセットの事例(リオ・ティント社)

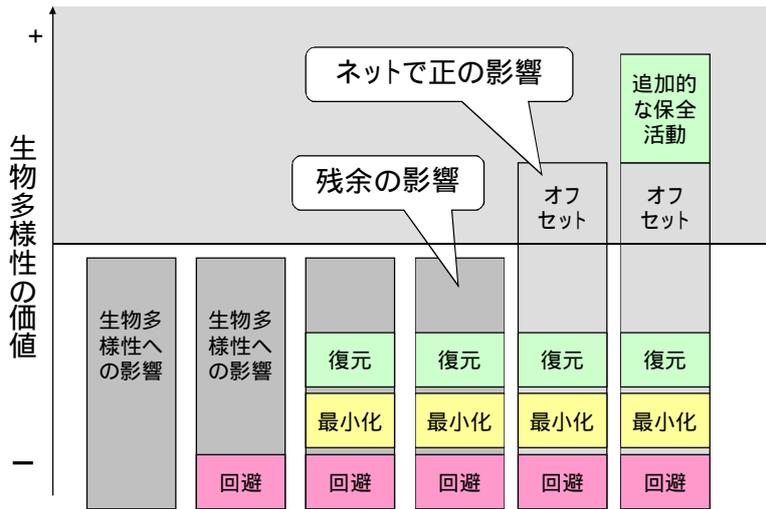
世界で第3位の鉱山会社であるリオ・ティント社は、2008年10月のIUCN総会(フォーラム)で同社の生物多様性オフセットの進捗状況を説明した。以下はその概要をまとめたものである。

リオ・ティントは、50カ国、110のサイトで鉱山プロジェクトを実施している。2004年のIUCNバンコク総会で企業の目標としてnet positive impact (NPI)を採用することを発表した。生物多様性はビジネスのリスクであり、NPIはこのリスクへの対応である。昔は、鉱山開発では安全が確保されない場合には開発しなかったが、現在では生物多様性が保全されないと開発しない、という方針である。

リオ・ティントは、既にギニア、マダガスカル、ブラジルで生物多様性オフセットを実施している。また、先進国では、米国ユタ州(銅鉱山)、米国の石炭鉱山、アルカン社(豪州とNZ)で実施している。

図2-1は、リオ・ティント社によるノーネットインパクトの説明図である。

図2-1 ミティゲーションの優先順位



出所: Rio Tinto社

生物多様性オフセットでは、NPIの実現に向けての進展を定量的に評価することが課題である。マダガスカルでのプロジェクトにおいて、様々なNPIの計算方法を試験している。この地域では、NPIの概念は、ベースラインデータ、プロジェクトが影響を与える地域、影響のタイプ、生物多様性のタイプと数及び内在的な価値とサービス価値で定義される。

2.4 日本の動向

次に、日本における生物多様性保全の法制度と、その中で企業の責務についてどのような規定があるかを見てみる。

2.4.1 日本政府の定める企業の生物多様性保全に関する責務

1992年の環境と開発のための国連会議を契機に、これまでは自然環境保全と公害対策がそれぞれ別の基本法で制定されていたものを統合し、環境基本法(1993年)が成立した。最初に、この基本法において企業の責務がどのように規定されているかを見てみる。

2.4.1.1 環境基本法(1993年)

企業を含めた「事業者」の責務については、「基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する」(第8条)とされている。ここでいう「自然環境」には、多様な生態系や動植物種が含まれていることから、事業者が事業活動を行う際には、それによって影響を受ける生物多様性については、その保全のための措置を講じることが責務であると解釈できる。

2.4.1.2 生物多様性基本法（2008年）

2008年に議員立法によって成立した生物多様性保全に関する基本法であり、この法律は、環境基本法の下位に位置づけられる。

生物多様性基本法には、事業者の責務として以下の二つが規定されている（第6条）：

- ・ 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握する。
- ・ 他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

なお、この「持続可能な利用」とは、「現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法（以下「持続可能な方法」という。）により生物の多様性の構成要素を利用することをいう」（第2条）と規定されている。この中で「生物その他の生物の多様性の構成要素の長期的な減少をもたらさない」ということは、生物多様性の減少は仮に短期的には生じたとしても、長期的には減少をゼロとすることを目標とすることを意味している。

生物多様性基本法においては、基本原則として、下記を旨としなければならないことが規定されている（第3条）

- ・ 生物の多様性の保全は、野生生物の種の保存等が図られ、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全される。
- ・ 生物の多様性の利用は、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用する。
- ・ 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、下記の方法により行う。
 - 科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法
 - 事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法
- ・ 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努める。
- ・ 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行う。

また、生物多様性基本法では、事業の計画段階から生物多様性に対する影響を調査、予測又は評価し、その結果に基づき生物多様性の保全に適正に配慮するための必要な措置を講ずることを規定しており（第25条）、これは、従来の環境影響評価が事業アセスメントと呼ばれているのに対し、戦略的アセスメントを取り入れたものとして注目を集めている。

2.4.1.3 第三次生物多様性国家戦略（2007年）

日本政府は、生物多様性条約を1993年に締結し、1995年には生物多様性国家戦略（第一次）、2002年には第二次国家戦略を作成し、2007年11月には第三次国家戦略を策定した。

第三次国家戦略の中では、企業などの事業者の責務としては、以下のことが期待されるとしている。

- ・ 生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売
- ・ 保有している土地や工場・事業場の敷地での豊かな生物多様性の保全、
- ・ 投資や融資を通じた生物多様性の保全への配慮、

- ・ 生物多様性の保全に関する情報開示
- ・ 社会貢献活動としての国内外における森林や里山などでの生物多様性の保全への貢献
- ・ 企業・公益法人の基金による生物多様性の保全を目的に活動する NGO への支援
- ・ 政府や生物多様性条約締約国会議など国際的な組織が提供する生物多様性の情報に関心を持つ
- ・ 企業活動の中で形成されるネットワークを通じ、国内外の企業に生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を促し、連携してその推進に努めること

2.4.1.4 環境影響評価法(1997年)

環境影響評価（環境アセスメント）は、開発事業が環境に及ぼす影響を事前に調査・予測・評価することにより、環境の悪化を未然に防ぐものであり、日本では、1997年に環境影響評価法が成立した。同法による環境アセスメントの対象となる環境要素は、大気や騒音などの公害環境要素と動植物などの自然環境要素に大別される。この自然環境要素には、生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全と、人と自然との豊かな触れ合いが規定されている。

表 2-5 環境影響評価法における対象環境要素

1	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境(大気質、騒音、振動、悪臭、その他)
		水環境(水質、底質、地下水、その他)
		土壌・その他の環境(地形・地質、地盤、土壌、その他)
2	生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全	植物
		動物
		生態系
3	人と自然との豊かな触れ合い	景観
		触れ合いの活動の場
4	環境への負荷	廃棄物等
		温室効果ガス等

(出所) 環境影響評価法に基づく基本的事項(環境庁告示第八十七号)別表

「植物」及び「動物」に区分される選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息・生育種及び植生の調査を通じて抽出される「重要種」の分布、生息・生育状況及び「重要な群落」の分布状況並びに動物の集団繁殖地等「注目すべき生息地」の分布状況について調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとされている(環境影響評価法に基づく基本的事項)。

「生態系」に区分される選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、(上記の植物及び動物に関する)調査結果等により概括的に把握される生態系の特性に応じて、生態系の上位に位置するという「上位性」、当該生態系の特徴をよく現すという「典型性」及び特殊な環境等を指標するという「特殊性」の視点から、「注目される生物種」等を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係及び生息・生育環境の状態を調査し、これらに対する影響の程度を把握する方法その他の適切に生態系への影響を把握する方法によるものとされている(同)。

(環境保全措置)

環境影響評価法に基づく環境アセスメントにおいては、事業者は「環境保全措置」を実施することとされている。この「環境保全措置」は、対象事業の実施により選定項目に関わる環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者が実行可能な範囲内で、その影響を回避し、又は低減すること、及び、その影響に係る各種の環境保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として検討されるものである。

この場合、環境保全措置の検討にあたっては、環境への影響を「回避」し、又は「低減」することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じその事業の実施により損なわれる環境要素

と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を「代償」するための措置（以下「代償措置」という。）を検討することとされている。

なお、環境保全措置の検討にあたっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理することとされている。

森本ら（2001）は、このような環境保全措置（ミティゲーション）の理解を深めるために、道路事業における考え方の例を示しているので、参考までに以下に引用する。

表 2-6 道路事業における環境保全措置（ミティゲーション）の考え方の例

影響の種類	環境保全措置の例	環境保全措置の効果	区分
生息地の消失・縮小	地形改変の最小化（工事用道路等の設置位置の検討）	地形変更による生息地の消失・縮小を回避・低減できる	回避・低減
	繁殖期を避けた施工	騒音に敏感な種に対する影響を低減できる	
	重要な動物種（卵のう等）の移設	地形改変区域に生息する個体を他の場所に移すことにより、種を保全できる	代償
生息環境の質的变化	地下水の保全（透水壁の設置、地下水路の確保）	水環境（地下水、伏流水等を含む）の変化に伴う生息環境の変化を低減できる	回避・低減

（出所）森本ら（2001）

ここで注意しなければならないことは、環境影響評価法が対象とする事業は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、国が実施し、または許認可等を行う事業に限定されていることである。すなわち、法律で定める基準以下の小規模な事業には適用されないし（これに対しては地方自治体が条例によって小規模の事業を対象とする例がある）国が関与しない民間の事業には適用されない。従って、企業などの事業者には、自主的に環境影響評価を行うことが期待されているところである。

2.4.2 環境経営学会

環境経営学会では、持続可能な社会の構築に貢献する企業経営の持続的発展可能性を評価することを目的として、サステイナブル経営格付けを実施している。なお、サステイナブル経営は次のように定義されている：「企業は社会の公器であるとの認識の下に、持続可能な社会の構築に企業として貢献することを経営理念の一つの柱と定めて経営を進め、社会からの信頼の獲得と経済的な成果を継続的に挙げることによって真の企業価値を高め、企業の持続的発展を図る経営」

企業経営者が目指すのは、一般に「企業価値の向上と持続的発展を遂げること」にあると考えられるが、この二つは「いずれも結果として成就すること」であるとし、学会の格付けでは「成就するために企業がとる手段とその過程が、学会が希求するサステイナブル経営の理念にそって、企業の統治をもって具現されているかどうか」を問い、診断するものであるとしている。

評価は、戦略、仕組、成果（パフォーマンス）の各段階で行われる。分野としては、経営、環境、社会の3つであり、その環境の中の一つの項目として「生物多様性の保全」がある。

生物多様性に関する評価基準においては、企業のマネジメントの評価が中心となっている。

生物多様性の保全に関する評価基準（環境経営学会）

（１）戦略（方針）

生物多様性保全の方針

1. 生物多様性の保全を推進する全社的な方針・目標・計画の存在

啓発・教育方針

2. 全役員・全従業員に対する生物多様性の保全を啓発・教育する方針、目標、計画の存在
3. 生物多様性に関する全役員・全従業員の自主的な保全活動を評価・支援する方針、目標、計画の存在

支援方針

4. 事業により影響を受ける生物多様性についての情報を公表する方針、目標、計画の存在
5. 生物多様性の保全に関して、社外のステークホルダーを支援する方針、目標、計画の存在
6. 社外のステークホルダーと協働して生物多様性を保全する方針、目標、計画の存在

（２）仕組（推進体制）

生物多様性保全の推進体制

1. 生物多様性保全の視点で事業活動を監視し、生態系保全の推進を担当する組織
2. 事業に伴う自然環境影響のアセスメントの実施・公表手順

社内教育・自主活動支援

3. 全役員・全従業員に対する生物多様性の保全の啓発・教育制度

ステークホルダーへの支援体制

4. 社外のステークホルダーの生物多様性の保全に対する理解を深めるための啓発・教育制度がある
5. 事業が影響を及ぼす生物多様性について社外のステークホルダーに報告するための組織・制度

（３）成果（パフォーマンス）

生物多様性保全目標の達成

1. 所有、貸借、管理している土地における生物多様性とそれらへの影響の把握
2. 操業により生物多様性が減少した地域において、生物多様性の回復
3. 生物多様性の保全目標の達成

社内教育・支援実績

4. 全役員・全従業員に対する、生物多様性の保全の啓発・教育プログラムの実施

ステークホルダー支援実績

5. 社外のステークホルダーに対する生物多様性の保全のための啓発・教育の実施
6. 社外のステークホルダーによる生物多様性の保全活動の支援
7. 社外のステークホルダーとの協働による生物多様性の保全活動の実施

2.4.3 地球・人間環境フォーラムによる調査

財団法人 地球・人間環境フォーラムは、「第三次生物多様性国家戦略実施に向けた民間参画等推進調査」を2007年度に実施した。これは、生物多様性企業活動ガイドラインの必要性、同ガイドラインに対するニーズを調査し、企業ガイドラインの骨子を提案したものである。以下は、この報告書からの抜粋である。

「第三次生物多様性国家戦略実施に向けた民間参画等推進調査」(抜粋)

日本企業による生物多様性の保全の取り組みはきわめて限定的であったと言っているだろう。その最大の理由は、生物多様性という概念が、日本においては専門家以外には十分に浸透していると言えない状況にあるからと考えられる。

ガイドラインの必要性に関わる意見としては、以下のようなものがあった。

- ・ 企業は生物多様性との関連性はあるが、定量評価がないと個別の企業が目標を持つのが難しい。個別に第三者評価を頼むのも大変。生物多様性とのつながりを示す指標を個別で持つのは難しいので、共通のものを行政が一元的に準備した方が効率がいいのではないかと。
- ・ よい取り組みかどうかという第三者的な指標や評価が欲しい。

当該ガイドラインに関して、生物多様性の状況、もしくは企業による生物多様性の取り組みの成果について、評価可能にするための指標や尺度、手法の整備を求める声が多くみられた。

評価指標が必要だと考える理由を、以下のように整理できると考えられる。

- ・ 自社の計画に対する取り組みの進捗を測るために評価指標が必要である。
- ・ 世界や国、地域の生物多様性の状況がどのような状態にあるのかを測るために評価指標が必要である。
- ・ 世界や国、地域の生物多様性の状況に対して、自社の取り組みがどの程度役立ったのかを測るために評価指標が必要である。
- ・ 生態系サービスの恩恵を自社がどの程度受けているのかを測るために評価指標が必要である。
- ・ 社会から自社が評価してもらうための評価指標が必要である。
- ・ 或る事業活動を行うかどうかを判断するアセスメントに生物多様性を組み込むために、評価指標が必要である。(ただし、これについては必要性を感じていない声もある)

2.5 生物多様性保全への取り組みに関する情報の公開の仕方

企業が、その社会的責任として、社会や環境への取り組みを進めていく上では、その取り組みの現状についての情報を公開し、ステークホルダーとの対話を深めていくことが必要不可欠である。しかし、企業の情報公開が各社ごとにバラバラに行われると、外部のステークホルダーは混乱してしまう。このような事態が生じないよう、企業が公開する環境報告書や CSR レポートなどの報告事項やその方法について統一しようとする動きがある。

世界的には、GRI (Global Reporting Initiative)が作成している「サステナビリティ報告ガイドライン」が一般的に使われている。また、日本では、環境省が「環境報告ガイドライン」を制定している。以下、順を追って見ていく。

2.5.1 GRI サステナビリティ報告ガイドライン

GRI (Global Reporting Initiative) (2006) GRI Sustainability Reporting Guidelines (Ver.3)

サステナビリティ報告ガイドラインは、企業が環境・社会への取組についてステークホルダーとコミュニケーションするためのツールとして GRI が 2000 年に第 1 版を開発したものである。

このガイドラインは、報告の主要な内容を概説するものであり、すべての組織に関連するものとされている。2006 年に策定された第 3 版のガイドライン (G3) では、組織が自主的に、柔軟に、漸進的に採用できる情報公開の枠組みを概説しており、この柔軟さによって、組織はサステナビリティ報告の

実践を継続的に改善することが可能になるとされている。このガイドラインにおいては、生物多様性への取り組みについては、下記を報告することが推奨されている。

生物多様性に関する報告事項（GRI）

（中核指標）

- EN11 保護地域内あるいはそれに隣接した場所及び保護地域外で生物多様性の価値が高い地域に、所有、賃借あるいは管理している土地の所在地及び面積。
- EN12 保護地域及び保護地域外で生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品及びサービスの著しい影響の説明（直接的な影響に加え、間接的な影響（サプライチェーンにおける影響など）を含めて、報告組織の事業活動、製品及びサービスに関連して生物多様性に及ぼす著しい影響を特定する）。

（追加指標）

- EN13 保護または復元されている生息地
- EN14 生物多様性への影響を管理するための戦略、現在の措置及び今後の計画
- EN15 事業によって影響を受ける地区における生息地域に生息する IUCN のレッドリスト種及び国の絶滅危惧種の数。絶滅危険性のレベルごとに分類する。

GRI では、上記のガイドラインを補足するための文書を作成しており、生物多様性に関しては、2007 年に下記のものが公表されている。以下は、この生物多様性に関する付属文書の要約である（GRI, 2007）。

「生物多様性 GRI 報告」

（生物多様性に関する報告）

効果的な報告は、組織の生物多様性との関係、その影響をマネジメントする手法、その成果、を伝えることが望ましい。

生物多様性の報告には、下記の 4 つの要素がある。

- ・ 生物多様性と生態系サービスとの関係
- ・ 認識している役割と責任
- ・ 政策とマネジメントの手法
- ・ パフォーマンスと結果

（測定の実際）

組織の操業が生物多様性へ与える影響を評価するための相当な努力が必要である。生物多様性のデータを集めるための簡単な方法は存在しない。下記の例のような生物多様性のわずかな側面のみが、定量的に測定可能である。

- ・ 種の多様性と量
- ・ サプライチェーンで用いられる生物資源の遺伝子の多様性
- ・ 生産拠点及びその周囲での生物多様性の価値が高い地域の面積

組織にとっては、生物多様性への直接的な影響を測定することは、サプライチェーンを経由する間接的な影響に関するデータを収集することに比較すると、容易である。多くの種類の評価が開発されている。付属書 V が EIA において生物多様性をいかに統合するかについての広範な情報を含んでいる。

組織にとって、サプライチェーンのすべてにおける生物多様性への影響を報告することは難しい。一つの代替案は、生物多様性への顕著な影響を与えるリスクがある生産プロセスを監視すること、そして、影響に敏感である、又は保全の価値が高い地域を監視することである（その地点の選定ではステークホルダーの意見が役に立つ）。

生産拠点及びその周囲での生物多様性のレベルに関するデータを取得するひとつの方法は、いくつかの指標となる種又は主要な生息地を選定することである。この場合、組織は、以下について報告することができ

るであろう。

- ・ 指標となる種又は生息地を選定した基準
- ・ データの結果
- ・ 生物多様性の価値の評価に関与した専門家とステークホルダー
- ・ それらの人々の参加の性格

地域の生物多様性は年々変化する。包括的な報告では、潜在的に重要な影響が起きているかどうかを定期的にレビューする必要がある。

報告組織は、その影響を与える範囲が操業場所の範囲を超えることを考慮する必要がある（例：汚染物質の環境への放出による影響）。このことは、サプライチェーンにおいて生産拠点の位置を地図上に記載する場合には考慮すべき重要な要因である（生産拠点は、生物多様性の価値が高い地域の内側にあったり、近接している可能性がある）。

2.5.2 環境報告ガイドライン（環境省）

環境省は、2007年6月に「環境報告ガイドライン」を公表した。環境省では、2004年3月に「環境報告書ガイドライン（2003年度版）」を策定したが、その後のGRIガイドラインの改定などの進展を受け、これを改定したものである。この中では、「生物多様性」は、「環境マネジメント等の環境経営に関する状況」を表す情報・指標（MPI）の一つとして掲げられている。以下は、生物多様性に関連する部分の抜粋である。

環境報告ガイドライン（環境省）

MP-9：生物多様性*の保全と生物資源の持続可能な利用の状況

生物多様性条約*（日本は平成5年締結）と新・生物多様性国家戦略*（平成14年決定）の精神に鑑み、生態系の保全、生物種の絶滅の防止と回復、生物資源の持続可能な利用を達成するための方針、目標、実績等を記載します。

(1) 記載する情報・指標

7. 生物多様性の保全に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等

例えば、次のような情報や指標を用いて記載することが考えられます。

- 事業活動に伴う生態系や野生生物への主要な影響とその評価（海外の生物多様性の豊かな地域における開発を含む）
- 原材料調達における生態系や野生生物への主要な影響とその評価（影響が大きい業種の場合には、そのプロセスにおける影響も含む）
- 事業活動によって発生し得る生物多様性への影響を回避ないしは軽減するための取組
- 所有、賃借、あるいは管理する土地及び隣接地域における生物多様性の保全に関する情報
- 生物多様性が豊か、あるいは保護する価値が高い地域^(注)に所有、賃借、管理している土地がある場合は、その面積と保全状況等
- 生態系の保全・再生のために積極的に行うプログラム及び目標（生物多様性が豊か、あるいは保護する価値が高い土地の買い上げや寄付等による保全活動を含む）

^(注) 国立公園、国定公園、地方自治体の指定した保護区域、世界遺産条約やラムサール条約等国际条約による指定地域、希少な野生生物の生息・生育地等が相当します。

(2) 記載することが期待される情報・指標

(1)のほか、例えば次のような情報や指標を記載することが期待されます。

- 生産あるいは原材料調達の過程において生物多様性へ与える影響を軽減し、生物資源の持続可能な利用のための配慮がなされた製品やサービスと、それが全製品及び全サービスに占める割合
- (社)日本農林規格協会による有機農産物や栽培期間中に化学合成農薬を使用していない、あるいは節減して栽培した農産物の利用方針や取組状況等
- 所有、賃借、あるいは管理する土地及び隣接地域に生息・生育する生物種に関する情報(特に、絶滅が危惧される生物種*及びその地域に固有な生物種についての情報)
- 事業活動に起因する生息・生育地の改変内容、及び生息・生育地を保護または復元した割合
- 山地、農地、市街地等における遊休地を生物多様性の保全のために再び自然を修復した面積
- 計画中の事業や、開発の過程における生物多様性や生態系への影響の評価と対策(回避、軽減)の実績
- 保護地域あるいは脆弱な生態系からなる地域とその周辺において計画中の事業、及びその事業が生物多様性と生態系に与える影響

(3) 解説

開発や原料調達をはじめ、事業活動は直接的、間接的に生物多様性に大きな影響を与えています。生物多様性及びその重要な構成要素の一つである生態系は、生物・遺伝資源の源泉としての利用価値や、物質循環、気象の調節、文化の源泉等の生態系サービスをもたらしており、私たち人類の生活と事業活動が大きく依存しているものです。過剰な利用や開発等による生態系の破壊は、私たち人類の生活や事業活動を持続不可能にする可能性があるため、十分な配慮を払うことが必要です。

その一方で、生物多様性への配慮を経営システムの中に統合することは、長期的な観点から、リスクの低減や持続可能な企業経営の安定化にも資するものであることを認識する必要があります。

具体的には、生物多様性に影響を与えている以下のような主要な原因について、組織の影響が及び得る事業エリア及び、その上流・下流のサプライチェーンを含めた、より広い範囲で配慮することが望まれます。

- 過度の捕獲・採集等生物多様性に影響を与える方法で生産された原料の利用
- 生息・生育域の開発(事業所や施設の設置等)や活動(レジャー等)
- 外来生物の移入(原材料等にする生物の野生化、無計画な緑化、寄生虫・病気等)
- 遺伝子組み換え生物の移入
- 生息・生育環境の変化(化学物質や肥料等による汚染等)

また、生物多様性や生態系の保全・持続可能な利用を確保するためには、専門的な知見が不可欠であることから、研究者や専門性の高いNGO・NPO等、社外の専門家との連携や、IUCN(国際自然保護連合)の「ビジネスと生物多様性：共に活動するためのハンドブック」(日本語版は生物多様性 JAPAN 発行)等の企業向けのガイダンスの活用等も有効と考えられます。

最近では、生物資源の持続可能な利用のために水産エコラベル*等の認証制度に取り組む事例も増えてきています。

【情報記載にあたっての留意点】

原材料調達において、生物多様性への影響を把握することが困難な場合もありますが、サプライチェーンマネジメントやグリーン購入・調達の観点からも、自らの購入・調達の方針を明確にしていくことが期待されます。(参照：MP-5、MP-6)

第3章 評価基準に関する先行研究

3.1 評価指標の考え方

企業活動が生物多様性へ与える影響を評価するためには、そのためにどのような指標が必要かつ適切であるかを検討する必要がある。現在存在している指標には、大きく分けて、企業の環境経営努力(マネジメント)に関するもの、企業活動が生物多様性や生態系に与える影響に関するもの、あるいは地域の住民や先住民族の人々の生活や文化に与える影響に関するもの、の3つのタイプがある。以下では、現在存在する指標を個別に見ていくが、最初に環境に関連する指標についての考え方をまとめた代表的な例である、OECDが開発した環境指標と、ISO14000シリーズの中のパフォーマンス評価の指針(ISO 14031)を見てみる。

3.1.1 OECD 環境指標

OECDでは、加盟国における環境政策をレビューしており、そのための必要なツールとして環境指標を定めている。以下は、その環境指標の開発、測定と利用に関する指針である。

OECD (2003) Environmental Indicator · Development, Measurement and Use

「OECD 環境指標 開発、測定と利用」(仮訳)

過去30年間で、環境政策とそれに関連する報告活動は増加した。これは、公衆の環境問題に対する認識が向上したことや、環境問題の国際的な側面が経済的・社会的な問題に関連していることによる。当初は、環境に関する情報の必要性は、環境政策の定義と実施と、その環境状態への影響に関連していた。しかし、環境政策の優先順位が高くなるにつれて、環境関係者だけでなく、他の公的機関、ビジネス、一般、環境NGOその他のステークホルダーから、信頼でき、調和し、理解が容易な情報への需要が増えてきた。この結果、政策の必要性と公共の情報の要求に対して対応できる環境情報を創出するようになった。

OECD 主要環境指標 (Core set of environmental indicators) は、OECD 加盟国と国際的な利用のために合意され、定期的に出版される。環境面での進展に関連する要素を追跡する最初のステップとして用いられ、環境政策と環境パフォーマンスを測定するための主要なツールとなっている。この指標は、PSRモデルによって開発された。

PSRは、人間の活動が環境に対し圧力(Pressure)をかけ、その質と自然資源の状態(State)に影響を与える。社会はこのような状態変化に対し、環境的、経済的、そして分野ごとの政策を通じ、認識や行動における変化を通じ、対応する(Response)。PSRモデルは、このような原因と結果の關係に焦点をあて、政策決定者や一般公衆が環境や経済などの問題が相互に関連していることを理解することを助けるものである(下図参照)。また、PSRモデルは、指標又は環境報告書の報告事項を選定して系統化し、政策決定者と一般公衆の役に立ち、重要な事項が見逃されないようにするための手段である。

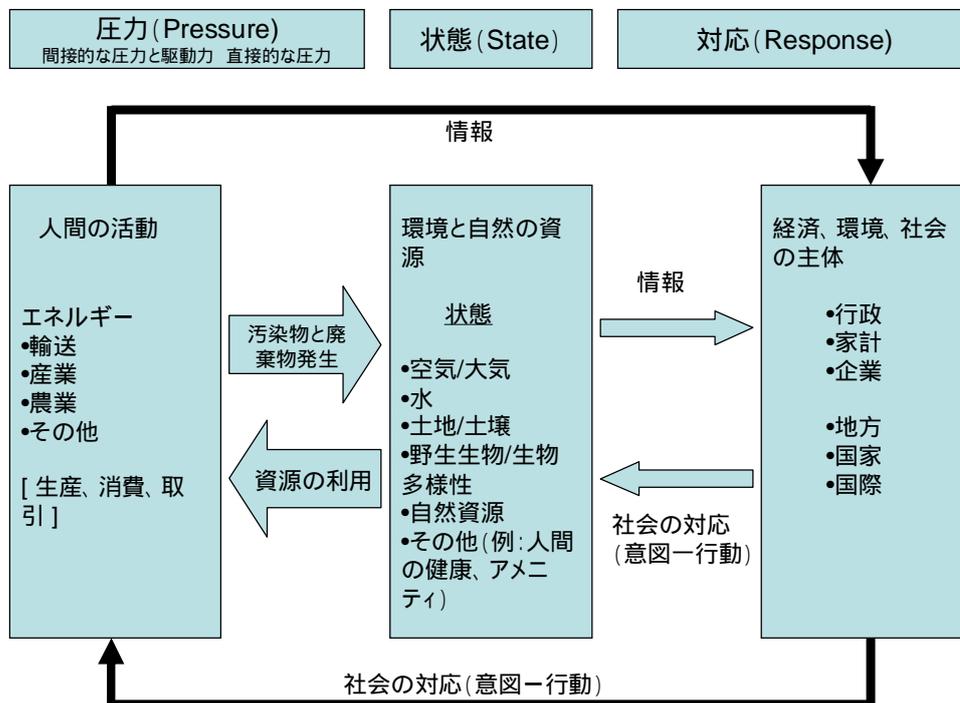
環境の圧力 (pressures) は、人間の活動が環境(自然資源を含む)に対して与える圧力である。この圧力には、直接の圧力(例:資源の利用、汚染物質や廃棄物の排出)だけでなく、間接的な影響(例:人間の行動自体、環境の重要性の傾向やパターン)も含まれる。環境圧力の指標は、生産と消費のパターンに密接に関連している。また、しばしば、排出と資源利用の強度と、一定期間の関連する傾向や変化とを反映する。環境圧力指標は、国の目標や国際的な約束(例:排出量の削減目標)の達成に向けての進捗を示すためにも用いることができる。

環境の状態 (conditions) は、環境と自然資源の質と量に関するものである。そのため、環境状態は、環境政策の究極の目標を反映する。環境状態指標は、環境の状況 (state) とその変化を概観するために設計されている。環境状況指標の例は、環境の媒体中の汚染物質の含有量、負荷限度の超過量、一定レベルの汚染物質や質的に劣化した環境へ暴露される人口と健康への影響、野生生物と生態系の状態と自然資源の貯蔵量である。実際には、環境の状態を測定することは困難であり、大変費用がかかる。このため、しばしば環境圧力が代替指標として測定される。

社会の対応 (responses) は、社会が環境問題に対してどの程度対応しているかを示すものである。また、個別又は集団での、以下のことを意図した行動や対応に関するものである。

- ・ 環境に対する人為的な負の影響を防止し、緩和し、若しくは適応する。
- ・ 既に生じた環境の損害を止める、もしくは回復させる。
- ・ 自然と自然資源を保存し、保全する。

社会的対応指標の例は、環境対策の支出、環境に関連する税や補助金、価格構造、環境に配慮した製品やサービスの市場におけるシェア、汚染の減少率、廃棄物のリサイクル率、法執行や法遵守の活動である。実際には、指標は、多くの場合は、防止と管理手段に関するものである。予防的、統合的な手段を示す指標は、得ることがより困難である。



OECD (2003)によると「環境状態は、環境政策の究極の目標を反映する」とあるように、生物多様性の状態 (野生生物と生態系の状態と自然資源の貯蔵量) を測定することは、生物多様性の保全やその構成要素の持続可能な利用が実現しているかどうかを測定するための最も理想的なものである。しかしながら、生物多様性の状態自体を測定することは、様々な理由から難しい。

OECD (2003)には、主要な環境指標(Key Environmental Indicators; KEI) として生物多様性が取り上げられており、下記のとおり説明されている。

- ・ 圧力 (P) : 自然の状態からの生息地の改変と土地の転換
- ・ 状態 (S) : 既知の種に占める絶滅危惧種と絶滅種の数の割合、重要な生態系の地域

- ・ 対応 (R) : 国の領土における保護区の割合と生態系のタイプ別の保護区、保護されている種

3.1.2 ISO 14031 (1999) 環境マネジメント—環境パフォーマンス評価 指針

ISO 14031 (1999)は、環境マネジメントシステム規格の一つである環境パフォーマンス評価に関する指針である。環境パフォーマンス評価は、組織の環境パフォーマンスが組織のマネジメントによって定められた基準を満たしているか否かを判定するために、信頼ができて検証可能な情報を、いつでもマネジメントに提供する内部的なプロセスであり、ツールである(ISO 14031 序文)。

ISO 14031 (1999) (環境マネジメント—環境パフォーマンス評価 指針)(抜粋)
(ISO 14031 を翻訳した JIS Q 14031(2000)による)

環境パフォーマンスは、「組織の環境側面についてのその組織のマネジメントの結果」と定義される(2.7)。環境マネジメントシステムの中では、結果は組織の環境方針、目的及び目標に対して測定されるのが一般的である。

この規格では、環境パフォーマンス評価についての指標の、二つの一般区分を述べる。

- ・ 環境パフォーマンス指標 (EPI-Environmental Performance Indicator)
- ・ 環境状態指標 (ECI- Environmental Condition Indicator)

環境パフォーマンス指標 (EPI) には、次の2種類がある。

- ・ マネジメントパフォーマンス指標 (MPI) は、組織の操業の環境パフォーマンスに影響を与えるマネジメント努力に関する情報を与える EPI の一種である。
- ・ 操業パフォーマンス指標 (OPI) は、組織の操業の環境パフォーマンスについての情報を提供する EPI の一種である。

環境状態指標 (ECI) の(定義：局地的、地域的、国家的又は地球規模の、環境状態に関する情報を提供する特定の表現 (2.3))

備考：ECI は、組織がその環境側面の実在の影響又は潜在の影響をよりよく理解することを助け、それによって環境パフォーマンス評価の計画及び実施の支援をする(3.1.2)。ECI は、環境への影響の尺度ではないが、ECI における変化は、環境の状態と組織の活動、製品及びサービスとの関係についての有益な情報を提供できる(3.2.2.4)。

ECI の例 (附属書 A (参考))

植物

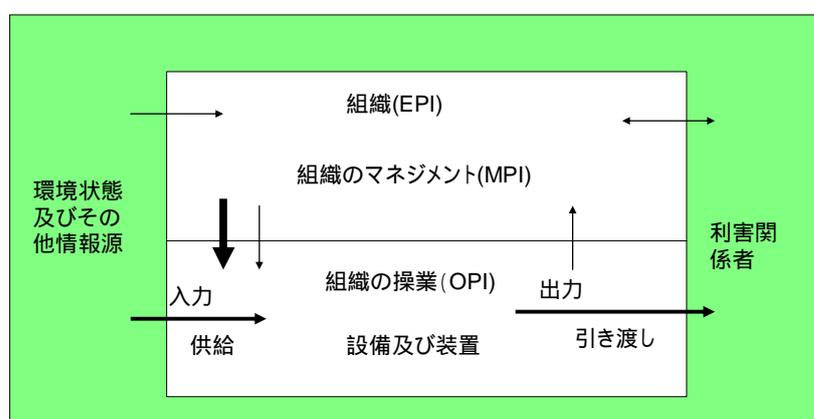
- ・ 局地的又は地域的に見つかる特定植物種の組織中の特定汚染物濃度
- ・ 組織の施設から所定距離内での特定植物種の個体数
- ・ 所定の局地的範囲における、全植物種の数、作物種の数・多様性
- ・ 局地的範囲における特定種の生息地の質についての特定値
- ・ 所定の局地的範囲における、植物の発育量の特定値、植物の発育状況の特定値

動物

- ・ 局地的又は地域的に見つかる特定動物種の組織中の特定汚染物の濃度
- ・ その組織の施設からのある所定距離内での特定動物種の個体数
- ・ 局地的範囲における特定種の、生息地の質についての特定値

所定の局地的範囲における全動物種の総数

ECIは、環境状態についての情報を与える。この情報は、組織がその環境側面の実在の影響又は潜在の影響をよりよく理解することを助け、それによって環境パフォーマンス評価の計画及び実施の支援をする。下図は、一つの組織のマネジメントと運用、環境状態との間の相互関係を図示し、各要素にかかわる環境パフォーマンス評価指標の種別を明記する。



凡例(程度):
•情報の流れ
•組織の操業に関する入力及び出力の流れ
•決定の流れ

図 環境状態における、組織のマネジメント及び操業の相互関係

出所: ISO 14031 (1999)(環境マネジメント—環境パフォーマンス評価 指針)

3.1.3 環境省「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン（2002年度版）」

環境省は平成15年（2003年）に「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン（2002年度版）」を策定した。ここでは、次の3つの指標を環境パフォーマンス指標として、ガイドラインを定めている。しかしながら、生物多様性についての言及はない。

オペレーション指標：

事業活動を実施することに伴う環境負荷を捉える指標。事業活動全体の物質・エネルギーのインプット・アウトプットを把握するマテリアルバランスの考え方にに基づき、事業活動の全体像が把握できることに主眼をおいた指標の構成となっている。

環境マネジメント指標：

事業活動に係る資源を管理・運用する手法・組織、事業者が実施する環境に関する社会貢献活動等に関する指標。

経営関連指標：

事業活動の結果としての経済活動や事業活動を行うための資源に関する指標。環境への影響を直接示す指標ではないが、経済活動の単位当たりの環境負荷を低減していく必要があることから、それらを把握するために必要な指標である。

3.1.4 生物多様性条約の目標達成を評価する指標

この項では生物多様性条約における関連指標を見ていくが、条約では 2002 年の COP6 にて、2010 年までを計画年次とする「生物多様性条約戦略計画」が採択された。これは、本条約の目的を更に推進するために必要な目標、優先すべき活動等を定めたものである、この計画では「現在の生物多様性の損失速度を 2010 年までに顕著に低減させる」ことを本戦略計画全体の目標とした。

この目標の進捗を評価するための指標の開発が行われており、その進捗状況は表 3-1 の通りである。

表 3-1 CBD における 2010 年の生物多様性目標の進捗を評価するための暫定指標

- 直ちに試験と使用ができると考えられる指標
- さらに検討が必要であることが確認されている指標

A: 焦点をあてた領域	
生物多様性の構成要素の状態と傾向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選定されたバイオーム（生物帯）生態系、生息地の程度の傾向 ○ 選定された種の個体数と分布の傾向 ○ 保護区の範囲 ○ 絶滅危惧種の状態の変化 ○ 社会経済的に重要な家畜、栽培植物と魚類の遺伝的多様性の傾向
持続可能な利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な管理の下にある森林、農業、水産養殖の生態系の地域 ● 持続可能な供給源から得られた製品の割合 ● エコロジカルフットプリントと関連する概念
生物多様性に対する脅威	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窒素の堆積 ○ 侵略的外来種の傾向
生態系の完全性と生物多様性のモノとサービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海洋の栄養指標 ○ 淡水生態系の水質 ● 他の生態系の栄養の完全性 ○ 生物多様性の連結と分断化 ● 人為による生態系の劣化の発生率 ● 地域の生態系のモノとサービスに直接依存するコミュニティの健康と福祉 ● 食料と医薬品のための生物多様性
伝統的な知識・革新・実践の状態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先住民族の言語的な多様性とそれらの言語を話す人々の数の状態と傾向 ● 先住民族の伝統的な知識の状態に関する他の指標
アクセスと利益配分の状態	<ul style="list-style-type: none"> ● アクセスと利益配分に関する指標
資源移転の状態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条約を支援するために提供される公的開発支援 ● 技術移転の指標

（出所）生物多様性条約事務局の HP (<http://www.cbd.int/2010-target/framework/indicators.shtml>) に掲載されているものを仮訳したもの。

3.1.5 人文社会科学的指標

生物多様性は、その地域に住む先住民族や地域住民の生活や文化に密接に結びついている場合が多い。そうした地域の生物多様性は、それらの人々による人為的な介入によって成立している場合も多く、いわば、先住民族や地域住民が地域の生物多様性を保全していると言える。

企業活動による生物多様性への影響は、このような人々の生活や文化にも大きな影響を与えるものであり、企業がその影響をできる限り回避し、最小化することが求められる。企業がこのような対応を行うためには、事業活動の事前・事後、地域の先住民族や地域住民を対象とした人文科学的な調査が必要であり、そのためには適切な指標の開発が必要である。以下は、人文社会学的指標に関する鬼頭（2007）

からの抜粋である。

生物多様性保全の人文科学的モニタリング（鬼頭、2007）

生物多様性条約の前文には、「伝統的な生活様式を有する多くの原住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密にかつ伝統的に依存していること並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関して伝統的な知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益を衡平に配分することが望ましい」とある。先住民の人たちの「伝統的生活様式」は自然とかかわる「文化」そのものであり、その「文化」や地域社会のあり方は、その地域の生物資源、ひいては生物多様性に依存している。それゆえに、特定の地域社会の生物多様性の保全は、そこにおいて生活している人たちの「文化」や「伝統」を守ることでもある。

生物多様性の人文社会科学的モニタリングのあり方を考えたとき、手法として使うためには、定量的とはいえないまでも、定性的な何らかの指標を示すことが必要である。そこで、その評価軸の指標として、

経済的側面（生業 産業、農業、漁業、林業などの一次産業から、観光業なども含めて）

社会制度の側面（集落や組合の規則・慣習法、「遊び仕事」における採取や漁や猟などのルール）

精神的側面・社会的関係（祭事、年行事、遊び、「遊び仕事」）

の3つの要素をあげておきたい。

この3つの側面は、同じ営みが、3つのレベルの価値、社会的位置づけをもつということの意味している。3つの側面を構造化してとらえ、そこから人間と自然とのかかわりの構造を定性的に示そうということである。この構造的把握の方法論により、自然環境がいかにして再生するかというあり方をみることができるし、一方で、自然環境を逆に評価する軸を提供するのである。

3.2 生物多様性の評価指標

これまで、様々な機関が企業などの生物多様性保全活動の評価指標を開発する努力を行ってきた。ここでは、生物多様性の状態についての評価指標の開発努力の成果とその問題点について概括する。

生物多様性の状態を評価するための指標が効果的なものとなるためには、以下のようなものであることが望ましいとされている（MA, 2005; Earthwatch (2006)から引用）

- ・ 重要なプロセスにおける変化についての情報を提供するものであること。
- ・ 重要な変化を検知するために十分敏感であるが、自然の変異と区別がつかないほどには敏感ではないこと。
- ・ 自然の変異に圧倒されることなく、適切な時間的・地域的な変化を検知することができること。
- ・ よく理解され、一般的に受け入れられた概念モデルに基づくものであること。
- ・ 傾向を把握するために用いることが可能であり、比較的直接的なプロセスで収集でき、信頼性の高いデータに基づいていること。
- ・ 監視システムが既に設置されているデータに基づいていること。
- ・ 政策決定者にとって容易に理解できるものであること。

地域の生物多様性を評価する方法としては、通常は、生物多様性は種のレベルで考えられていることから、ある区域の「種の多様性」は、そこに存在する種の「数」と、それらの相対的な「量」（個体数）の測定値でみることができる（Pullin, 2002）。

問題は、そのようなデータをいかに入手するかであり、その測定作業は非常に大変なものとなる。

このような測定作業を避け、地域の生物多様性を簡易に測定する一つの方法としては、指標となる分類群の生物について調査することが多く行われている。そのような生物としては、鳥類、哺乳類、種子

植物がよく用いられる。

また、一般的に使用されるもう一つの便法は、種の多様性を種の豊かさ（種の数）に単純化することである。これは、種の量を測定するのではなく、種が存在することを単に記録することを意味している。

しかし、そのような種による生物多様性評価に対しては反論がある。

種の豊かさは、定量化しにくいものを測定するための価値のある指標であるが、種を強調することには、いくつかの問題がある。第1に、種は、しばしば明確には定義されていない。第2に、自然の種の豊かさと生態系の機能は関連しているが、この関連の程度には大きな幅がある。第3に、種は分類学的には類似でも（同じ属に所属していても）その機能が生態学的には異なっている場合がある。第4に、種の豊かさは同じでも生態系の機能は非常に異なる場合がある。すなわち、多くの生態学的コミュニティでは、わずかな種が支配しており、その他の多くの種は稀少である。単に生態系の種の数进行することは、それぞれの種がどの程度異なっているのか、生態系の機能にどの程度貢献しているかが考慮されないということになる。

以上のことから、分類学やその他の一般的な情報を基礎とした代理指標を用いることが必要であり、有益であるといえるであろう。

ここで、指標となる分類群の生物を選定し、それに基づいて地域の生物多様性を評価することの妥当性についての既存研究を見てみる。

湿地の生物多様性を測定するための指標（Environmental Law Institute, 2004）

湿地の生物多様性を測定する指標としては、生物の指標（両生類、魚、無脊椎動物、鳥、藻類、哺乳類、植生）、非生物的指標（水文学、土壌、堆積物、栄養物）、景観的観点や方法論（水地球的アプローチ、開発軌跡、一般的な回復の評価からの教訓）で構成されている。これらの指標は湿地のミティゲーションのパフォーマンス評価に利用できる可能性がある。しかし、これまでの研究は、湿地が形成されてから10年以内の初期段階の湿地に関するものが主体であり、長期間監視した研究はほとんどないことが問題である。

湿地の機能を評価するための生物学的指標の評価の概要は、表3-2の通りである。

表3-2 湿地の機能を評価するための生物学的指標の評価

両生類	両生類が生息域の条件に敏感であるために生物学的指標として用いることが適切であるとの意見がある。しかし、両生類の個体数は、明確な理由なしに年毎に大きく変化するため、短期間の研究では誤った結果を生じる。両生類の生息地は地域によって異なり、ある地域の結果は他の地域に類推適用することが困難である。自然の湿地と人工の湿地では両生類の集団が異なる。
魚類	魚類のコミュニティは、湿地の適切な指標であるとの見方がある。その一方で、そのような魚類の指標は、湿地のパフォーマンスやその変化を適切に表していないという意見もある。
無脊椎動物	無脊椎動物は、湖や川の健全さの生物学的指標として広く用いられている。また、多くの湿地の研究者も有効な指標として見なしている。欠点は、無脊椎動物は、すべての影響に対して敏感ではない（例えば、除草剤）また、すべてのタイプの湿地には適用できない。
鳥類	鳥類は、湿地の指標としての有効性は揺籃期にあるが、鳥類は環境の変化の指標として有効な潜在的な特徴を示すものとされている。鳥類は、生息地の全体的な指標であり、湿地における有機物や無脊椎動物の豊富さに関係する敏感な指標でもある。鳥類の集合体と人工湿地の設置後経過年数との密接な関係が報告されており（湿地が成熟することで鳥のコミュニティの複雑さが増すことが原因と見られている）湿地の機能の評価指標として有効である可能性がある。しかし、鳥類は、指標として用いた場合には、一つの湿地のスケールを越えた環境条件（周辺に湿地などの生息地があるかどうか）を表すことに特徴がある。一方、鳥類を指標とすることの欠点は、鳥類の多くは渡り鳥であるため、個体数の変化の原因が、地域の条件の変化なのか、それとも、それ以外の地域で起きている変化かが不明確なことである。

藻類	藻類の成長とその変化は、湿地の特定の条件（水温、水質などの変化）に関する信頼できる指標である。しかし、藻類を基礎として評価することは、藻類の反応機構とその集合の複雑さによって測定が困難であり、問題が多いとのことである。
哺乳動物	哺乳動物を湿地の指標とすることについての既存研究はほとんどないが、ある限られた動物（例：水辺に住むトガリネズミ）のみが指標として適切であるとの研究がある。哺乳動物は、湿地の機能を評価するさまざまな指標の一つとして用いることは有効であろう。
植生	植生を湿地の機能の評価指標に用いることは、最も広く用いられている。しかし、多くの研究者は、植生のみを指標に用いることには警告を発しており、植生のカバー率などの数値を湿地の機能の評価に用いることは誤りであることを指摘している。

湿地の生物多様性を評価、基準には下記の課題がある。

- ・ ベースライン情報；ベースライン情報は非常に重要であるが、それが致命的に欠けている。生物学的に整合性がある指標を作成するためには、ベースラインとなる情報の収集が必要である。ベースラインのデータ収集は費用と時間がかかるため、既存文献には多くは記載されていない。
- ・ 景観レベルでの視点
- ・ 標準化
- ・ 適用可能性（異なった地域間の知見の適用可能性）

しかしながら、生物多様性に関する様々なデータを組み合わせることにより、生物多様性のパフォーマンスを評価する指標の作成は可能であろう。

以上のように、ある地域の生物多様性の状態（種の豊富さやその量）を測定し、それを基に当該地域の生物多様性を評価するための指標は未だ研究段階にあるといえる。

3.3 マネジメントの評価指標

企業のマネジメントの評価指標については、環境経営学会によるサステナブル経営格付けや、ビジネスと生物多様性イニシアティブについては既に述べた。以下では、それら以外の先行研究や文献の概要を紹介する。

3.3.1 Business in the Environment

2000年に、Business in the Environment (BiE)は、「企業の環境への関与の指標⁴⁾」(Index of Corporate Environmental Engagement)に生物多様性を最初に導入した(Business in the Environment, 2001)。この文献は、企業は指標に関する質問にどのように回答すればよいのかについて説明したものである。

指標に関する質問では、企業の生物多様性についてのベストプラクティスについては、以下の二つの要素を前提としている。

企業の生物多様性保全への責任を企業の方針のレベルで認識し、既存の環境マネジメント又はサステナビリティ戦略の中で生物多様性を統合していること。

企業レベルの生物多様性行動計画などの正式な生物多様性マネジメントプロセスを開発していること。

⁴⁾ 企業の主な環境分野における環境パフォーマンスの指標である。BiEはこの指標に基づいて英国企業を調査し、そのランキングを毎年発表している。

生物多様性の指標に関しては、企業の生物多様性への影響と企業のパフォーマンスの改善は測定することが極めて困難である。他の環境分野と異なり、生物多様性には標準化された指標とパフォーマンス測定基準は存在しない。現在のところ、生物多様性への影響を測定する最も効果的な方法は、企業が生物多様性マネジメントについて採用しているプロセスを測定することである。

(指標)

BiEの考える適切な指標は、企業が生物多様性マネジメントの構築において講じたプロセスに関するものであり、例は以下の通りである。

- ・ 企業全体で生物多様性マネジメントを実施するプロセスの到達した段階。
- ・ 生物多様性調査が実施されたサイトの割合
- ・ 操業による影響がレビューされたサイトの割合
- ・ 目標が設定され、EMSに統合されたサイトの割合
- ・ 作成された生物多様性行動計画(BAP)の数の、計画全体に対するパーセンテージ
- ・ BAPの対象となっている所有地の割合
- ・ BAPの対象となっている土地又は操業の、売上高に対するパーセンテージ

3.3.2 Wildlife Trust

Wildlife Trustが実施している Biodiversity Benchmark は、継続的な生物多様性の改善に対する「賞」である。これは、土地を所有又は管理するあらゆる組織が与える自然界への影響を評価し、環境に貢献し、生物多様性保全へのコミットメントを実証することを可能とするためのマネジメントのプロセスを評価するものである。Biodiversity Benchmark は既存の環境マネジメントシステムを補完するものである。Biodiversity Benchmark 賞は、単一サイト、複数サイト、組織全体の3分類で与えられる。

Biodiversity Benchmark

評価プロセスの指針 (最初の主要なアセスメントにおける重要な段階)

アセスメントを行う組織は、適用する生物多様性ベンチマークのカテゴリーを決める (単一のサイトか、複数サイトか、組織全体か)。

組織は、申請書を完成させる。

Wildlife Trust は、組織の申請書を適切な地域組織や関連するネットワークに照会し、意見を求める。

Wildlife Trust は、生物多様性ベンチマーク評価を行うための見積書を提供する。

組織は、生物多様性ベンチマークの要求事項^(注)に合致すると信じる場合には、自己評価表を完成させ、その組織の役員の承認を得る用意ができたことを宣言する。

Wildlife Trust は監査人を任命し、初期監査を行う。

(注) 生物多様性ベンチマークの条件

(Wildlife Trust (2003b) Biodiversity Benchmark Requirements)

コミットメント (政策 ; パートナーシップ ; パフォーマンス)

計画 (生態学的調査 ; 法律その他の要求事項 ; 影響の評価 ; 目的と目標 ; 行動計画)

実施 (生物多様性マネジメントシステム ; 責任と資源 ; 訓練と能力 ; コミュニケーション ; 文書化) 監視 (測定と監視 ; 問題発見と対処 ; 内部監査 ; マネジメントによる見直し)

3.3.3 社会・環境貢献緑地評価システム (SEGES)

財団法人 都市緑化基金は、民間機関における「緑の保全・創出活動」を評価し、認定する事業を実施している。その評価は、企業の緑地のマネジメントに関する指標を用いて、下記の3つの原理と8つの原則によって評価している。なお、現時点では、生物多様性についての評価指標は用いていない。

社会・環境貢献緑地評価システム (SEGES)

第1原理：土地利用の持続性

- 第1原則 緑地の把握
- 第2原則 土地利用上の緑地の安定性
- 第3原則 緑地に関する法令等の遵守

第2原理：緑地管理

- 第4原則 緑地管理システムの確立（管理担当者、管理目標・計画、モニタリング計画、管理システムの見直し、環境マネジメントへの統合、管理作業上の環境負荷低減）
- 第5原則 緑地による外部とのコミュニケーション（緑地情報の開示、緑地の開放、地域の緑地保全活動の支援、リスク管理、専門家の活用、緑地管理システムのサイト外への普及）

第3原理：緑地機能の発揮

- 第6原則 存在機能の発揮（緩衝、気象緩和、地下水涵養、CO2固定）
- 第7原則 連繋機能の発揮（景観形成、地域生態系、地域防災）
- 第8原則 利用機能の発揮（レクリエーション、環境学習）

3.4 パフォーマンスの評価指標

企業活動が生物多様性へ与える影響とそのミティゲーションを評価する指標について概観する。最初に、環境アセスメントにおいて用いられる評価指標を見てみる。

3.4.1 環境アセスメントで用いられる評価指標

生態系を改変する開発プロジェクトの環境アセスメントにおいては、その生物多様性への影響を評価することが求められており、様々な手法が存在しているが、現在その代表的な手法となっているのが主に米国で実施されているHabitat Evaluation Procedure (HEP)とWetland Evaluation Technique (WET)である。「湿地の影響評価手続きの包括的レビュー：湿地実務者へのガイド」(Bartoldus, 1999)は、湿地の生物多様性の評価のための40の手法を紹介しているが、HEPとWETについては以下のように説明している。

米国では、1970年代は、湿地評価手続きは、論争のある大規模なプロジェクトの計画、湿地のインベントリー（目録）作成が目的であり、湿地の限られた機能と価値に焦点を当てたものであった。このような努力の結果、生物多様性の評価手法の開発は、米国魚類野生生物局のHEPの開発によって技術的な頂点を迎えた。

HEPは、選定した野生生物の種のための利用可能な生息地の質と量を文書化するものであるが、現在でも使用されている。国中の様々な規模のプロジェクトを短期間で評価するための必要性から、陸軍工兵隊と連邦高速道路局の指導の下に、1980年代にはWETが生まれた。水質浄化法404条規制の計画的又は技術的な要求事項に応じるため、陸軍工兵隊は最近、HGM手法を導入した。

これらの手法は、連邦政府によって、管理と規制の目的で作成されたものであるが、それらが公表された結果、地域の事情や対象とする湿地の特性に応じた様々な手法が開発された。しかしこのような多くの手法の中でも最もよく利用されているのは、表 3-3 にあるとおり、HEP と WET である。WET は湿地のみが評価の対象となるが、HEP は湿地に限らずすべての生態系の評価に用いることができ、汎用性を有している。

表 3-3 主要な機能評価手法の各州による認可状況

順位	名称	州数
1	HEP	51(0)
2	WET	51(30)
3	PFC	15(0)
4	Synoptic Approach	15(0)
5	Wetland Rapid Assessment Procedure	15(13)
6	Larson Method	11(0)
7	Interim HGM	9(0)

注 1 : 「州数」は、1998 年時点で当該手法を認可している州の数を示している。州数にはワシントン D.C. を含み、合計 51 となる。

注 2 : 括弧内は内数で、認可されていても実際に使用した報告が 1998 年時点ではまだなかった州数である。

出典 : Bartoldus (1999) から作成 (田中 (2006) から引用)

表 3-4 ミティゲーションの評価手法例

	HEP	WET
開発者	米国魚類野生生物局	アメリカ運輸省、陸軍工兵隊
年	1976 年 (1980 年)	1987 年
対象域	野生生物生息域	湿地
評価対象	野生動植物(その選定は専門家が協議)	湿地の機能と価値(地下水涵養、洪水調節、有機物固定、レクリエーション、野生生物及びバイオマスなど)、生息域としての適性(14 の水鳥群、4 つの淡水魚類、湿地依存鳥類 120 種など)
評価法	生物環境適合度指数 (HIS) モデルで野生生物ハビタット単位(HU)を算出する。	フローチャート化された質問項目に対して湿地機能を、低、中、高の 3 段階評価し、多様な機能を相対評価する。
利用	現況と将来の予測ミティゲーション計画の経年的評価、代替案の比較	整備された湿地と対象湿地あるいは影響を受ける前と比較。異なる湿地の重要度比較など。
評価範囲	事業の影響範囲	湿地の社会的影響範囲
利点	HIS モデルで経年的な評価が可能。人間のレクリエーションや経済活動を HIS に組み込んで評価することも可能。	生物だけでなく、物理環境やレクリエーションなどの社会的機能も評価。
課題	HIS とその信頼性については専門家の判断に頼っている。	3 段階評価であって、時間とともに自然環境の質が改善していくことを予測するシミュレーション評価には適切ではない。アメリカ全土での適用を前提としているため、地域的に稀少な湿地の評価が低いこともある。

出所：森本ら（2001）から要約。

3.4.2 HEP (Habitat Evaluation Procedure)

HEPは、森本ら（2001）によると、最も標準的に
行われてきた手法である。また、HEPは絶対的な生
物生息環境評価としての厳密性を科学的に追求するも
のではなく、合意を得るための手続きであるため、開
発側と保全側の意見の調整を図ることによって、おお
よその評価の正当性を保障しようとしている点が注目
に値する。

HEPについては、田中（2006）が詳しく紹介して
いる。HEPは、野生生物のハビタット（生育・生息
環境）としての適否という視点から、生態系を総合的
に評価する手続きである。米国連邦魚類野生生物局が開
発したものであり、今日まで米国で最も広く適用
されている定量的な生態系評価手法で
ある。生物多様性の現状を維持すること
を「ノーネットロス」という言葉で表現
するが、ノーネットロスを定量評価する
ツールとしてHEPは最も適した手法の
一つである。

（HEPの基本的なメカニズム）

HEPは、評価対象である複数案を
ある特定の生物のハビタットとしての適
否の度合いから比較する手法である。

図3-1は、ウサギの一種の樹冠密度と
ハビタットとしての適性度合いの関係を
図示したSI(Suitability Index)モデルで
ある。

現実のハビタットは複数の環境要因で成立しているため、一つの評価種に複数のSIモデルを用意する。

ハビタット適性指数(HIS)は、複数の
SIを掛け(又は足し)合わせて統
合することで得られる。(0~1で表さ
れる)

これに面積をかけると、

$$HU (Habitat Unit) = HSI \times (\text{面積})$$

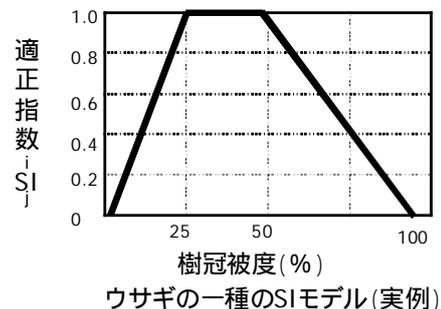
が得られる。

これを評価区域全体で合計すると
THU(合計ハビタットユニット)が得
られる。

さらにこれに時間(期間)の評価軸

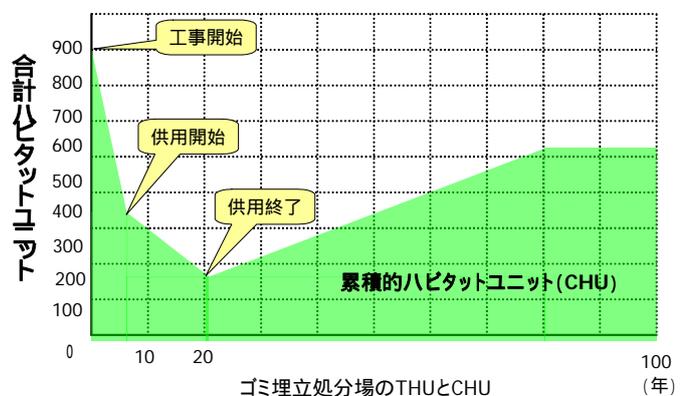
図3-1 HEPの評価視点

- 質(HSI: Habitat Suitability Index)



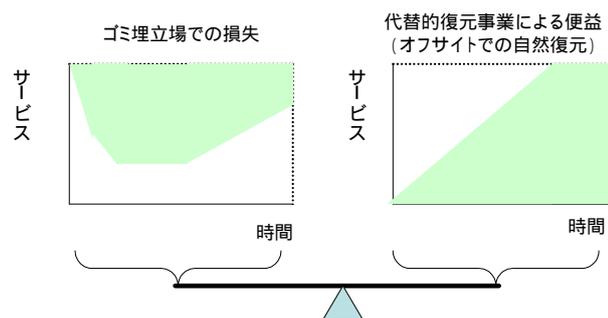
ウサギの一種のSIモデル(実例)
(出典)米国魚類野生生物局(1999)(田中(2006)から引用)

図3-2 合計ハビタットユニット(THU)と
累積的ハビタットユニット(CHU)



(出典)田中(2006)

図3-3 ノーネットロスの考え方(代替的
自然復元事業によるオフセット)



注: オフセットは、回避、最小化を行った後に残る不可避の負荷を補償する手段

(出所)田中(2006)を参考として筆者作成

を加えるために、時間（年数）乗じると、CHU（累積的ハビタットユニット）が得られる。

つまり、CHUは、評価種の生息地としての適性度合いを、「質」、「空間」、「時間」のすべての概念を含んだ総合的な評価指数である。

図3-2は、ゴミ埋立処分場のTHUとCHUを図に示したものである。

ゴミ埋立処分場の建設と運用によって失われるCHUを代替的復元事業によってオフセットしようとするれば、このような代替措置のCHUを計算し、それを比較することで、その実現の成否を評価することができる（図3-3参照）（田中（2002）では、これを油流出事故の例で説明しているが、本報告書ではわかりやすくするために、ゴミ処分場の例とした）。

3.4.3 植生による評価手法（生息地ヘクタール法）

HEPやWETに加え、生息地ヘクタール法（habitat hectares）も採用されている。生息地ヘクタール法は、植生の劣化や回復を観測し、景観の中での保全活動の優先順位を付ける場合に利用できるよう、現存する自然の植生の質の評価をより客観的かつ明確に行うために開発されたものである（Parkes et al, 2003）。

この手法は、自然又は人為的に改変されていない状態での同じ生態系のタイプの自然の植生の成熟した状態の平均的な特徴を代表するベンチマーク（基準）と現在の植生の状態を明瞭に比較することに基づき置くものである。

後述するリオ・ティント社がマダガスカルにおいて実施している鉱山の生物多様性オフセット事業では、この手法をベースとした評価方法を採用しているとのことである（同社の担当者へのインタビューによる）。

表 3-5 生息地ヘクタール法における生息地点数(habitat score)の要素とウェイト

	要素	数値（最大値）（％）
サイトの条件	大きな木	10
	樹冠	5
	下層植物（樹木ではない）	25
	雑草が無いこと	15
	Recruitment	10
	有機物のリター	5
	丸太	5
景観の文脈	パッチの大きさ	10
	近隣	10
	コア地域への距離	5
	合計	100

（出所）Parkes et al(2003)

3.4.4 Earthwatch Institute

国際 NGO である Earthwatch Institute が 2006 年に公表した“A Review of Biodiversity Conservation Performance Measures”（生物多様性保全パフォーマンス測定のリビュー）は、企業や保全団体における生物多様性保全努力の成果（アウトプット）と影響を評価するための「パフォーマンス測定方法」を開発することを目的としている。以下は、この調査報告書の要旨である。

生物多様性保全パフォーマンス測定のリビュー(Earthwatch Institute)

生物多様性保全活動のパフォーマンスを測定する場合には、何を測定するかが特に重要である。生物多様性は生物間の変異性であるため、直接これを測定することは不可能である。このため、どの構成要素を測定するかを決めることは非常に難しい。理想としては、ある行動が、生物多様性の特質（例：絶滅危惧種の個体数）の「状態」に与える影響を評価することである。しかし、パフォーマンス評価は、生物多様性保全のニーズに対する「対応」（行動やプロセスの質と量）を評価することや、その対応が、生物多様性にかかっている「圧力」（脅威）に対し、どのような影響を与えるか、ということでも測定できる。

現状のパフォーマンスの測定方法は、企業のニーズに合致していない。現在の多くの測定方法が焦点を当てているのは、生物多様性への直接的な影響ではなく、インプット（原材料の投入）、企業の行動、生産プロセスやその生産物や排出物（アウトプット）などの間接的な指標である。また、現在のパフォーマンス測定方法は、企業内部の自己評価に用いられており、独立した機関による検証や監査の仕組みがない。

しかし、プロジェクトの設計と監査のベストプラクティスを基準として採用することにより、既存の方法を基に適切な方法を開発することは可能であろう。

開発事業におけるミティゲーションは、回避、最小化を優先して実施し、残余の影響を代償（オフセット）することが推奨されるが、費用対効果を考慮する必要がある。場合によっては、オフセットが他の手段よりも、生物多様性の便益の観点からは費用対効果が高い場合があるだろう。

生物多様性へのネットの影響を客観的に、透明で、わかりやすく、費用対効果が高い方法で報告する標準的な仕組みの開発が必要である。このような仕組みは、企業のみならず、保全プロジェクトを行う NGO にとっても重要であり、その開発の試みが進行中であるが、測定の対象とする生物多様性の主要な特徴を選定することは難しい。

そのような生物多様性の主要な特徴の例としては下記が挙げられる：

- 世界的に絶滅の危機にある種（例：IUCN レッドリスト）
- 国もしくは地域レベルで希少な、または絶滅の危機にある種の重要な個体群
- 地球全体で生息する個体数の大部分が、ある地域に集中して生息している固有種などの種
- 希少又は危機に瀕している生息地（世界、地域、国のレベルで）
- 特徴のある生息域（大規模で高度に自然性があるものなど）
- 重要な生態学的機能をもった特徴（「えさ」となる主要な種など）
- 社会経済的に重要な特徴（林産物、放牧地、観光客を引き付ける種やその生息地など）
- 文化的に重要な特徴（神聖な地域や種など）又は内在的にアピールする特徴

現在までに開発されたパフォーマンス測定手法では、保全活動が生物多様性へ与える影響を直接測定することが困難であるし、生物多様性は一つの指標で直接測定することはできない。また、パフォーマンス測定に対するニーズは、業種や、個々の組織や、市民の間で大きく異なっている。

（推奨する今後の研究課題）

生物多様性保全パフォーマンス測定手法は、以下のものであることが望ましい。

組織が影響を与える範囲で、生物多様性に与えるすべての重要な影響を包括的にカバーしていること。

生物多様性保全目的の達成に関し、SMART⁵⁾で正確な定量的データを提供すること。

⁵⁾ 明確で(Specific)、測定可能で(Measurable)、達成可能で(Achievable)、現実的で(Realistic)、目標を達成する時期が特定

その測定結果がビジネス単位/プロジェクト/プログラム間で、又は年次間で比較できるような、監視・分析・報告のための標準的な実施プロトコールであること。
組織の職員による所有と支援があること。
費用対効果
信頼性（データや報告される結果が、すべてのステークホルダーにとって信頼されること）

上記のようなシステムを開発するためのアプローチとしては下記を提案する。

（企業の生物多様性へのネットでの影響を報告するシステム）

企業は、EMS（環境マネジメントシステム）にリンクした、EIA（環境影響評価）アプローチに基づく仕組みを開発することにより、生物多様性への重要な影響を定量化することが望ましい。そのための主要な段階は下記の通りである。

すべての重要な生態系サービスとその主要な特徴と指標を特定し、目標を定める。

これらのベースラインと、プロジェクトがない場合の将来シナリオを設定する。

生態系サービスと属性に関して SMART な目標を設定する。

プロジェクトによる影響を回避し、最小化した後の残余の影響を決定し、それを代償（オフセット）する合意可能な方法を決定する。

圧力・対応・状態の指標を用いて生態系サービスへの影響を監視し、必要に応じ順応的管理原則に従って、プロジェクトやオフセットを調整する。

プロジェクトの監視結果を評価し、報告する。各プロジェクトの結果を合計して、企業レベルで報告する。

3.4.5 JHEP(日本生態系協会)

日本生態系協会では、企業の生物多様性を保全する取組を定量的に評価する事業を実施している。以下は、その事業の概要である。

JHEP(日本生態系協会)

（目的）

企業の取り組みの規模や内容に関わらず、生物多様性を保全する取り組みを共通の尺度で評価する仕組みとして、ハビタット評価認証制度（JHEP 認証シリーズ）を創設するものである。

本制度は、ハビタット（潜在的な野生生物の生息環境）の保全・再生という観点から、企業をはじめとする各種団体が実施する土地利用に関わる取り組みを、客観的・定量的に評価し、良質な取り組みの選別とその社会的評価の向上を図ることにより、生物多様性の保全を効果的に促進することを目的とする。

（制度の概要）

本制度は、下記の2つの認証タイプと、それぞれについて小規模評価地(2、500 m²未満)を対象とする簡易版2つで、合計4つの認証タイプから成る体系で構成されている。

・ JHEP (Japan Habitat Evaluation and Certification Program)認証：事業の実施主体（工事の

されている(Time-specific)こと (SMART)。

発注者)が申請者となり、事業実施により得られるハビタット価値が評価基準よりも上回った分が評価値となる。

- ・ CHEP (Japan Habitat Evaluation and Certification Program for Contractors) 認証：申請者は工事の受注者であり、工事受注者の提案によって当初仕様よりも上積みされたハビタット価値分が評価値となる。

(評価方法)

米国で開発された HEP を基本としている。HEP では、保全目標に対応する具体的な評価種を設定した後、評価種ごとにハビタット(潜在的な野生生物の生息環境)の質を求め、これに面積を掛けたものを「ハビタット価値」と定義し、将来にわたる累積的なハビタット価値を「総ハビタット価値」として求める。

本制度では、評価対象事業の環境への影響度や貢献度は、その事業を実施しない場合における総ハビタット価値などとの比較により算定される。

本制度では、最初に「基準年」を確認し、設定する。基準年を境に、過去の情報からは保全目標や評価基準値が設定され、将来の情報からは評価対象事業の実施により得られる総ハビタット価値が算出される。すなわち、評価対象地における申請者の責任は基準年より発生するとみなされる。評価期間は、これらの基準年から 50 年間である。

目標植生を選定し、野生動物の評価種を選定し、植生の地域らしさを 0~1 の数値で表す「植生評価指数 (Vegetation Evaluation Index, VEI)」と、野生動物の住みやすさを 0~1 の数値で表す「ハビタット適性指数 (Habitat Suitability Index, HSI)」を用いて、50 年間の将来予測結果より、評価対象事業の実施により得られる総ハビタット価値を算出する。最終的な評価結果、すなわち、生物多様性保全への貢献度は、事業実施により得られる標準化総ハビタット価値から評価基準値を引き算することで求める。

3.4.6 生物多様性モニタリング

企業活動が生物多様性に与える影響の評価方法としては、人為的な影響による種や生態系の変化に注目した生物多様性モニタリングがある。

生物多様性モニタリングとは、いわば、種や生態系全体の健康診断である。具体的には生物多様性において重要な指標性生物(危急種やキーストーン種⁶⁾、侵略的移入種など)の分布や個体数などを定量的に調査するほか、人為的な影響に伴う生物群集や生態系の変化などを把握するものである。

生物多様性モニタリングについては、その実施能力を有する機関の協力を得て実施する必要がある。また、指標として選定される生物は地域社会と深く関わることもあるため、地域の NGO/NPO や市民との協働が重要となる。

⁶⁾ キーストーン種とは、生物間の相互作用の要をなして生物群集や生態系を維持している種であり、その種が失われると生物群集や生態系が変質する。例えば、植生に関わる種子散布者や受粉者、生態系を担う餌資源種などがある。

第4章 NGO/NPO から見た企業のCSRの評価

本調査においては、企業の社会的責任(CSR)としての生物多様性保全に対する外部評価の基準を考えるためには、主要なステークホルダーである NGO/NPO が企業の生物多様性活動と、自らの団体との関係をどのように評価しているかを明らかにすることが必要だと考えた。

そこで、国内外の NGO/NPO を対象に、パートナーシップの現状と課題についてインタビューを行い、パートナーシップ形成においてどのような基準で企業を評価するかの調査を行った。

4.1 世界の NGO/NPO の考え方

4.1.1 IUCN 総会における調査結果

本調査研究の一環として、2008年10月5～9日にバルセロナで開催された IUCN 総会フォーラムに参加した。今回の総会は IUCN の設立 60 周年を記念するもので、各国政府、国際機関、NGO/NPO、企業などから 8,000 人以上の参加者があった。総会では 2008 年のレッドリストが公開され、2007 年版に比べると絶滅の恐れが高い種が 622 種も増えている。特に哺乳類は人間活動の影響で 1/4 が絶滅の危機にあるとして、生物の多様性の喪失を食い止める必要性が再確認された。

フォーラムでは、4 日間で 800 ものイベントが開催されたが、中には立ち見者が出るほど盛況なものも多くあった。生物多様性条約の締約国会議で企業の役割の重要性が再認識されたこともあり、生物多様性の保護に対する企業の責任・貢献や NGO/NPO と企業のパートナーシップ事例の報告など、企業に焦点を当てたイベントには多くの参加者が集まっていたようである。また、企業の視点で生物多様性を「(環境サービスへの支払い Payments for Environmental Services - PES)」など、生物多様性に経済価値をつけ保護を市場の枠組みに取り込もうとする動き、同時にこのような傾向そのものに警鐘を鳴らす動きなど、企業や NGO/NPO の視点からの議論も活発であった。

パートナーシップ事例の報告としては、IUCN オランダ委員会が 2005 年に始めた Leaders for Nature というイニシアティブの発表があった。生態系に基づく考え方を企業の中心部に浸透させることを目的とし、経営陣・上級管理職、中間管理職、若手社員の 3 つのグループそれぞれ別々に働きかけ、社内から動きを起こさせようというもの。大企業を主なメンバーとしており、交流会や勉強会を行っているが、発表後のコメントには教育やパブリシティだけでなく、もう少し明確な目標を定めたイニシアティブにすべきではないかという意見があった。

また、IUCN、UNDP、UNEP などが主催している SEED (Supporting Entrepreneurs for Environment and Development) からは、主に途上国で地域に根ざしたビジネス経営を行う実業家を支援する、複数ステークホルダーとのパートナーシップの仕組みについての発表があった。パートナーシップ成功への 8 つの条件として挙げられたのは、パートナーとなる企業のリーダーシップ、パートナーシップ管理能力、事業コンセプト、事業とマーケティング能力、経済、環境、社会的利益の 3 つのボトムラインの確保、収益の獲得と分配、地域コミュニティの参画、リスクマネジメントである。パフォーマンスの指標としては、事業成功率、社会的利益、環境上の利益、パートナーシップ達成度を挙げたが、環境上の利益は認知度が最も低いという。パートナーシップのパフォーマンス指標は、役割・責任・期待、定期的なコミュニケーション、監視とパートナーシップ管理であるとした。

企業側の発表もいくつかあったが、企業の中には、生物多様性への影響に対する対策を取らないことはビジネスリスクであると捉え、専門性の高い NGO/NPO の協力を得て対策を取るところが出て来ているのは明らかだ。今回のフォーラムで最も注目を集めた企業の一つが鉱業会社である リオ・ティント社であろう。50 カ国、110 のサイトで鉱業プロジェクトを実施する同社は、Birdlife International、Kew Gardens、Fauna and Flora International など複数の NGO/NPO とパートナーシップを結んでおり、彼らの協力のもと地元住民の意識調査からミティゲーションやオフセットまで、様々な取り組みを 1990 年代から行っている。同社の目標はネットでの生物多様性への影響をプラスにする「net positive impact」である。同社はギニア、マダガスカル、ブラジルで生物多様性オフセットを実施している。

オフセットに注目が集まることでもわかるように、パートナーシップの有無に関わらず、企業の側からは生物多様性の数値化を求める声が多く聞かれた。生物オフセットや REDD（森林減少と森林劣化による排出の削減）など、PES として数値化をはかる多くの取り組みが存在するが、World Resources Institute (WRI) の主催で行われたパネルディスカッションでは、生物多様性を市場に認識させる際の課題として、政策枠組み、生物多様性・生態系サービスの主流市場への統合、投資対効果が挙げられた。しかし実際は、多様で人間にとっては別の内在的な価値を持つ生物多様性を数値化することには様々な課題や問題がある。

そうした理由で、PES を中心とした市場原理に基づく取り組みには慎重な NGO/NPO も多くある。そのようなスタンスの違いに従って、パートナーシップの形も様々である。今回のフォーラム中、企業とのパートナーシップを結んでいる NGO/NPO 団体に対し、どのような企業を相手に選ぶかの基準を設けているかどうかのインタビュー調査を行ったが、その結果、ほとんどの団体では正式な基準は設けておらず、自らの団体が行うプロジェクトに影響を与えている企業のなかからケースバイケースで選択していくという。ただ、その企業のトップからのコミットメントを条件に挙げる点は共通であった。NGO/NPO 側から見たとき、その企業の現在のパフォーマンスに改善の必要性があるためパートナーシップを結んで改善に協力していくことを考えれば当然と言えるだろう。

同時に、団体のブランドを損なわないような関係でなければならないという条件を挙げる団体も多かった。また、協力関係は結んでも企業から金銭的な代償は受け取らないとする団体もあった。そうした団体は独立性を確保し自由に指摘や批判ができる位置を維持していく必要性を感じている。実際、今回の IUCN 総会では、IUCN と石油会社シェルが生物多様性保護を目標として結んだパートナーシップに対して、IUCN の独立性と名前が脅かされるとして反対する IUCN のメンバーから異議申立が提出されている。この申立は否決されたが、かなりの支持を得ており、パートナーシップは 1 年後に見直されることが決まっている。

シェルと IUCN とのパートナーシップに否定的な動きでもわかるように、一部の NGO/NPO 間に広がるグリーンウォッシュに対する懸念はフォーラムでも顕著であり、イベントの一つにグリーンウォッシュについてのラウンドテーブル議論があった。対立姿勢は生産的でなくこれからは企業と NGO/NPO の協働が大切とする意見、何でもよいから取り組みを始めることが大切とする意見など様々あったが、グリーンウォッシュがそうでないかは企業の PR の仕方では決まるのではないかとこのところ落ち着いた。実質的な保護への貢献度と対外宣伝の内容が一致するかどうか、ここに一つの指標があるようだ。企業の側が NGO/NPO の協力をあおぐ上でも注意すべき重要な点だろう。

今後ますます企業と NGO/NPO のパートナーシップは増えていくことが予想されるが、企業の側はもちろん、個々の NGO/NPO にとっても、パートナーシップによる企業のパフォーマンス改善度を第三者が見てわかるような基準は透明性を確保するために有用であると言える。

4.1.2 海外 NGO/NPO に対するインタビュー結果

(1) WWF International

「基準というものの特になく、個々のケースで判断する。企業が持続可能な発展のためにコミットし、リーダーシップを発揮する企業とは、パートナーシップを結ぶ。現在、コカコーラ⁷⁾、アリアンツ、HSBC⁸⁾などとパートナーシップを締結している。

企業から求める場合もあれば、WWF から求める場合も両方がある。」

(2) The Nature Conservancy (TNC)

「自分は森林火災防止の専門家です。TNC に入ったのは比較的最近ですが、知っている範囲内で回答する。西海岸で大規模な森林火災があり多くの人々が被害にあった時、航空機製造社である Boeing 社から TNC へ森林火災防止のための協力の申出があり、プロジェクトベースのパートナーシップを形成した。また、TNC は石油会社の Cocolphill ともパートナーシップを締結している。」

TNC は、全米で 100 万人の会員を有し、専属のスタッフは約 3800 名。世界中に支所があり、中国だけでも 5 箇所にある。日本にもかつては支所があったが、インタビューした時点では閉鎖していた。現在再開することを検討しているとのことである。

(3) Wildlife Conservation Society (WCS)

ニューヨークに本部がある。40～60 名のスタッフがあり、4～5 箇所に動物園を所有している。

チリではゴールドマンサックス社との協力で、長期の景観管理を実施している。ゴールドマンサックス社は、WCS が会員から集めた資金と同額を WCS に寄付する仕組みである（マッチングファンド）。

ボリビアでも同様の仕組みでガス会社と協力している。これはガスパイプラインの設置に伴う保全プロジェクト（10 年計画）で、トラスト基金を設立している。

(4) Conservation International (CI)

企業とのパートナーシップは、CELB(Center for Environmental Leadership in Business)という組織が担当しているため、その HP を見てほしい。

CI は、パートナーシップを結ぶ企業を積極的に探しており、候補企業を選定してアプローチしている。環境への影響を最小化する意欲があり、環境問題の解決においてリーダーシップを発揮し、外部からの助言にオープンな会社が対象となる。

パートナーシップを締結する企業の選定の基準は、特になく、ケースバイケースである。CI の資金(約 200 百万ドル)は、50%が個人、20～30%が NGO/NPO や政府であり、企業からは 5%である。パートナーシップの締結に当たっては、企業の様々なレベルの人々と交流し、パートナーシップへの意識を高めるようにすると効果的である。

例えば、Wal-Mart とは、中国でのサプライヤーに対し、エコロジカルフットプリントを小さくするために協働している。

(5) Birdlife International

企業とのパートナーシップは、簡単なもの以外にはなく、ケースバイケースであり、役員会でその採否を決定する。役員会は 3 ヶ月に 1 回であるが、適宜メールで意思決定をするので、問題はない。

⁷⁾ 淡水保全を目標としたパートナーシップを締結。

⁸⁾ 2007 年に 5 年計画で世界の淡水保護のパートナーシップを締結した（資金 50 百万ドル）。目標は 3 大川川の保全（50 百万人が依存）、20,000 種の稀少植物の保護、200 人の科学者の訓練、2,000 の HCBC の職員を保全研究の現場に派遣すること。

パートナーシップを締結するのは、次の基準による。

鳥の保護と、その企業にとって明らかな便益があり、
企業が真剣にコミットしており、
モニタリングできる目標があり、

Birdlife International として評判に及ぶようなリスクがない場合である。

特に は、Birdlife International を構成しているのが各国のメンバー団体なので、メンバー団体の評価が重要である。

を確認するためには、相互の信頼関係を築く必要があるために、長い時間がかかる。戦略から恥まし、最初は簡単なことから合意し、それを次第に拡張するようにしている。このため、パートナーシップを締結している企業数は、少ない。BP、Cemex、Rio Tinto であり、日本のリコーとも話しを進めている（リコーはオフセットに関心があるとのこと）。

(6) Greenpeace

企業とのパートナーシップを締結する基準はない。日々の直接的な活動の中で関わっていく。

企業にはグリーンウォッシュという問題がある。企業に対してキャンペーンを行うことを基本としているため、Greenpeace としては独立性を維持することが不可欠である。このため、企業からは資金はもらわない (no sponsorship)。

戦略的には、巨大で影響力の強い企業を対象として、新しい発展を見せている企業である場合には、共同プロジェクトを実施する。もちろん、資金は受け取らない（この方針は、政府との共同プロジェクトでも同じである）。

Greenpeace としては、効果的に企業をターゲットとしたキャンペーンを行うためには、NGO/NPO が企業とのパートナーシップを締結すると、強力な声を出せず、影響力が弱くなってしまいうため、独立性を確保している。

経済のパラダイムは既に崩壊している。生物多様性がそれを明らかに示している。強い声を発していかなければならない。

企業とのパートナーシップは、イケア(Ikea)と締結した⁹⁾。ベンチャー企業で、方針の開発にコミットしている。コカコーラとは、CFC を用いないグリーンな冷蔵庫の利用という点で協力している。

4.2.日本の NGO/NPO の考え方

4.2.1 日本の NGO/NPO に対するインタビュー

日本の NGO/NPO を対象に、企業とのパートナーシップの締結に関する方針やその具体例についてインタビュー調査を行った。

インタビューを行った NGO/NPO

- 財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWF Japan)
- 日本自然保護協会(NACS-J)
- コンサベーション・インターナショナル ジャパン(CI Japan)
- 財団法人日本野鳥の会

⁹⁾ イケアの長期的目標は、イケアを通じて販売されている、あらゆる木材製品の原材料を、よく管理された、認証済みの森林でとられたものだけにするため、サプライヤーに対し一定条件の木材製品の納入を求めている。

質問項目

【企業とのパートナーシップに対する方針についての質問項目】

- Q1. 貴団体としては、企業の活動に影響を与えるためには、どのような方針で企業に接しているか。
1. 協調する(パートナーシップを積極的に締結する)。
 2. どちらかという協調する。
 3. 場合による。
 4. どちらかと言うと対立する。
 5. 対立する(企業とのパートナーシップは決して締結しない)。
- Q2. 貴団体が上記(Q1)の方針を取っている理由は何か。
- Q3. 貴団体には、企業とパートナーシップを締結する彩のガイドラインは存在するか。
1. ある。
 2. 明文化されていないが、各プロジェクトの担当者間でコンセンサスが取れているものがある。
 3. ない。
- Q4. 貴団体が企業とのパートナーシップを締結する場合の原則や条件は何か。
- Q5. 貴団体が、もし企業とのパートナーシップを結び、協力を行った場合、それを対外的に発表するか(積極的にアピールする/しない)。また、発表する場合には、その判断基準や、発表に使用するメディア等は何か。

【企業とパートナーシップを結んだ事例についての質問項目】

- Q6. 貴団体では、今までの活動の中で、生物多様性保全に関し、企業とパートナーシップを結んだ実績はあるか。
1. ある。
 2. ない。
 - 2-1. パートナーシップの話が全くなかった。
 - 2-2. パートナーシップの話があったが、成立しなかった。
- Q7. Q6 で 1 又は 2-2 と答えた団体は、どのようにしてパートナーシップ締結に至ったか(又は至らなかったか)の経緯を、代表的な事例を 1 件。
(以下は、Q6 で 1 と答えた団体対象)
- Q8. 上記 Q7 の事例で、貴団体は何を目的としてパートナーシップを締結したか。また、そのパートナーシップの結果をどのように評価しているか。
- Q9. パートナーシップを締結した相手企業が貴団体とのパートナーシップを締結した目的が何であり、そのパートナーシップの結果をどのように評価していると考えているか。
- Q10. 上記のパートナーシップ事例の前後において、企業による、生物多様性保全に向けたコミットメントに変化は見られたか。
- Q11. Q10 のコミットメントの変化の有無に対し、貴団体はどのように評価しているか。

質問項目は、状況に応じて質問しなかったものもある。

4.2.2 NGO/NPO のインタビューの結果

(1) WWF Japan (2008.9.8)

(企業のパートナーシップに対する方針)

今の環境問題は企業が参加しなければ解決できないというのが前提である。そして企業に参加してもらうには NGO/NPO 側の建設的な活動が必要である。企業と対決することが、企業の対策を有効に引き出す手段にはならない。よって、企業とパートナーシップを結ぶことは、場合によっては行っている。企業とパートナーシップを締結する際は、内部文書のガイドラインに従って締結している。ガイドラインには原則などは書いているが、その原則に従ってどうやって実施をするかという細かい記述はしていない。だが、この産業とは提携しないというブラックリストのようなものがある。

企業とのパートナーシップを結び、協力を行った場合、それを外的に積極的に発表することは、パートナーのスケールによって変えている。

(企業とパートナーシップを結んだ実例)

今まで生物多様性保全に関する活動において企業と協働を行った実績は数多くある。パートナーシップ締結に至る経緯としては、プログラム単位のものはこちらから持ちかけているが、それ以外は企業側から持ちかけてられているものである。

WWF は、キャッシュ、または WWF の事業の実施を目的としてパートナーシップを結んでいる。企業の評価はしていない。パートナーシップを、WWF では「ビジネス」ととらえており、「目的を共有して活動をする」のではなく、「WWF の目的にとって有益であり、企業の目的にとって有益であるか」であるので、企業の評価はする必要がないと考えている。もし、「目的を共有すること」という定義を適用するならば、WWF はどこの企業ともパートナーシップを結んでいないと言える。

以上の考え方から、WWF は企業を評価する必要はないとしている。そのため、パートナーシップ締結後も、作成された CSR レポートの内容の変化の有無のチェックなどはしていない。

パートナーシップの定義が必ずしもすべての NGO/NPO が共通していない可能性があるため、以後、パートナーシップの定義を各 NGO/NPO にインタビューすることとした。

(2) 日本自然保護協会 (NACS-J) (2008.9.12)

(パートナーシップの定義)

NACS-J で定義は決めていない。「パートナーシップ」という言葉も使わなくていいのではないかとこの話で企業と付き合っているが

活動に直接かかわる人

アイデアを出す人

資金提供をする人

など、目的を共有していなくてもどの形でもできることをして参加していければいいのではないかとこのことを企業と話している。

(企業のパートナーシップに対する方針)

企業とのパートナーシップは、ケースバイケースで締結するかしないかを決めている。企業の活動が生物多様性保全に向かっているものやプラスになるものには全面的に協力し、マイナスになるものには徹底的に批判し、中止するよう呼びかける。例えば JR 東日本の田沢湖リゾート開発では、5 年ぐらいの活動で計画大幅見直しされることになった。しかしこれは JR という企業を批判しているのではなく、事業を考え直してほしいということであり、企業の行為 1 つ 1 つを評価することをしている。

企業とパートナーシップを締結する際のガイドラインは文書としては存在しないが、それぞれの企業をチェックして判断することをしている。

(以下、NACS-J の方から、パートナーシップを結ぶとっているが、書類上の契約などはしていないので、「企業と協力する」という言い方と云われた。)

企業との協力を行った場合、批判も賞賛もせず、事実のみを発表するようにしている。

(企業と協力関係を結んだ事例)

今までの活動の中で、生物多様性保全に関し、企業と協力して実績をあげた例は数多くあるが、社員の意識向上のための多摩動物公園での自然観察会はSONYと始め、5年続いている。社員だけではなく、社員の家族や地域の人も参加ができるものなので社員の意識向上のほか、地域の人達とのコミュニケーションの手段としても役立っている。今ではNIKON、TOSHIBA、TELJINとも行っている。

また、昨今の製紙業の不祥事(不正表示)の影響で、企業側から生物多様性のために製紙業はどこまでやるべきなのかをレクチャーしてほしいという要望や、トラベル懇話会という旅行会社の各社長達の会議で、旅行会社でもエコツアーなどがあるが、生物多様性についてどう考えるべきなのかレクチャーしてほしいという要望があり、業界ごとにセミナーなどを行った。その後、各企業から個別に事業についてアドバイスをもらいたいという要望もあり、行ったこともある。これらの事例は、企業側からの要望で協力をいたっている。

NACS-Jの企業との協力活動の目的はケースバイケースである。例えば「自然調べ」では環境教育プログラムが成功し、メッセージが伝わることを目的とし、そこに参加してくれるよう呼びかけた。一方、群馬の「AKAYA プロジェクト」という国有林(山の手線内の1.6倍の広さ)管理と保全と復元を、林野庁とNACS-Jと地域の人々がフィフティフィフティの関係で進めているものでは、開発を止めた事例がある。これはプロジェクトの一部を企業に協力してもらったものもあれば、全体を協力してもらったものもある。最終的な目標は一緒かもしれないが、協力1つ1つの目標はそれぞれである。協力活動の企業の評価はしていない。

協力活動の事例の前後において、CSRレポートの生物多様性保全に向けたコミットメントは読んでいないが、「生物多様性」という言葉を使っているかどうかは見ている。

(3) コンサベーション・インターナショナル(CI) Japan (2008.9.16)

(パートナーシップの定義)

人的資源、金銭的資源を1つの目標に向かって共有するという大筋はあっているが、目的がいくつかそれぞれ分かれていると考えている。

生物多様性がよくわからないのでとりあえず社会貢献のため

金銭的資源でプロジェクトを行っている。

持続可能な商業活動のため

企業のためのサプライチェーンのガイドライン作りなどを行っている。

自然環境保全への参画から利益を作り出すため

ガイドラインから出てきたような製品をそれなりの環境負荷を低減したのものとして社会にコミュニケーションしながらマーケティングをしていくといった活動。

(企業のパートナーシップに対する方針)

企業とパートナーシップを締結する際のガイドラインはフォーマットとしては存在しない。しかし、企業担当部門が公開ベースでCSRレポート・社の出版物・メディアなどで、過去の実績・問題を調査し、内部で判断している。その後、企業の担当者と話し合いをし、個別案件ごとに判断する。

特定の企業に焦点を当ててパートナーシップの公表をすることはしない。CIの生物多様性保全のミッションに対して大きく前進が見られたと思われる項目がある場合、それを中心として、企業とのパートナーシップがそこにどう関わってきているかという観点で公表している。また、CIの人員が少数なので、すべての企業との活動を公表する時間はないし、特別な活動に関しても、特に公表はしていない。活動報告も、一般公開を前提にしているものではないと考えているので、企業への報告は当然あるが、一般

に内容をすべて公表するという方針では取り組んでいない。公表に人と手間をかけていると現地での活動をする時間がなくなるという状況である。

(企業とパートナーシップを結んだ実例)

今までの活動の中で、生物多様性保全に関し、企業とパートナーシップを結んで実績をあげた例は、CCB 基準(評価基準)の作成があげられる。これまで、土地を利用したカーボンプロジェクトを実施していくに当たって、生物多様性にポジティブなインパクトを与えるという基準が今までまったくなかった状況だった。それを、いろいろな企業と NGO/NPO のイニシアティブによって 1 つのガイドラインに具現化できた。NGO/NPO 側からだけのインプットだけではなく、企業側からのインプットがなければ、具体的、現実的なガイドラインにはならなかったと思われる。

この活動は、CI からの呼びかけでパートナーシップ締結に至った。CI は生物多様性の保全と現地の人々への支援をコアに活動している団体なので、世界に存在していなかった評価基準を作成することは、CI のミッションを達成させる重要な第 1 歩だった。また、例えば大規模な植林で、単一種で外来種などを使い、現地にネガティブな影響を起しているプロジェクトもある。しかしこのような基準ができなければ、それ自体が問題であるということが世界でも認知されない。基準作りは世界にこのようなことを認知してもらうためでもあった。

パートナーシップによって企業の受けるメリットは企業によって違うと考えている。生物多様性のことがよくわからないので、イニシアティブ的なところから入ってみようという企業もあっただろうし、気候変動プロジェクトに後々投資をしている企業は、CCB 基準を選定するプロジェクトの 1 つのフレームワークとして選んでいる企業もある。

パートナーシップの事例の前後において、CSR レポートを読んでいるが、企業による生物多様性保全に向けたコミットメントは、強化されている企業もあれば、変わらない企業もある。CSR レポートは一般的な内容だが、会社の戦略的なところを深め、それを積極的にコミュニケーションしているところは評価できると考えている。

(4) 財団法人 日本野鳥の会(2008.10.16)

(企業のパートナーシップに対する方針)

企業とのパートナーシップ締結にはどちらかという協調するという考えで活動を行っている。企業とパートナーシップを締結する際のガイドラインは過去にはあったが、今は文書としてはない。

しかし、内部でコンセンサスはとっている。例えば、環境問題・環境汚染がメディアで取り上げられて問題になっている企業とは結ばないなどである。ただ、企業との付き合いが多いので、すでに付き合いしている企業が、新しく環境に関する問題が明らかになった場合は、常時モニターする、またこれからの付き合いをどのようにシフトしていくかを常時考えていくようにしている。

また、できるだけ有名な、誰でも知っているような企業にアプローチをして、日本野鳥の会の生物多様性に関する活動を取り入れないかという働きかけを常時行っている。これは、中核となる企業がきちんと生物多様性に関する活動を行っている、子会社や関連会社、下請けにも広がっていくと考えているからである。

企業とのパートナーシップを結び、協力を行った場合、環境省のクラブでの記者会見や、HP にタイアップして発表することは日常的に積極的に行っている。日本野鳥の会の会員向けの雑誌でも公表している。ただし同業他社もあるので、そこは発表している時期を決めて発表するようにはしている。企業にとってメリットとなる発表をするときもある。環境にやさしい商品などは毎年カタログを作成し日本野鳥の会もお勧めすると記載することもある。ただし、企業にランキングをつけるといったような評価はしていない。

(企業とパートナーシップを結んだ事例)

今までの活動の中で、生物多様性保全に関し、企業とパートナーシップを結び実績をあげた例は、タンチョウの生息している湿原を保全する活動があげられる。これは土地を開発したり改変したりされないように土地を取得する活動である。その中で企業が所有している土地を、その企業とパートナーシップを結んで、以後はその土地を生物多様性のために使うようお互いに技術や仕組みを出し合って調査等を行っている。企業がそのような土地を所有しているのは1箇所、あとは企業から資金提供をしてもらって日本野鳥の会が購入した土地もある。企業が所有しているのは明治乳業で、北海道の根室のある土地を野鳥保護区として両者で設置した。土地は明治乳業のものだが、そこで行われる保護管理・調査は日本野鳥の会が主体となって行われている。日本野鳥の会のコーディネートの元、明治乳業の社員を募って、ボランティア活動をしてもらっている。生物多様性を含む企業とのパートナーシップの事例はこの他に10以上ある。

企業側から「生物多様性」についての研修をしてほしいという声はここ1、2年で強くなってきている。しかし企業は、広告代理店に払う相場があってもNGO/NPOに払う相場がまだない。NGO/NPOは安い金額で事業ができる、ボランティアでやってもらえる、という認識を持っているようである。往々にして、予算を低く見積もられることが多くある。

生物多様性の担当者からは、生物多様性について意識が強くなるように感じられるが、パートナーシップの事例の前後においても企業全体やコミットメントからはあまり変化は感じられない。

このように、企業とNGO/NPOのパートナーシップの結び方は多様であるということが明らかとなった。パートナーシップの締結は類型化すると、資金協力、協働プロジェクト、環境教育、コンサルティングの4つに分けられると考えられる。

4.2.3 まとめ

今回インタビューを行った団体を含め、日本のNGO/NPOの場合も海外と同様、パートナーシップの締結はケースバイケースのようである。パートナーシップの形成も、企業から持ちかける場合、NGO/NPOから持ちかける場合と様々である。パートナーの選別に関しても海外の調査結果同様、自らの団体のブランドを損なわない相手、つまり、環境破壊を行っているとして知られるような企業は避けるという傾向が強いようである。

また、パートナーシップを組んだ企業の評価については、「あえて行わない」とするところがほとんどであった。これはパートナーシップの目的によって、NGO/NPO側からは活動やプログラムに参加・資金提供をってもらうことが目的である場合、必要がないということであろう。日本のNGO/NPOの場合、サプライチェーンの管理や企業内部の実務的な活動における協働よりも、植林などの社会貢献事業に対してアイデアを提供しともに実践する、というスタイルが多く見られるようである。

また日本の場合は企業に期待することとして資金の提供を挙げる意見が目立った。これには少なくとも二つの要因が考えられるが、ひとつは日本ではまだまだNGO/NPOに対する寄付が個人からは欧米のように集まらず、財政的な支援を企業に頼る向きがあること、そしてもうひとつはNGO/NPOと企業のパートナーシップ自体が比較的新しい取り組みであることから、サービスや技術を提供する団体としてのNGO/NPOの価値が十分に企業に認識されていないことがあることが挙げられる。

表 4-1 日本の NGO/NPO の企業とのパートナーシップ締結の方針と事例（まとめ）

	方針	事例
WWF Japan	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に参加してもらうには建設的な活動が必要。よって、企業と対決することが、企業の対策を有効に引き出す手段にはならない。 ・企業とパートナーシップを締結する際は、内部文書のガイドラインによって締結している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金提供が主であって、協働することはない。
NACS-J	<ul style="list-style-type: none"> ・企業とのパートナーシップは、ケースバイケースで締結するかしないかを決めている。企業の活動が生物多様性に向かっているものやプラスになるものには全面的に協力し、マイナスになるものには徹底的に批判し、中止するよう呼びかける。 ・ガイドラインは存在しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員の意識向上のための多摩動物公園での自然観察会。社員だけではなく、社員の家族や地域の人も参加ができるものなので社員の意識向上のほか、地域の人達とのコミュニケーションの手段としても役立っている。現在では SONY をはじめ、NIKON、TOSHIBA、TELJIN とも行っている。 ・ほかコンサルティング等。
CI Japan	<ul style="list-style-type: none"> ・企業担当部門が調査し、内部で判断し、パートナーシップ締結を判断する。 ・ガイドラインは存在しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CCB 基準(評価基準)の作成。企業と NGO/NPO のイニシアティブによって 1 つのガイドラインに具現化できた。 ・NGO/NPO 側からのインプットだけではなく、企業側からのインプットがなければ、具体的、現実的なガイドラインにはならなかった。
日本野鳥の会	<ul style="list-style-type: none"> ・企業とのパートナーシップ締結にはどちらかと言うと協調するという考えで活動を行っている。 ・ガイドラインは過去にはあったが、現在は存在しない。内部でのコンセンサスは取っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タンチョウの生息している湿原の保全活動。土地を開発したり改変したりされないように土地を取得する活動。その中で企業が所有している土地を、その企業とパートナーシップを結んで、以後はその土地を生物多様性のために使うようお互いに技術や仕組みを出し合って調査等を行っている。

第5章 生物多様性保全活動の評価基準案

本調査は、既に述べたように、市民社会の視点から企業の生物多様性保全活動を客観的に評価するための基準のフィージビリティ（実現可能性）を検討することを目的としており、この検討のために設置した検討委員会では、評価基準のたたき台を作成することを目標とした。

検討委員会では、このような評価基準として取り入れるべき基本的事項を議論し、その議論を基に事務局が作成したたたき台を細部にわたって検討し、それらの結果、下記の通り、評価基準案を作成するにいった。

5.1 企業理念・方針の中での生物多様性の位置づけ

企業が真の意味で生物多様性保全に責任を持ち、かつ貢献するには、その経営理念・方針の中に生物多様性保全を明確に位置付けることが必要である。現実には、企業の理念や方針の中にそれを明記していなくても、生物多様性保全活動を実施している企業が多くあるが、企業の理念や方針によって根拠づけられないそのような活動は、持続性が疑問視される。

このような企業の生物多様性に関する理念・方針は、下記のような国際的又は国内に存在する基本的概念に基づいていることが求められる。

- 生物多様性の定義
- 生物多様性の価値
- 生物多様性の保全における企業の責任
- 予防的アプローチと順応的管理
- 生態系・生息地保護
- 先住民族と地域社会への責任と配慮
- 生物資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分

上記の基本的概念について、以下で概要を説明する。

(1) 生物多様性の定義

生物多様性とは、種々さまざまな生物が存在していることである¹⁰⁾。生物多様性は、地球上に生物が誕生したおよそ40億年前からという長い期間の間に進化・分化を重ねてつくられてきたものである。

生物多様性条約では、生物多様性は、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」（第2条）と定義されている。

このように、生物多様性は、種、遺伝子、生態系の3つのレベルで捉えることができる。

「種」の多様性：種は、繁殖上の単位であり、生物の分類の基本単位である。現在、地球上には既知の種は少なくとも140万種あるが、未だ発見されていないものも多数あり、それらを合わせると数千万種以上の種が存在するともいわれている。自然界は、このような多数の種が互いに関連しあって構成されているので、一つの種の絶滅が、自然界の他の種にも影響を与え、その生態系の破壊に繋がる可能性がある。

「遺伝子」の多様性：生物を分類する上で種より下位のレベルの、個体間の遺伝的な多様性（種内の多様性＝DNAの塩基配列の違い）である。一つの種が存続し、進化を続けていく

¹⁰⁾ 樋口（1996）

ためには、種の中での遺伝的多様性が必要である。そのためには、地域の個体群¹¹⁾を保全する必要がある。

「生態系」の多様性：生態系とは、ある地域に生息・生育する生物とそれをとりまく水・空気・土などのまとまりである。生態系の多様性とは、世界各地にさまざまな固有の生態系が存在することをいう。多様な生態系には、多様な種が存在する。このため、種の保全のためには、生物に生活の場を提供している固有の生態系の保全が必要である。

以上のことから、生物多様性とは、地球上で、種々さまざまな動物、植物、微生物などが相互に関連しながら生きていることといえることができる。

(2) 生物多様性の価値：

太古の昔から、人間は自然の一部としてその恩恵にあずかり、自然とともに生きてきた。万葉集の時代から、自然との関わりに関わった文化を持つわれわれ日本人にとって、自然や生物とは人智を超えたものであり、身近でありつつも畏敬すべき存在であった。また、世界の他の地域でも同じように自然との関わりに関わらず伝統文化が多く存在している。現在経済的発展を遂げた人間社会の直面する様々な環境問題は、本来の自然の価値を十分に認識し責任ある行動を取ってこなかったことに起因していると言えるだろう。したがって私たちはもう一度自然の価値を再認識し、自然保護のあり方を根本的に考え直す必要がある。

まず、現在の私たちの生活は、生物多様性のもたらすさまざまな恩恵を受けることによって成り立っていることがわかる。

具体的にいうと、生物多様性は人間に対し、次のような恩恵をもたらしている。

- ・ 供給：食料、水、木材、繊維、遺伝資源などの資源の供給
- ・ 調整：気候や洪水の調整、廃棄物処理（微生物などによる分解）、水質浄化など
- ・ 文化：レクリエーション、審美的・精神的な恩恵など
- ・ 生態系の基盤：栄養塩の循環、土壌形成、光合成など

生物多様性の保全を進めることでより向上する人間の生活上の便益には次のようなものが挙げられる。

- ・ 生活のための基本的物資（食料、住居、衣料などの材料）を得る
- ・ 健康（自然に接することで快適な気分となることや、清浄な水や空気が得られる）
- ・ 良好な社会関係（地域の生物多様性に深く関連する文化や社会活動を通じて人々が良好な社会を形成する）
- ・ 安全（洪水などの災害が減る）
- ・ 教育（大人も子どもも、より豊かな自然に触れることで精神的に成長できる）
- ・ 科学技術（生物遺伝資源を用いた医薬品の開発、農作物の品種改良など）
- ・ 選択と行動の自由（上記の条件がより改善されることで、より安全で良好な社会が形成されることや、教育などを通じ、人々が個人の価値観で自由に行動できる）
- ・ 生物多様性には、倫理的、歴史的、文化的、宗教的価値などの多面的な価値があるとの主張もある。

以上のことから、生物多様性は人類の存続のためにはもちろん、経済活動や社会活動・文化活動の基盤であるといえる。

また、生物多様性は、上記のような人間の視点からの価値に関わらず、その存在自体に価値があるとする考えもある。このため企業は、人間にとって価値があるか否かにかかわらず、すべての種とそ

¹¹⁾ 個体群とは、ある空間を占め、交配によって子孫を残すことができる同種個体の集まりである（プリマック、1997）。

の多様性を保全しなければならないとされる。

(3) 企業の責務:

企業は社会の中で活動し、社会と環境に対し大きな影響を与えている。このため、企業は責任のある「良き企業市民」として行動することが求められる。特にグローバル化が進んだ現代においては、企業は、国内のみならず海外においても、持続可能な社会の実現に向けて、自らの責務と社会からの期待を自覚し、自主的に社会と環境に対する負の影響を減らし、正の影響を高めていくことが求められている。

このことは、人類の生存基盤を守るために不可欠であるが、人間活動によって著しく減少している生物多様性の保全についても当てはまる。

生物多様性は、人類共通の財産であるので、企業が営利目的の活動により持続不可能な形で利用したり、破壊したりしてはならない。また、企業活動の多くが、生態系が提供するサービスに依存している。よって企業は、生物多様性の保全と持続可能な利用に最善を尽くすべきである。

このため、具体的には、企業は、生物多様性とそれに関連する市民の生活や文化に対する負の影響を事前にできるだけ把握し、その影響を回避又は低減するべきである。

また、企業は、サプライヤーからの原材料や製品の購入を通じ、また、製品の販売を通じ、間接的に生物多様性へ負の影響を与えている。このため、自社の直接の活動による生物多様性への影響のみならず、そのサプライチェーンを含めたバリューチェーン¹²⁾において生物多様性へ与える影響を回避又は低減するよう努めるべきである。

(4) 予防的アプローチと順応的管理

自然界で生物多様性が維持されているメカニズムには、科学的に未解明の部分が多い。生物多様性は内在的に不確実なものであるとする見方もある。このような科学的な不確実さがあるため、生物多様性保全においては予防的アプローチと順応的管理が必要不可欠である。

予防的アプローチは、ある物質や活動が環境に重大で不可逆的な影響を与えるおそれがある場合、影響を与えることを証明する科学的証拠が不十分な場合でも、そのおそれを回避するため、または最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではないという考え方である。

生物多様性条約の前文では、「生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではない」としている。

日本の生物多様性基本法（2008年）においては、「科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法」により対応すべきことを規定している。

順応的管理は、生態系の保全管理の原則の一つである。生態系の反応は非常に複雑であるため、我々の知識が進んだとしても、より良く保全管理するために継続的に学ぶ必要がある。したがって、保全管理は、実験として取り組むべきであり、不確実さに関しては柔軟に対応し順応的に対応することが必要不可欠である（Meffeら、1997）。

生物多様性基本法（2008年）においては、事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応す

¹²⁾ サプライチェーンは、製造の川上の原材料の採取までに至る企業、個人など（以下「企業等」という）との連鎖をいう。バリューチェーンは、川上と川下の両者を含めた企業等との連鎖をいう（川下においては、企業等には最終消費者や、場合によっては廃棄物処理業者までも含まれる）。

べきとしている（第3条）。

(5)生態系、生息地の保護:

先に述べたように、生物種の保全のためには、地域の個体群とそれらが生息する生態系を保全する必要がある。また、その保全は、自然の生息地における保全（生息域内保全）が望ましいことは言うまでもない。このため、生物多様性条約では、「生物の多様性の保全のための基本的な要件は、生態系及び自然の生息地の生息域内保全並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持及び回復である」（前文）としている。

生息域内での保全については、生物多様性条約第8条では、保護地域の制度の確立、重要な生物資源についての規制・管理、生態系・生息地の保護や、存続可能な種の個体数の維持、保護地域の隣接地の開発における環境上の配慮、劣化した生態系の修復・復元、脅威にさらされている種の回復、バイオテクノロジーによって改変された生物の規制、外来種の導入防止・駆除などを求めている。

(6) 先住民族と地域社会の重要性:

世界の多くの地域では、生物多様性から得られる生物資源に依存する伝統的な生活を行い、地域に特有な生物資源が独自の伝統文化の基盤となっている先住民族が今なお存在する。また、地域住民もその地域の生物多様性の恩恵に依存し、地域独自の文化の基盤を得ている場合が多い。そのような地域の生物多様性は、そこに住む先住民族や地域住民の活動によって支え守られているといえる。したがって、地域の生物多様性を保全することは、そこで生活している人たちの「文化」や「伝統」を守ることでもある。

生物多様性条約においても、このような先住民族社会や地域社会の保持する知識、工夫、慣行などは、尊重、保存、維持すべきである。とされている（第8条(j)）

また、多くの開発途上国においては、農業開発やインフラ整備などの経済開発によって自然破壊が進んでいる。最近では、地球温暖化対策として実施されるバイオ燃料の開発や炭素吸収源対策としての植林なども地域の生物多様性へ大きな影響を与えている。このような自然破壊の結果、その地域の生物多様性に生活の糧を依存する先住民族や地域住民は生活の基盤を失うことがある。このような問題は、彼らが野生動植物の乱獲など生物資源の持続可能でない利用を進める原因となり、生物多様性の劣化の加速化に繋がることがある。このような地域の問題への対応は、国際社会が目指している持続可能な発展を実現するための主要な課題となっている。

以上のことから、企業が自然の土地を改変する事業を実施する場合には、地域の生物多様性のみならず、その地域に住む先住民族や地域住民の生活や文化などに対する影響を事前に把握し、その影響を回避・最小化・代償を行うとともに、事後のモニタリングを行い、必要な是正措置を講じることが求められる。

(7) 生物資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分

生物資源¹³⁾の持続可能な利用は、生物多様性条約の目的の一つである。これを実現するためには、生物資源を提供する地域において当該資源が長期的に減少しないような持続可能な管理を行うことが不可欠である。このような管理は地域住民の負担によって行われていることから、そこで得られる資源を利用する者は、その利用から得られる商業的利益を地域住民と公正かつ公平に配分すべきである。そうでないと、地域住民は、持続可能な資源管理を継続して行うことができず、資源は枯渇してしまう可能性がある。

¹³⁾ 生物多様性条約では、「生物資源には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素を含む」とされている。

生物多様性条約では、「遺伝資源¹⁴⁾の利用から生ずる利益(benefit)の公正(fair)かつ衡平(equitable)な配分をこの条約の関係規定に従って実現すること」を第3の目的としており(第1条)、利益配分は、遺伝資源に限定している。しかし、上述の理由により、例えば農作物などの生物自体の利用においても、利用国はその利用から得られる利益の公正かつ公平な配分を行うべきである。

以上のことから、本評価基準では、遺伝資源のみならず生物自体なども含めた「生物資源」について、公正かつ公平な利益配分を行うべきとの考えに立つこととした。

なお、生物多様性条約の邦訳(外務省訳)で用いられている「衡平」という用語は equitable の訳語であるが¹⁵⁾、一般には使用されることが稀で、一般市民には理解しがたい。本検討委員会では、これは、通常使われる「公平」と訳しても支障がないものと判断し、「公平」を用いることとした¹⁶⁾。

5.2 本評価基準が対象とする企業活動

本評価基準が対象とする企業活動は、国内外を問わず、全ての活動を対象とする。本評価基準では、企業が業務として行う活動を、「企業の本業」と「社会貢献活動」(本業以外で社会的課題解決を目的とする活動)の2つに分けて考える。

(1) 企業の本業

企業の本業が生物多様性へ与える影響を「直接影響」と「間接影響」に分けて考える。企業活動が環境に与える影響を、このように分ける例としては、GRI ガイドライン(2006)において、「直接的な影響に加え、間接的な影響(サプライチェーンにおける影響など)を含めて、報告組織の事業活動、製品及びサービスに関連して生物多様性に及ぼす著しい影響を特定する」とある。

なお、企業を含めた事業者¹⁷⁾の責務としては、2008年に成立した生物多様性基本法には、以下のとおり、直接影響も間接影響についても対応することが求められている。

- ・ 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握する。
- ・ 他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

この「持続可能な利用」とは、「現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法(以下「持続可能な方法」という。)により生物の多様性の構成要素を利用することをいう」(第2条)とされている。

(a) 直接影響：企業活動による土地の改変や利用などが生態系や地域社会へ与える影響(一次的影響のみならず、それによって生じる二次的な影響を含む)

土地の利用には、工場等の建設、操業などを含む。生物多様性へ与える影響は、工場等の敷地内だけでなく周辺地域への影響を含む(例：排水による影響など)。また、生物多様性のみならず、

¹⁴⁾ 「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材」であって、「現実の又は潜在的な価値を有するもの」である(生物多様性条約)

¹⁵⁾ 「equitable」は、「公平」とも訳されている(小学館ランダムハウス英和大辞典)。

¹⁶⁾ 外務省地球環境課に確認したところ、生物多様性条約の条文を引用する場合には「衡平」ということばを使うべきだが、報告書などで条文の内容を引用する場合には、「公平」ということばを使うことは差し支えないとのことであった。

¹⁷⁾ 事業者には、企業のほか、事業活動を行う政府や公的団体などが含まれる。

開発地域における生態系の劣化による影響として、それまで豊かな生態系に依存して営まれていた地域社会の経済的側面及び社会制度的・精神的側面への影響もある。先住民族の伝統的な生活など地域文化の多様性への影響も含まれる。影響には、負の影響もあれば、正の影響もある。

直接影響における負の影響を軽減することは、米国では総じて「ミティゲーション(緩和)」と呼ばれており、その具体的手法としては、回避、最小化、代償という種類と優先順序がある。このミティゲーションの考え方は、次節で詳細を説明する。

(b) 間接影響：企業のサプライチェーン/バリューチェーンを通じた影響

企業が、サプライヤーから原材料・製品やサービスを購入することは、そのサプライチェーンを通じ、生物多様性に対して間接的な影響を与えることを意味する。また、企業が川下の企業や一般消費者へ製品を販売することは、そのバリューチェーンを通じ、生物多様性に対して間接的な影響を与えることを意味している。ただし、間接影響であるため直接影響よりも影響度が低いとか、企業としての責任の度合いが低いということではなく、直接影響よりも間接影響の方が影響の度合いが大きいこともしばしばある。同様に、そうした製品やサービスの最終消費者である一般消費者は、製品やサービスの購入を通じて生物多様性へ間接的ではあるが非常に大きな影響を与えている。

金融機関は、企業への投融資活動を通じて間接的に生物多様性へ大きな影響を与えている。

(2) 社会貢献活動：社会的課題解決のために、企業が、本業以外で、企業自体の業務として実施する、社会に寄与する活動。

社会貢献活動といえども、生物多様性へ与える影響には直接、間接のものがある点では、上記の直接影響、間接影響という枠組みの中で考えることは可能である。しかし、社会貢献活動は、社会的課題解決が目的であり、本業の目的とは異なっていることから、同じ基準で評価することができないと考えられるため、評価対象としては別個なものとした。

生物多様性に関する社会貢献活動の例としては、社員による生態系保全活動、自社商品・サービスを通じた環境教育、生態系保全活動への寄付などが挙げられる。また、社会活動には、本業における資源を活用したものや、本業の維持・発展のために必要な社会的基盤の強化に資するものもある。

なお、このような活動は、企業の短期的な利益を目的としたものではないが、それを通じて新たなビジネスチャンスが見つかる場合、社員教育に資する場合、企業イメージが向上する場合などがあり、長期的には企業の利益に結びつく可能性があると考えられている。

5.2.1 直接影響の軽減手段：ミティゲーションについて

既に述べたように、ミティゲーションは、生物多様性への直接影響を軽減するための手段であり、本評価基準（パフォーマンス評価基準）において極めて重要な位置を占めている。しかし、日本においては、ミティゲーションは代償ミティゲーションのみを意味するとする誤解が存在する。このため、以下でミティゲーションの考え方について詳細に説明する。

ミティゲーションの義務は、多くの国の環境影響評価関連制度において既に法制化されている。

日本でも、環境影響評価法(1997年)に基づき、国が関与する大規模な開発プロジェクトに対しては、その環境影響を回避し、低減し、必要に応じて代償措置を行うことにより、負の影響をできる限り減ら

すことが求められている¹⁸⁾。また、企業活動に対しては都道府県条例レベルでその一部が環境影響評価の対象になっている。

一方、米国では、公共か民間かの区別なく、水質浄化法(Clean Water Act)により、開発の前後でのウェットランド(湿地、河川、湖沼など)の総面積と質が現状維持されること、即ち、ノーネットロス(no net loss)が事業者に義務づけられている。また、同国の絶滅危惧種法(Endangered Species Act)では、絶滅危惧種の中でもっとも絶滅リスクの高いカテゴリ-1の指定種についてはノーロス(即ち、開発などの中止)を、カテゴリ-2 および 3の指定種についてはノーネットロス(即ち、代償ミティゲーションによる損失の相殺)が政策目標となっている。このように米国では、生物多様性に対する影響を回避、最小化した後の残余の負の影響を代償ミティゲーションによって相殺(オフセット)し、ネットでの影響をゼロとすることが複数の法律及びそれらのガイドラインによって明確に義務化されている(田中、2002)。

また、近年、米国以外の国でもノーネットロス政策及びそれを実現するための代償ミティゲーションが普及しつつあり、それらの国では「代償ミティゲーション」を「生物多様性オフセット」と称することが多い。EUではHabitat Directive やBird Directive により全加盟国に対して生物多様性オフセットを義務づけており、ドイツ、イギリス、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、ブラジル、メキシコなどの国では、ノーネットロスを目標とした生物多様性オフセットが既に制度化されている(田中章・大田黒信介、2008)。このような国では、国内において既に生物多様性オフセットあるいはノーネットロス政策が制度化されていることが、後述するBBOPのような企業活動に繋がっている点は留意すべきである。

IFC(国際金融公社)(2006)による「社会と環境の持続可能性に関するパフォーマンス基準」によれば、自然生息地の一切の転換または劣化は適切にミティゲーションすべきであり、そのミティゲーション方針は生物多様性が「純減しない」ように計画されるべきであり、その方法の一つとして、生態学的に類似した生物多様性のために管理される地域を設定することを通じた「損失の相殺」が含まれている¹⁹⁾。

また、生物多様性オフセットを企業の社会的責任(CSR)として自主的に実施しようとする動きがある。その中心的存在であるBBOP²⁰⁾は、生物多様性オフセットを「生物多様性のネットでの損失をゼロ(ノーネットロス)又は正(ネットゲイン)とすることを確保するための、インフラプロジェクトによって生じる生物多様性の不可避の影響を代償することを目的とした保全行動」と定義している。

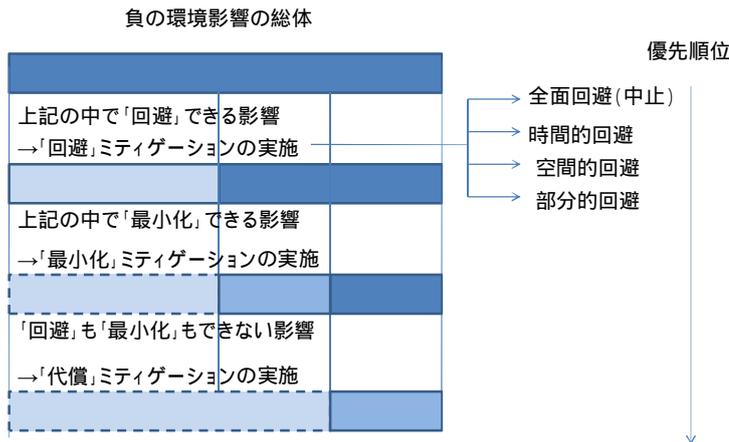
このような生物多様性オフセットには、本来は開発すべきでない自然を開発し、その影響を回避・最小化する努力を怠ったりするための道具(隠れ蓑)として用いられるのではないかという批判がある。BBOPでは、このような批判に対しては、米国等の代償ミティゲーション(生物多様性オフセット)規則と同様に、オフセットが適用されるのは、そもそもの開発自体が合法的で適切であるとされている場合において、開発者が生物多様性への影響を回避し最小化するための最大限の努力を行った場合のみ検討すべき手段であり、回避及び最小化の努力を行った後にさらに残る生物多様性への不可避の影響のみを低減するための「最後の手段」としている(図5-1 参照)。

18) 「環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置の検討が行われるものとする」と(環境影響評価法に基づく基本的事項(環境省))。

19) このIFCの基準は、民間銀行が融資するプロジェクトにおける現地の社会環境に対して配慮するための基準である「赤道原則」でも推奨されているほか、様々な金融機関の基準にも影響を与えている。

20) Business and Biodiversity Offset Program (BBOP)は、生物多様性オフセットの基準作成などを行っている団体で、企業、NGO、国際学会、政府機関がこれに参加している(<http://www.forest-trends.org/biodiversityoffsetprogram/>)。

図5-1 ミティゲーションの種類と優先順位



出典：田中(2006)

BBOP では、上記のように生物多様性オフセットの適用を規定しているが、これはオフセットが特別の場合にのみ実施されるという意味ではない。生物多様性オフセットは、開発事業が中止されない限り、回避、代償の努力をしても必ず残る負の影響があることから、これに対して必ず代償しなければならない、ということである。

どのような生物多様性保全活動を生物多様性オフセットとして実施するかは、ケースバイケースで判断する必要がある。BBOP では、生物多様性オフセットの範囲を米国の代償ミティゲーションの範囲よりも広くとらえており、下記のような保全活動を事例として挙げている。

- ・ 保護が効果的でない保護区の強化：森林保全区の中で管理が不十分である地域において、劣化した地域に現地固有種を植樹したり侵略的外来種を除去することにより、その保全レベルを改善する。
- ・ 保護されていない地域を保護する：例えば、地域の生物多様性の保護管理者となることを当該地域の住民と合意することにより、当該地域の生物多様性を保全する。
- ・ 生物多様性の喪失の原因に対応する：地域住民との協働で、持続可能ではない活動（現状で生物多様性を喪失させているもの。例えば、森林での木炭生産や食料作物の栽培など）を止めるよう、代替する持続可能な生活を支援する。
- ・ 生物学的回廊²¹⁾を設置する：保護区と保護区の間動物などが移動可能な回廊を提供する。
- ・ バッファゾーン（緩衝地）²²⁾を確保する：例えば、バッファゾーンが不足している国立公園の周辺に確保する。

さらに、米国では、個別対応型の代償ミティゲーションに代わり、第三者が開発地以外の土地の生物多様性を事前に復元・創造・保全し、そこでの生物多様性の改善度合いをクレジット化して開発業者に売ることによって、利益を生み、他方、開発事業者は代償ミティゲーションの義務を果たした

21) 「生物学的回廊」は、孤立した生息地を生息地と同じ環境からなるベルト状の土地で結ぶものである。これは、種の絶滅率は生息地の面積が大きくなるほど低下することから、種の保全のためには、生息地の孤立化は避け、互いに接続して配置されるのが効果的であるためである。

22) 保護区は、「コアエリア」、「緩衝地帯」と「移行地帯」に分けられる。コアエリアは、最も厳しい保全が行われる場所で、破壊的行為は一切禁止される。緩衝地帯は、コアエリアをとりまくように配置され、ここでは観光、教育、レクリエーションなどのコアエリアに影響を与えない活動だけが許容される。緩衝地帯を取り囲むのが移行地帯であり、保存地域の目的に沿った範囲内での資源開発や伝統的な土地利用が可能になる（樋口、1996）。

と認められるという「ミティゲーション・バンク」(コンサベーションバンク、生物多様性バンクとも呼ばれる)の利用を国策として促進しており、さまざまな投資家によって営利目的のバンクが既に多く設立され、運用されている(田中、1998)。このような手法は、米国以外にもドイツやオーストラリアでも盛んになりつつあり、土地の確保を伴う生物多様性保全のための経済的手法の一つとして世界的に注目されている。

企業が社会的責任(CSR)として自主的に行っている例としては、リオ・ティント社(英と豪に本社をもつ世界第3位の鉱山会社)は生物多様性へのネットでの正の影響を目標とし、マダガスカル等で生物多様性オフセットを実施している(Rio Tinto、2008)²³⁾。

このような生物多様性オフセットというのはノーネットロスを達成するものとして、その具体的な方法論については議論はあるが、世界的に急速な減少が懸念されている生物多様性の保全のためには、その実現に向けて努力する企業の方針は評価すべきものと考えられる。

一方、生物多様性オフセットについては、適切な評価手法があるのか、開発の口実になるのではないかと、という懸念も存在している。特に、市場メカニズムを活用する経済的手法については、生物多様性は内在的に不確実性を有しており、これを数量的に捉えることで、本来生命そのものである生物の多様な価値を無視しているのではないかという市民レベルの批判も予測される。また、自然はそもそも開発すべきでないという意見も存在している。このため、生物多様性への影響を回避し、最小化した後に残る影響に対して代償ミティゲーションを行う場合には、透明性を確保し、ステークホルダーの参加を確保することが必要であろう。

5.3 評価基準案

本検討委員会では、企業の生物多様性保全活動の評価基準は、下記の2つの視点から検討することとした。

(1) マネジメント評価基準

市民や NGO/NPO などの外部から企業のマネジメントを評価する場合には、企業が適切な理念や方針を掲げているか、その方針を実現するために必要な社内体制を構築しているか、さらに、その体制の下で、適切に計画を実施し、点検し、継続的に改善しているかを評価することが重要である。したがって、本検討委員会では、これらの視点から企業の生物多様性保全のマネジメントを評価する基準を検討した。しかし、マネジメントの評価においては、企業が実際に生物多様性へ与えている影響やその改善レベルは問わないため、その影響の度合い等を評価するためには、以下に述べる「パフォーマンス指標」を用いる必要がある。

(2) パフォーマンス評価基準

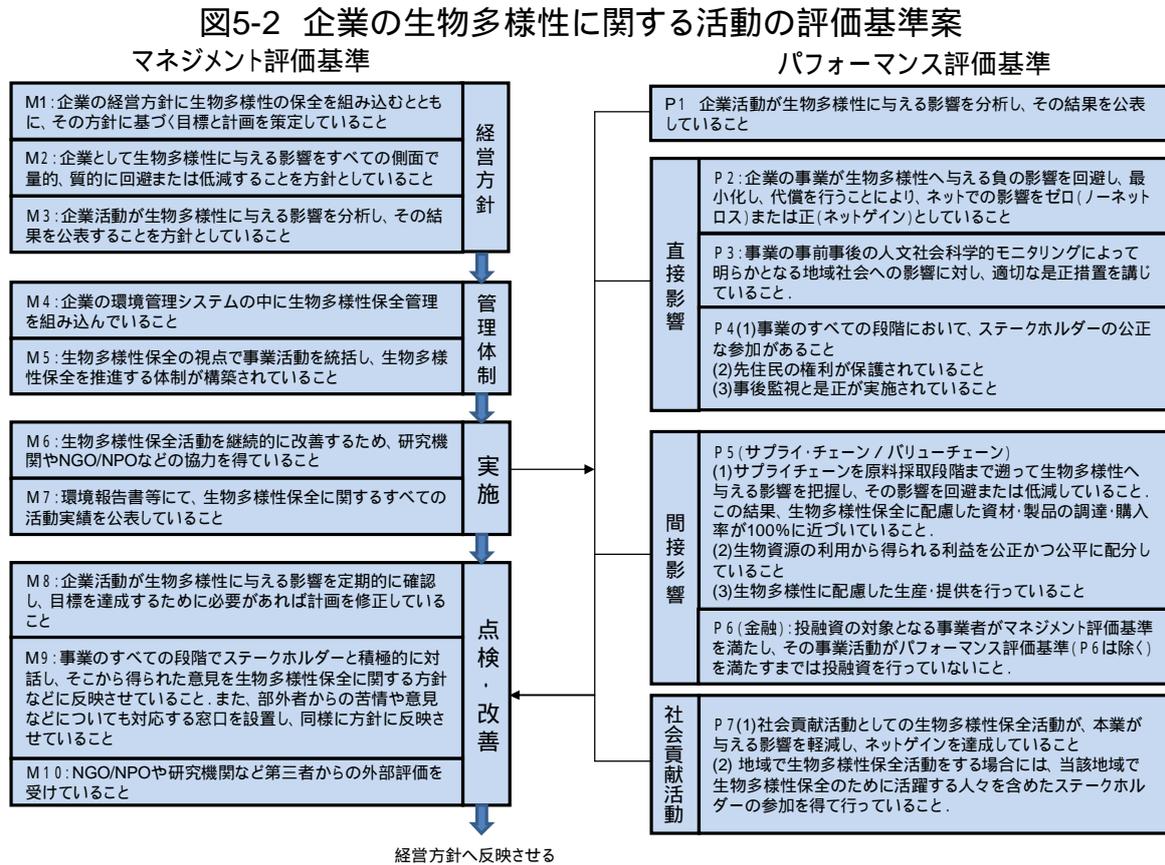
パフォーマンス評価基準は、企業がその活動や扱う製品のライフサイクルにおいて生物多様性へ与える影響を評価する基準である。影響の中には直接的な影響のほかに、間接的な影響(例:原材料調達)も含まれる。

パフォーマンス評価としては、理想的には、企業活動が影響を与える地域における生物多様性の「状態」(例:当該地域に生息する生物種の数と種ごとの個体数)がどのように変化したかを測定することによって求められる。しかし、このような「状態」に関する指標は、現実には科学的、費用的、時間的な制約からその測定が難しい。このため、企業のパフォーマンス評価は、企業活動が生物多様性のある側

²³⁾ リオ・ティント社は BBOP にも参画している。

面に対して対しどの程度の大きさの影響を与えているかを明らかにすることによって行うことが現実的である。本検討委員会では、このような考え方に立ってパフォーマンス評価基準を検討した。

本検討委員会で作成した評価基準案を図で示すと図 5-2 の通りである。



5.3.1 マネジメント評価基準

既に述べた通り、マネジメント評価基準は、企業が生物多様性保全のために自らの活動の継続的な改善を図ることを目的としたマネジメント努力（理念・方針、計画、実施、点検、改善）を評価する基準である。

本検討委員会では、このようなマネジメントのプロセスに従って、下記の通り、評価基準案を作成した。

5.3.1.1 経営方針

基準 M1 企業の経営方針に生物多様性の保全を組み込むとともに、その方針に基づく目標と計画を策定していること

（本基準の説明）

企業活動を通して生物多様性に影響を与えている企業には、その影響をできるだけ低減する社会的責任がある。なぜならば、生物多様性は人類共通の財産であり、企業がそのような財産を減らすことは、

社会全体に不利益をもたらすことになるためである。企業は生物多様性を保全する責任を果たそうとするのであれば、経営方針の中にそのことを明記するとともに、その方針に基づく生物多様性保全のための目標と計画を策定する必要がある。

本基準はこのように、企業が、経営方針の中に生物多様性の保全を組み込んでいることを評価するものである。しかし、企業の生物多様性への取り組みは、単に経営方針に生物多様性の保全を明記するだけでは十分ではない。既に述べた生物多様性保全に関する国際的または国内的に合意された基本概念に基づいて、生物多様性の保全に関する方針を定め（基準 M2、M3）、体制を整備し（基準 M4、M5）、実施し（基準 M6、M7）、点検・改善（基準 M8、M9、M10）を実施している必要がある。

なお、企業は、生物多様性保全を組み込んだ経営方針を定め、その方針に基づく目標と計画を策定するだけでなく、それを環境報告書、CSR 報告書、年次報告書、Web サイト等（以下、「環境報告書等」という）で公表していることが求められる。

基準 M2 企業として生物多様性に与える影響をすべての側面で量的、質的に回避または低減することを方針としていること

（本基準の説明）

企業が生物多様性に与える影響には、土地の改変や汚染物質の排出などによる直接影響と、原材料・製品などの購入を通じた間接影響がある。このような影響はできる限り低減する努力が行われるべきであることは議論の余地がない。しかし、そうした努力を行ったとしても、企業活動が量的に拡大する場合（例：生産量の増加、新しい工場の建設など）には、生物多様性への影響の総量も結果的に増大する場合が多いであろう。現在、世界的に生物多様性の喪失が懸念されている中、環境への影響の量的拡大を許容するような企業活動のあり方そのものに、根本的な転換が求められている。

以上のことから、新しい時代の企業に求められることは、仮に企業活動が量的に増大した場合でも、生物多様性に与える影響の総量は拡大させないだけでなく、さまざまな努力によって、それを低減することであろう。

しかし、企業が生物多様性に与える影響の総量を把握するための評価手法は確立されていない。したがって、現状では、側面ごとに、定量的に測定できるものは定量的に、そうでないものは定性的に評価し、それぞれにおいて影響を低減させていることを評価することが現実的な解決策であろう。

定量的に評価可能な指標を用いることによって、生物多様性への影響を総量として軽減する方針を採用している企業としては、下記の例がある。

- リオ・ティント（英/豪の鉱山会社）は、生物多様性へのネットでの正の影響を与えることを経営方針に掲げている（Rio Tinto, 2008）。
- ブリストル・マイヤーズ・スクイブ（米の製薬会社）は、生物多様性の豊かな土地を購入し、永久に保全することとしており、2010 年までに自社の研究開発、生産、流通や事務所のために使用している土地の総面積と同じ面積の土地を保護することを目標とし、2005 年にこれを達成した（Bristol-Myers-Squibb, 2007）。
- ウォール・マート（米、小売業）は、土地へのフットプリント（負荷）を相殺（オフセット）するため、2005 年 4 月から、自社が占有している土地及び 2015 年までに開発する予定のすべての土地の面積に対し、少なくとも同じ面積の重要な野生動物の生息地を永久に保全する計画を進めている（Wal-mart, 2008）。

本基準は、上記の考え方から、企業が生物多様性に与える影響をすべての側面で量的、質的に低減する方針を採用していることを評価するものである。

なお、企業は、この方針を採用したことを環境報告書等で公表していることが求められる。

(検討課題) 企業活動が生物多様性へ与えるさまざまな影響を総量として測定できる手法を開発すること。

基準 M3 企業活動が生物多様性に与える影響を分析し、その結果を公表することを方針としていること

(本基準の説明)

企業活動が生物多様性に与える影響には、直接的な影響のみならず間接的な影響もある。本基準は、企業活動が生物多様性に与える影響を直接影響や間接影響を含めて調査・分析し、その結果を公表する方針を有していることを評価するものである。

なお、企業は、企業活動が生物多様性に与える影響について分析し、その結果を公表することを方針としていることを環境報告書等で公表していることが求められる。

5.3.1.2 管理体制

企業は、上記基準 M1～3 に述べた方針・目標・計画をを実施するための体制(組織)を整備している必要がある。基準 M4、5 は、企業のこのような体制を整備しているかどうかを評価するための基準である。

基準 M4 企業の環境管理システムの中に生物多様性保全管理を組み込んでいること

(本基準の説明)

本基準は、企業が既に構築し運用している ISO14001 などの環境管理システムの中に生物多様性保全に関する方針に基づく保全管理を組み込んでいることを評価するものである。

なお、企業は、環境管理システムに生物多様性保全管理を組み込んでいることを環境報告書等で公表していることが求められる。

基準 M5 生物多様性保全の視点で事業活動を統括し、生物多様性保全を推進する体制が構築されていること

(本基準の説明)

本基準は、企業が生物多様性保全管理を実施するための社内体制が構築されていることを評価するものである。

具体的には、生物多様性に関するすべての活動を統括し、役員会に報告を行い、役員会の決定を実施することに責任を持つ担当者が企業内で指名されていることが求められる。

なお、企業は、生物多様性保全管理を実施する社内体制と、その担当者を環境報告書等で公表していることが求められる。

5.3.1.3 実施

実施に関する基準は、企業が上記の経営方針と体制に基づいて行う生物多様性保全活動の実施状況を評価する基準である。

基準 M6 生物多様性保全活動を改善するため、研究機関や NGO/NPO などの協力を得ていること

(本基準の説明)

生物多様性の保全は、専門的な知識や経験なしには実施不可能である。

本基準は、企業が生物多様性保全を効果的に行うよう、外部の研究機関や NGO/NPO の協力を得ていることを評価するものである。

なお、企業は、生物多様性保全のために協力を得ている外部の研究機関や NGO/NPO の名称および協力内容の概要を環境報告書等で公表していることが求められる。

基準 M7 環境報告書等にて、生物多様性保全に関するすべての活動実績を公表していること

(本基準の説明)

本基準は、企業の生物多様性保全活動のすべての実績を公表していることを評価するものである。

環境報告書等で活動実績を公表する場合には、下記が求められる。

- 設定した生物多様性保全目標の達成度を明らかにしていること
- 公開するすべての情報は、正確であること
- 企業にとって不利益な情報も公表していること
- 特に広告においては、事実の誇張や誤解をまねく表現を避けていること

5.3.1.4 点検・改善

点検・改善に関する基準は、企業が実施したことを自ら点検するだけでなく、外部からの意見を積極的に受け入れて、それを基に方針や計画の見直し・修正を行っていることを評価するものである。

基準 M8 企業活動が生物多様性に与える影響を定期的に確認し、目標を達成するために必要があれば計画を修正していること

(本基準の説明)

既に述べたように、生物多様性には科学的な不確実性があり、生物多様性に影響を与える企業は、その保全のために、予防的アプローチと順応的管理を採用することが求められている。

本基準は、企業活動が生物多様性へ与える影響を定期的（少なくとも年1回）に社内で確認する作業を行い、その結果、目標を達成するために不十分な点があれば、それを改善するために計画を変更していることを評価するものである。

この確認作業においては、下記のことが望まれる。

- 生物多様性について専門知識や経験を有する研究機関や NGO/NPO などの協力を求めること（基準 M6 参照）
- できるだけ多くのステークホルダーと積極的に対話し、そこから得られる意見を取り入れ、計画の見直しに可能な限り反映させること（基準 M9 参照）

なお、企業は、生物多様性に与える影響を定期的に確認したこと、その結果に基づいて計画を修正した場合にはその修正内容を、修正すべき事項がなかった場合にはその旨を環境報告書等で公表していることが求められる。

基準 M9 事業のすべての段階でステークホルダーと積極的に対話し、そこから得られた意見を生物多様性保全に関する方針などに反映させていること。また、部外者からの苦情や意見などについても対応する窓口を設置し、同様に方針に反映させていること。

（本基準の説明）

CSR 経営においては、さまざまなステークホルダーの期待を経営に取り入れていくことが求められている。

本基準は、事業の企画段階から実施、終了後のすべての段階でステークホルダーと積極的に対話し、また、部外者からの苦情等に対応する窓口を設置し、これらから得られた意見を生物多様性保全に関する方針に反映させていることを評価するものである。

なお、企業は、ステークホルダーと行った対話の概要、設置されている相談窓口（連絡先）、部外者の意見によって生物多様性保全に関する方針などを変更した場合にはその内容を、変更がなかった場合にはその旨を環境報告書等により公表していることが求められる。

基準 M10 NGO/NPO や研究機関など第三者からの外部評価を受けていること

（本基準の説明）

本基準は、生物多様性保全に関する活動全般にわたって、NGO/NPO や研究機関などの第三者からの外部評価を受けていることを評価するものである。

この第三者とは、当該企業との直接的な利害関係がない個人や機関を意味する。

外部評価においては、本評価基準案のレベル評価表（別表参照）を用いることが望ましい。ただし、この別表は、試験的に作成したものであり、今後さらに検討が必要である。

なお、企業は、外部評価を受けたこと及びその結果概要を環境報告書等により公表することが求められる。

5.3.2 パフォーマンス評価基準

パフォーマンス評価基準は、企業活動が生物多様性に与える影響を客観的に評価するための基準である。

5.3.2.1 直接影響

基準 P1 企業活動が生物多様性に与える影響を分析し、その結果を公表していること

(本基準の説明)

企業活動が生物多様性に与える影響には、直接的な影響のみならず間接的な影響もある。本基準は、企業活動が生物多様性に与える影響を直接影響や間接影響を含めて調査・分析し、その結果を公表していることを評価するものである。

具体的には、下記を調査・分析し、その結果を公表することが求められる。

- 企業活動が、自社の所有、貸借、管理している土地およびその隣接地における生物多様性へ与える影響を把握し、公表していること
- 事業により影響を受ける生物多様性についてのリスクを把握し、そのリスクに対する行動の有無や効果に関するすべての情報を公表していること(リスクには、企業が排出する化学物質による環境影響なども含まれる)
- サプライチェーンを含めたバリューチェーンを通じた間接的な生物多様性への影響

なお、企業は、生物多様性への影響を分析した結果を環境報告書等で公表していることが求められる。

基準 P2 直接影響(生物多様性への影響):

企業の事業が生物多様性へ与える負の影響を回避し、最小化し、代償を行うことにより、ネットでの影響をゼロ(ノーネットロス)または正(ネットゲイン)としていること。

(本基準の説明)

企業の事業活動において土地を改変し利用する場合には、その対象となる土地や周辺の土地の生物多様性に対し、負の影響を与える。5.2.1 で既に述べたように、このような負の影響を軽減することは「ミティゲーション(緩和)」と呼ばれ、回避、最小化、代償という種類と優先順序がある。生物多様性への影響に対するこのようなミティゲーションの義務は、多くの国の環境影響評価関連制度において既に法制化されている。

本基準は、ミティゲーションが法的に義務化されていない場合であっても、自主的にミティゲーションを実施し、その結果として生物多様性へのネットでの影響をゼロ(ノーネットロス)または正(ネットゲイン)としていることを評価するものである。

ミティゲーションにおいては、既に述べたように、回避、最小化、代償というミティゲーションの優先順位に従って実施し、それらをできる限り定量的に評価し、その結果、ノーネットロスまたはネットゲインを実現することが求められる。定量評価のできない部分については定性的に評価し、地域住民を含むステークホルダーの合意する是正措置を講ずることが求められる。

ミティゲーションとしては、具体的には、下記を実施することが求められる。

- ・ 土地の改変など生物多様性に影響を与える企業活動を行う場合には、環境影響評価を行うこととし、その環境評価の中で生物多様性への影響を評価し、その軽減を図ること。
- ・ 環境影響評価においては、生物多様性の保全上重要な地域では開発を実施しないなどまずは影響を可能な限り「回避」する努力を行い、回避できない影響が残る場合にはそれを「最小化」する努力を行い、最小化した後に残る影響については「代償」(生物多様性オフセット)を行うこととし、その結果として生物多様性へのネットでの影響をゼロ(ノーネットロス)または正(ネット

- ゲイン) とすること。
- ・ 以上の回避、最小化、代償の質と量を HEP などの定量評価手法を用いて定量的に計測し、その結果を公表すること。
- ・ 事業の企画段階から、当該事業に関連するすべてのステークホルダーの参画を奨励し、彼らに対する説明責任を果たすこと。その過程では、下記を実施すること。
 - ◇ 生物多様性の保全に関して、社外のステークホルダー（とりわけ事業により影響を受ける者）を特定すること
 - ◇ 事前の十分な関連情報の提供に基づく当該ステークホルダーの自由意志での合意を目指すこと（少なくとも地域住民からの合意を得ること）
 - ◇ 社外のステークホルダーと協働して生物多様性を保全すること
- ・ 企業活動により生物多様性が減少した地域において、生物多様性を元の状態へ復元又は回復すること

(本基準の適用方法に関する留意点)

企業は、本評価基準の適用に当たっては下記を明確化することが求められる。

事業による環境影響範囲の明確化：

直接的影響だけでなく、その結果生じる二次的又は累積的影響が及ぶ範囲を考慮する必要がある。また、生態系の場合、野生生物の生息及び生育域（動物：生息環境、テリトリー、餌場、渡りルートなど。植物・菌類：生育環境、他の生物との関わりなど）や流域（Watershed）、エコトーン（異なる生態系が交わる空間、例：湿地 陸域と水域の交点）の広がりにも留意する必要がある。

開発を回避すべき地域を明らかにするための国際条約、法令、自然保護区、その他 NGO/NPO などが指定する保護価値が高いとされる地域等の確認：

事業予定地と、条約や法令などが指定する地域、指定する種の生息・生育地との関係を確認する。事業を実施する国の国内法などを調べる。事業対象地域の一部または全部がこれらの保護区に含まれる場合には、開発は実施しないこと。条約や法令などの例としては下記のようなものがある。

(国際的な保護価値の高い地域)

- ・ UNESCO 世界遺産条約「自然遺産」
- ・ UNESCO「生物圏保存地域」
- ・ WWF グローバル200 プログラム「生態区（エコリージョン）」
- ・ バードライフ「インポート・バード・エリア」
- ・ IUCN「自然保護地域」
- ・ IUCN レッドデータブック 掲載種の生息地
- ・ ラムサール条約登録湿地
- ・ 渡り鳥条約・協定対象種の生息地
- ・ ワシントン条約対象種の生息地
- ・ その他の国際条約保護対象種の生息地

(事業を実施する国の国内法など；以下は日本国内の場合の例である)

- ・ 自然公園・自然環境保全地域
- ・ 鳥獣保護区
- ・ 森林生態系保護地域
- ・ 天然記念物・文化遺産等
- ・ 種の保存法で指定されている生物種の生息地
- ・ 国内版レッドデータブック、リスト掲載種の生息地

地域特性別環境の確認：

保全すべき生態系のすべてが国際条約や法令により指定されているとは限らないことから、一般的に保全すべきと考えられている重要な生態系に及ぼされる影響を把握する。そこで、事業対象地域およびその周辺地域が、下記の「危機的な状況にある生息地」²⁴⁾に含まれているか否かを判定する。

- ・ 絶滅危惧 IA 類²⁵⁾または絶滅危惧 IB 類²⁶⁾の存続に必要な生息地を含む生物多様性の価値が高い地域
- ・ 固有種または生息地域限定種(遺伝的変異種としての亜種) にとって特別な重要性を持つ地域
- ・ 渡り鳥などの移動性種の存続を左右する重大な地域(干潟や湿地、湖沼、島、森林など)
- ・ 群れを成す種の、世界的に重要な集合体または個体数を支える地域
- ・ 種の特異な集合が見られる地域(地域個体群など)、進化の重要な過程に関与している、または、重要な生態系サービスを提供している地域

上記の危機的な状況にある生息地では、下記の要求事項を満たさない限り、一切の事業を実施しない。

- ・ に記載された種の定着した個体数が生息する危機的な状況にある生息地の能力又は に記載された危機的な状況にある生息地の機能に対し、重要な負の影響が無いこと
- ・ 認識されている一切の絶滅危惧 IA 類または絶滅危惧 IB 類の個体数に減少が無いこと
- ・ 上記2項の事態が生じない地域においては、生物多様性への影響は、回避、最小化、代償を行うことにより、ノーネットロスまたはネットゲインとすること²⁷⁾。

(評価手法)

ノーネットロスの目標設定においては、何を基準として測定するのか(例：生息地面積、絶滅危惧種の絶滅リスク)、どのような手法で評価するかを明確にする必要がある。

事業が生物多様性へ与えるネットの影響がゼロ又は正かを評価するための手法としては、米国では HEP(Habitat Evaluation Procedure)やそれを元に開発された様々な修正 HEP 等の手法が開発され適用されている。これらの手法を用いる場合、事業対象地域における生物多様性の状況や、その地域での生物多様性保全政策の優先度を考慮する必要があり、透明性を確保した上で、企業、市民・NGO/NPO、行政等のステークホルダー間のコンセンサス形成が必要である。

なお、企業は、影響の回避、最小化、代償のために行った検討内容(代替案の比較検討を含む)を文書化し、計画決定の前に外部に公表していることが求められる。また、この公表された資料を基に、市民・NGO/NPO 等のステークホルダーとの対話を行い、その結果に基づいて必要があれば計画を修正し、その概要を公表していることが求められる。

(今後の課題)

24) 「危機的な状況にある生息地」は IFC (2006)による。

25) IUCN による絶滅危惧種にリスト(レッドリスト)の分類の中で最も絶滅のリスクが高い分類(Critically Endangered)を示す。5 年以内に 50%以上の確立で絶滅する可能性があるもの。

26) 上記の絶滅危惧 IA 類に次いで絶滅のリスクが高い分類(Endangered)、20 年後に 20%の確率で絶滅する可能性があるもの。

27) IFC の基準では、この項目は、「より軽度な影響は、8 項に一致した方法で緩和される」とされている。8 項には、「実施可能な場合は、緩和策は、生物多様性が純減しないように計画される」とし、その方法として、操業後の生息地の回復、生態学的に類似した、生物多様性のために管理される地域を設定することを通じた、損失の相殺、生物多様性の直接的な利用者への補償、の組み合わせを含む場合がある、としている。

ノーネットロス政策は、多数の絶滅危惧種が存在する日本においても導入の必要性は検討すべきであろう。その場合、ネットでのロスを測定するために、どのような評価手法を用いるかが大きな検討課題である。このような評価方法としては、先進事例を有する米国等で用いられている手法を適用することが考えられる²⁸⁾。今後、日本で適用に当たっては、米国、EUおよびオセアニア諸国等の実情を十分調査し、国情や環境等の差異にも十分配慮し、それらの問題点を考慮した上で、日本として適切な評価方法を検討する必要があるであろう。

基準 P3 直接影響（地域社会への影響）:

事業の事前事後の人文社会科学的モニタリングによって明らかとなる地域社会への影響に対し、適切な是正措置を講じていること。

（本基準の説明）

生物多様性条約の前文において、「伝統的な生活様式を有する多くの原住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密かつ伝統的に依存していること並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関して伝統的な知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益を衡平に配分することが望ましい」とある。このように、特定の地域社会の生物多様性の保全は、そこに生活している人たちの「文化」と「生活」を守ることである（鬼頭、2007）。

本基準は、生物多様性の保全は、その生物多様性に依存している地域社会へ与える影響も十分に考慮しなければならず、具体的には生物の多様性の持続的な利用に基づく伝統的生態学的知識や技能、祭礼、遊び仕事²⁹⁾、コミュニティの存在など、事業によって負の影響が生じる場合には、適正な是正措置を講じていることを評価するものである。

（評価手法）

人文社会科学的モニタリングについては、まだ評価手法は確立されていないが³⁰⁾、生態系への負荷に伴い地域社会に影響を与える可能性が高い場合は特に、地域社会の経済的側面（生業）、社会制度的側面（集落の慣習）、精神的側面（祭事、伝統的遊び仕事）などの存在有無を評価軸として、地域文化が維持されるかどうかの評価を行うことが望ましい。

事業によって生じる二次的影響については、企業単独では対処できない影響もあるので、環境社会学あるいは文化人類学的な社会調査能力を有する機関等の知見や協力を得て、NGO/NPO、地域社会や地方政府などとの協働が必要となる。

なお、企業は、事業の実施前にその事業が地域社会へ与える影響を適切に調査・予測し、その影響を回避、最小化、代償するために行った検討内容（代替案の比較検討を含む）を文書化し、計画決定の前に、外部に公表することが求められる。また、この公表された資料を基に、企業は市民、NGO/NPO等のステークホルダーと対話し、その結果を踏まえて計画を修正し、この概要を公表していることが求められる。

（今後の課題）

²⁸⁾ HEPは、横浜市上郷開発事業（仮称）における環境影響評価において適用された（田中ら、2008）。

²⁹⁾ 「遊び仕事（minor subsistence）」は、人間の経済行為としての「生業」と、精神的な行為としての「遊び」を結び、それを一直線上にとらえることにより、人間の営みの行為を、経済的、社会的なレベルに限定されていたことところから解放したもの（鬼頭、2007）。

³⁰⁾ 人社会科学的モニタリングについては、鬼頭（2007）などが参考になる。

人文社会科学的モニタリングについては、まだ評価手法は確立されていないため、さらに研究が必要である。

基準 P4：直接影響（ステークホルダーの参加と事後監視）：

- (1) 事業のすべての段階において、ステークホルダーの公正な参加があること**
- (2) 先住民族の権利が保護されていること**
- (3) 事後監視と是正が実施されていること**

（本基準の説明）

本基準は、事業の計画段階から終了後までのすべての段階におけるステークホルダーの参加、先住民族の権利保護、事後監視と是正を実現していることを評価するものである。参加すべきステークホルダーとしては、特に先住民族、地域住民、NGO/NPO が重要である。公正な参加には、事前の十分な関連情報の提供に基づく自由意志による同意が必要である。

先住民族の権利については、「先住民族の権利に関する国際連合宣言(2007)³¹⁾」などを参照すべきである。

操業時におけるモニタリング項目としては、例えば、音や光からの生態系や地域社会への影響、また排水処理先や廃棄物処理先における河川や森林などの生態系や地域社会への影響などが想定される。

プロジェクト終了後の土地の復元等が行われた後は、地域の生物多様性の状態の監視と是正においては、順応的管理を採用すべきである。

なお、企業は、事業の計画段階から終了後にいたるすべての段階において、地域の社会環境へ与える影響をモニタリングし、その結果を公開していることが求められる。

5.3.2.2 間接影響

基準 P5 間接影響（サプライチェーン/バリューチェーン）：

（本基準の説明）

企業は、自社の川上、川下に位置する他社を含む流通経路を通じて、原材料や製品の調達、製品の生産やサービスの提供を行っている。企業は、このような他社との関係を利用し、協力して生物多様性保全に配慮する責任があると考えられる。

具体的には、下記を実施することが求められる。

- 川上や川下の企業などに対し、生物多様性条約などの理念を踏まえた生物多様性保全の理念・方針・目標を持つよう働きかけること
- 保護価値の高い生態系へ影響を及ぼす活動によって得られた原材料やそれをういた製品の調達を回避すること
- 原材料や製品の調達は、生物多様性保全の理念・方針・目標を持つ企業から調達すること
- 生物多様性に配慮した製品を生産・提供すること

³¹⁾ 例えば「国家は、特に、鉱物、水または他の資源の開発、利用または採掘に関連して、先住民の土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなる事業の承認にも先立ち、先住民の代表 機関を通じ、先住民の自由で情報に基づく合意を得るため、当該先住民族と誠実に協議かつ協力する（第 32 条 2 項）」など。

P5 - (1) サプライチェーンを原料採取段階まで遡って生物多様性へ与える影響を把握し、その影響を回避または低減していること。この結果、生物多様性保全に配慮した資材・製品の調達・購入率が100%に近づいていること。

(本基準の説明)

本評価基準は、第一にサプライチェーンを原料採取段階まで遡って把握し、その中で生物多様性に著しい負の影響を与えていないかどうかを確認していることを評価するものである。この場合の判断基準としては、本評価基準P1~4を用いることが望ましい。

また、第二には、上記の調査結果により、生物多様性へ著しい負の影響がある場合には、サプライヤーへの働きかけ・支援によりその影響を最小化し、それが現実的に不可能な場合には、そのサプライヤーからの購入を回避していることを評価するものである。

さらに、本基準は、以上の努力によって、生物多様性保全に配慮した資材の調達・購入率が100%となることを目標とし、それに近づいていることを評価するものである。なお、生物多様性保全に配慮した資材としては、FSC 認証品、MSC 認証品、地域の生物多様性保全に配慮した製品（例：兵庫県豊岡市のコウノトリ米）などが挙げられる。

また、農林水産物などについては、流域内で調達すること（地産地消）が、地域における水や物質循環を維持し、地域の生態系の保全に貢献するにも留意すべきである。

(評価方法)

企業がサプライチェーンを原料採取段階まで遡って調査した結果として明らかとなる「生物多様性保全に配慮した資材・製品の購入額（年合計）」が、当該企業の全ての資材・製品の購入額（年合計）に占める比率によって評価する。

なお、企業は、生物多様性保全に配慮した資材・製品の調達・購入率を環境報告書等で公表していることが求められる。

(今後の課題)

個別の企業が、すべての原材料についてサプライチェーンを原材料採取段階まで遡ってその生物多様性への影響を調査することは現実的には非常に難しい。このため、主要な原材料ごとに主要なサプライヤーの生物多様性への影響に関する情報を収集することが有効であろう。

新規の資源投入が少ない製品や、長期使用、リユース、リサイクルが容易な製品の開発も、結果的に原料採取段階における生物多様性への影響を緩和するものである。製品設計においては、このような生物多様性への影響を考慮することが重要である。その意味で、ライフサイクルアセスメント(LCA)において生物多様性への影響を評価できるような手法の開発も必要であろう³²⁾。

P5 - (2) 生物資源の利用から得られる利益を公正かつ公平に配分していること

(本基準の説明)

生物多様性条約の目的の一つは、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現すること」(第1条)であるが、本検討委員会では、5.1(7)で既に述べたように、

³²⁾ LCA手法である日本版被害算定型影響評価手法(LIME)においては、絶滅危惧植物への影響を評価する手法が開発されている。

農作物を含めた生物資源の利用においても、利用国はその利用から得られる利益の公正かつ公平な配分を行うべきであるとの考え方に立っている。

利益配分の方法は、生物多様性条約では「相互に合意する条件で行う」とされている(第15条7項)。生物資源の利用から生じる利益の配分においては、先住民族や地域住民などのステークホルダーが事前に関連する情報の提供を受けて、自由な意思によって合意する条件で行うことが求められる。

フェアトレード製品は、本基準と同じ考え方にたったものと考えられる。

(評価方法)

本基準を満たす生物資源の購入額(年合計)が、当該企業の全ての生物資源の購入額(年合計)に占める比率によって評価する。

なお、企業は、生物多様性保全の方針の中で本基準を取り入れていることを環境報告書等の中で公表するとともに、本基準を満たす生物資源の購入率を公表していることが求められる。

P5 - (3) 生物多様性に配慮した生産・提供を行っていること

(本基準の説明)

企業の活動は、その川上の企業を通じるだけでなく、川下の企業や最終消費者を通じても生物多様性へ影響を与える。

本基準は、企業が、川下において生物多様性へ影響を与えないように配慮された製品を生産・提供していることを評価するものである。

具体的な製品の例としては、環境中に排出された場合に生物に影響を与えるような化学物質を含まない製品や、自然の中で微生物により容易に分解する材料を用いた製品、回収率の高いリサイクル網の構築などが考えられる。また、リサイクル原料を用いた製品は、資源採取段階での生物多様性への影響を軽減するものであるから、生物多様性保全に配慮した製品と言える。当該製品が使用後に再びリサイクルされる場合も同様に考えられる。

(評価方法)

企業が生産・提供する生物多様性保全に配慮した製品の金額(年合計)が、当該企業の全ての生産・提供額(年合計)に占める比率によって評価する。この場合、金額額に代えて、品目数や重量を用いることも考えられる。

なお、企業は、生物多様性に配慮した生産・提供を行っている場合には、その概要や全社の生産に占める比率を環境報告書等で公表していることが求められる。

(今後の課題)

評価方法については、さらに研究が必要である。

基準 P6 間接影響(金融)

投融資の対象となる事業者がマネジメント評価基準を満たし、その事業活動がパフォーマンス評価基準(P6は除く)を満たすまでは投融資を行っていないこと。

(本基準の説明)

多くの民間金融機関が、開発途上国における開発プロジェクトへ投融資を行う際の自主基準として「赤道原則」を採用している。この原則では、環境等への配慮については、IFC(国際金融公社)(2006)による「社会と環境の持続可能性に関するパフォーマンス基準」を用いることとしている。この基準によれば、自然生息地の一切の転換または劣化は適切にミティゲーションすべきであり、実施可能な場合には、そのミティゲーション方策は生物多様性が「純減しない」ように計画されるべきで、その方法として、生態学的に類似した生物多様性のために管理される地域を設定することを通じた「損失の相殺(オフセット)」があるが、生物多様性の直接的な利用者への補償との組み合わせも可能としている。

本基準は、民間金融機関が民間事業を含めたあらゆる投融資の際に、その事業者が本基準のマネジメント評価基準を満たしていることを確認し、さらに、その事業者が本基準のパフォーマンス基準(P6は除く)を満たしていることを投融資の条件とするものであり、赤道原則以上の基準を採用し、適用していることを評価するものである。

なお、民間金融機関は、生物多様性保全のために本基準を採用し、投融資のための基準の内容を公表し、さらにそれを具体的な案件に適用していることを環境報告書等で公表していることが求められる。

5.3.2.3 社会貢献活動

基準 P7 社会貢献活動：

(1) 社会貢献活動としての生物多様性保全活動が、本業が与える影響を軽減し、ネットゲインを達成していること

(2) 地域で生物多様性保全活動をする場合には、当該地域で生物多様性保全のために活躍する人々を含めたステークホルダーの参加を得て行っていること

(本基準の説明)

企業が行う社会貢献活動としての生物多様性保全活動は、本業において企業が生物多様性に負の影響を与えている場合には、それを軽減するものとし、結果として、企業活動全体におけるネットゲインにつながることを求められる。

地域社会に働きかける社会貢献活動では、対象地域の生物多様性へ正の影響を与えるかどうかは不確実であるため、研究機関等から生物多様性保全に関する専門的な知見と協力を得て計画を立案し、地域住民や NGO/NPO との互いの学習を通して協働を進めることが望ましい。また、そのような社会貢献活動は、地域の生物多様性保全の優先度を考慮して行うことが望ましい。

また、社会貢献活動の進行に応じて、生物学的及び人文社会科学的モニタリングを行って社会貢献活動の内容にフィードバックし、その内容調整を図ることが望まれる。特に開発途上国においては、地域の生物学的モニタリングとともに、人文社会学的モニタリングの実施がより必要とされる。

生態系を再生又は創出する場合には、外来種の導入を避け、地域の個体群を用いることが重要である。また、社会貢献活動として実施する生物多様性保全活動は、地域の生物多様性保全に貢献するだけでなく、地域社会の振興に結びつくことが望ましいことから、それらの視点も重要であろう。

以上の観点から、本基準は、社会貢献としての生物多様性保全活動を定量的に評価することによって本業における負の影響を軽減し、その結果、企業活動全体におけるネットゲインを実現することを支援するとともに、地域で生物多様性の保全活動をする場合には、当該地域で生物多様性保全のために活躍する人々などのステークホルダーの参加を得て、その助言や評価を受けながら活動を行っていることを評価するものである。

なお、企業は、社会貢献活動として行う生物多様性保全活動について環境報告書等で公表していることが求められる。

5.3.3 レベル評価表

本評価基準は、市民社会から見た際の企業活動の「理想像」である。「あまり厳しい基準を作成されると取り組みへのモチベーションが失われる」「目指す地点がわかってはどうやってそこまで到達すればいいのかわからない」などの企業からの意見も予想されることから、本検討委員会では、レベル分けが必要であると考え、5段階の「レベル評価表」(別表)を作成した。なお、この表は、試験的に作成したものであり、今後さらに検討が必要である。

このようなレベル表を用いることにより、市民や NGO/NPO などは、企業が公表する環境報告書等を見て、または企業に対してアンケート調査などを行うことにより、当該企業の取り組みのレベルを評価することができる。

一方、企業は、このようなレベル表を用いることによって、現実的な目標を段階的に設定できるし、また、自らの生物多様性保全への取り組みの評価にも用いることができる。

このように、本評価基準とレベル評価表が、市民や NGO/NPO と企業が共有できることになれば、両者の間のコミュニケーションは容易になることが期待できる。

別表

企業の生物多様性に関する活動の評価基準案（レベル評価表）

評価基準		LEVEL 1	LEVEL 2	LEVEL 3	LEVEL 4	LEVEL 5
経営方針	基準 M1 企業の経営方針に生物多様性の保全を組み込むとともに、その方針に基づく目標と計画を策定していること	企業の経営方針の中に生物多様性保全が組み込まれていない。	—	企業の経営方針の中に生物多様性保全を組み込んでいる。	—	企業の経営方針に生物多様性の保全を組み込むとともに、その方針に基づく目標と計画を策定し、これを公表している。
	基準 M2 企業として生物多様性に与える影響をすべての側面で量的、質的に回避または低減することを方針としていること	企業として生物多様性に与える影響をすべての側面で量的、質的に回避または低減することを方針としていない。	—	企業として生物多様性に与える影響をすべての側面で量的、質的に回避または低減することを方針とすることを検討している。	—	企業として生物多様性に与える影響をすべての側面で量的、質的に回避または低減することを方針とし、これを公表している。
	基準 M3 企業活動が生物多様性に与える影響を分析し、その結果を公表することを方針としていること	企業活動が生物多様性に与える影響について分析していない。	—	企業活動が生物多様性に与える影響を分析し、その結果を公表することを方針とすることを検討している。	—	企業活動が生物多様性に与える影響を分析し、その結果を公表することを方針としており、これを公表している。
管理体制	基準 M4 企業の環境管理システムの中に生物多様性保全管理を組み込んでいること	企業の環境管理システムの中に生物多様性保全管理を組み込んでいない。	—	企業の環境管理システムの中に生物多様性保全管理を組み込む予定がある。	—	企業の環境管理システムの中に生物多様性保全管理を組み込んでおり、これを公表している。
	基準 M5 生物多様性保全の視点で事業活動を統括し、生物多様性保全を推進する体制が構築されていること	生物多様性保全の視点で事業活動を統括し、生物多様性保全を推進する体制は構築されていない。	—	生物多様性保全の視点で事業活動を統括する担当者が指名されている。	—	生物多様性保全の視点で事業活動を統括し、生物多様性保全を推進する体制は構築されており、これを公表している。

評価基準		LEVEL 1	LEVEL 2	LEVEL 3	LEVEL 4	LEVEL 5
実施	基準 M6 生物多様性保全活動を継続的に改善するため、研究機関や NGO/NPO などの協力を得ていること	研究機関や NGO/NPO などの協力は得ていない。	—	研究機関や NGO/NPO などの協力を得る計画がある。	—	研究機関や NGO/NPO などの協力を得ており、これを公表している。
	基準 M7 環境報告書等にて、生物多様性保全に関するすべての活動実績を公表していること	生物多様性保全に関する活動実績を公表していない。	—	生物多様性保全に関する一部の活動実績を公表している。	—	生物多様性保全に関するすべての活動実績を公表している。
マネジメント 点検・改善	基準 M8 企業活動が生物多様性に与える影響を定期的に確認し、目標を達成するために必要があれば計画を修正していること	企業活動が生物多様性に与える影響を定期的に確認していない。	—	企業活動が生物多様性に与える影響を定期的に確認している。	—	企業活動が生物多様性に与える影響を定期的に確認し、必要があれば計画を変更し、その旨を公表している。
	基準 M9 事業のすべての段階でステークホルダーと積極的に対話し、そこから得られた意見を生物多様性保全に関する方針などに反映させていること	ステークホルダーと対話していない。	—	ステークホルダーと積極的に対話している。しかし、得られた意見を生物多様性保全に関する方針などに反映させていない。	—	ステークホルダーと積極的に対話し、そこから得られた意見を生物多様性保全に関する方針などに反映し、その旨を公表している。
	また、部外者からの苦情や意見などについても対応する窓口を設置し、同様に方針に反映させていること	部外者からの苦情や意見などについて対応する窓口を設置していない。	—	部外者からの苦情や意見などについて対応する窓口を設置している。	—	部外者からの苦情や意見を生物多様性保全に関する方針などに反映させ、その内容を公表している。
	基準 M10 NGO/NPO や研究機関など第三者からの外部評価を受けていること	NGO/NPO など第三者からの外部評価を受けていない。	—	NGO/NPO など第三者からの外部評価を受けている。	—	NGO/NPO など第三者からの外部評価を受け、その結果を公表している。

評価基準		LEVEL 1	LEVEL 2	LEVEL 3	LEVEL 4	LEVEL 5		
パフォー マンス	直接影 響	基準 P1 企業活動が生物多様性に与える影響を分析し、その結果を公表していること	企業活動が生物多様性に与える影響を分析していない。	—	企業活動が生物多様性に与える影響を分析している。	—	企業活動が生物多様性に与える影響を分析し、その結果を公表していること	
		生物多様性への影響	基準 P2 企業の事業が生物多様性へ与える負の影響を回避し、最小化し、代償を行うことにより、ネットでの影響をゼロ(ノーネットロス)または正(ネットゲイン)としていること	企業活動が生物多様性に与える影響を回避し、最小化し、代償を行う方針はない。	—	生物多様性に与える影響を回避し、最小化し、代償を行う方針はあり、実施している。	—	ネットでの影響をゼロ(ノーネットロス)または正(ネットゲイン)としており、その旨を公表している。
		地域社会への影響	基準 P3 事業の事前事後の人文社会科学的モニタリングによって明らかとなる地域社会への影響に対し、適切な是正措置を講じていること	対象地域への影響はモニタリングも、配慮もしていない。	—	事前事後の人文社会科学的モニタリングを適切に実施し、地域社会への影響を明らかにしている。	—	地域社会への影響に対し、適切な是正措置を講じており、その旨を公表している。
		ステークホルダーの参加と事後監視	基準 P4 (1)事業のすべての段階において、ステークホルダーの公正な参加があること	ステークホルダーの参加が全くない。	—	一部の段階の公正な参加がある。	—	全ての段階で公正な参加があり、その旨を公表している。
			(2)先住民族の権利が保護されていること	先住民族の権利が保護されていない。	—	先住民族の権利の一部は保護されている。	—	先住民族の権利は保護されており、その旨が公表されている。
			(3)事後監視と是正が実施されていること	事後監視は実施されていない	—	事後監視は実施されているが、是正はしていない。	—	事後監視と是正が実施されており、その概要が公表されている。

評価基準		LEVEL 1	LEVEL 2	LEVEL 3	LEVEL 4	LEVEL 5	
間 接 影 響	サプライ チェーン / バリュー チェーン	基準 P5・ (1) サプライチェーンを原料採取段階まで遡って生物多様性へ与える影響を把握し、その影響を回避または低減していること この結果、生物多様性保全に配慮した資材・製品の調達・購入率が100%に近づいていること	生物多様性に配慮した原材料・製品を調達していない。	—	サプライチェーンを原料採取段階まで遡って生物多様性へ与える影響を回避又は低減する計画がある。	—	サプライチェーンを原料採取段階まで遡って生物多様性へ与える影響のすべてを回避しており、このことを公表している。
		この結果、生物多様性保全に配慮した資材・製品の調達・購入率が100%に近づいていること	生物多様性に配慮した資材・製品を調達していない。	—	生物多様性に配慮した資材・製品の調達・購入率は50%以上。	—	生物多様性に配慮した資材・製品の調達・購入率は100%。
		基準 P5・ (2) 生物資源の利用から得られる利益を公正かつ公平に配分していること	生物資源の利用から得られる利益を公正かつ公平に配分していない。	—	50%以上の生物資源の利用から得られる利益を公正かつ公平に配分している。	—	すべての生物資源の利用から得られる利益を公正かつ公平に配分しており、このことを公表している。
	基準 P5・ (3) 生物多様性に配慮した生産・提供を行っていること	生物多様性に配慮した生産・提供を行っていない。	—	50%以上の製品で生物多様性に配慮した生産・提供を行っている。	—	すべての製品で生物多様性に配慮した生産・提供を行っている。	
	金融	基準 P6 投融資の対象となる事業者がマネジメント評価基準を満たし、その事業活動がパフォーマンス評価基準 (P6 は除く) を満たすまでは投融資を行っていないこと	全く配慮していない。	—	50%以上の投融資が本基準を満たしている。	—	すべての投融資が本基準を満たしている。

評価基準		LEVEL 1	LEVEL 2	LEVEL 3	LEVEL 4	LEVEL 5	
パフォーマンス	社会貢献活動	<p>基準 P7</p> <p>(1) 社会貢献活動としての生物多様性保全活動が、本業が与える影響を軽減し、ネットゲインを達成していること</p>	<p>生物多様性に関連した社会貢献活動を全く実施していない。</p>	—	<p>社会貢献活動としての生物多様性保全活動が、本業が与える負の影響の50%以上を軽減している。</p>	—	<p>社会貢献活動としての生物多様性保全活動が、本業が与える負の影響を軽減し、ネットゲインを達成しており、これを公表している。</p>
		<p>(2) 地域で生物多様性保全活動する場合には、当該地域で生物多様性保全のために活躍する人々を含めたステークホルダーの参加を得て行っていること</p>	<p>当該地域で生物多様性保全のために活躍する人々を含めたステークホルダーの参加がない。</p>		<p>当該地域で生物多様性保全のために活躍する人々を含めたステークホルダーの参加を求める計画がある。</p>		<p>当該地域で生物多様性保全のために活躍する人々を含めたステークホルダーの参加があり、これを公表している。</p>

第6章 結論

本検討委員会では、企業の生物多様性保全への取組みを市民や NGO/NPO などの外部の視点から評価するための基準を設定することのフィージビリティ（実現可能性）を明らかにすることを目的に検討を開始した。当初は、評価基準を議論するための「たたき台」を作成することが目標であったが、分科会を含めて6回の委員会で議論した結果、本検討委員会がまとめた評価基準案は、評価方法についての下記の検討課題は残るが、評価基準としては十分に実用的に利用できるものが作成できた。

今後は、この評価基準案を実際の企業評価に適用し、さらに使いやすいものとするよう改善していくことが期待される。

また、下記の検討課題については、今後、市民や NGO/NPO、企業、大学等の研究者や関係者がこれらの課題を取り上げ、さらに検討・研究が進むことを期待したい。

6.1 評価方法に関する今後の検討課題

(1) 人文社会学的な評価手法

人文社会科学的モニタリングについては、まだ評価手法は確立されていないため、さらに研究が必要である。

(2) サプライチェーンにおける生物多様性への影響を把握する方法

個別の企業が、サプライチェーンを原材料採取段階まで遡ってその生物多様性への影響を調査することは現実的には非常に難しい。このため、主要な原材料ごとに主要なサプライヤーの生物多様性への影響に関する情報を収集し、共有する仕組みの検討が必要であろう。

(3) バリューチェーンにおける生物多様性への影響の軽減方法

バリューチェーンの下流における生物多様性への影響に関する情報を企業が把握する方法や具体的な取り組み方法についてはさらに調査が必要である。

(4) LCA における生物多様性への影響の研究

新規の資源投入が少ない製品や、長期使用、リユース、リサイクルが容易な製品の開発も結果的に原料採取段階における生物多様性への影響を緩和するものであり、これらを実施することが望ましい。その意味で、LCA における生物多様性への影響についてさらに研究が必要である。

(5) 総合的な評価基準

企業の事業活動による生物多様性への影響を複数の側面から総合的に評価する方法を検討すべきであろう。

6.2 国の施策としての検討課題

また、今回は、CSR としての企業による生物多様性保全に限定して検討したが、検討委員会の議論は、広く国の政策のあり方についても議論が及んだ。以下は、そのような議論を今後の課題としてまとめたものである。今後、これらの課題について、市民や NGO/NPO、企業、大学等の研究者や関係者だけでなく、国による検討も望まれる。

(1) 本評価基準の公共部門への適用

本調査では、企業の CSR としての自主的な取り組みの評価基準を検討したが、生物多様性へ負の影響を与えているのは企業だけでなく、公的部門も大きな影響を与えている。したがって、公共部門においても、本評価基準を、公共事業や政府調達などに幅広く適用することを検討すべきであろう。

公共事業への適用（本基準 P1～4）

公共事業においては、環境影響評価法に基づき、現状では、生物多様性への影響を回避、最小化する努力を行った後に残る影響は、代償ミティゲーション（法令では環境保全措置）を検討すべきとしているが、義務化はしていない。このままでは生物多様性の減少を止めることができない。このため、公共事業においては、代償ミティゲーションを実施することにより、ノーネットロス及びその定量評価を義務化するよう関係法令を改正することを検討すべきであろう。

国の調達基準への適用（本基準 P5（1））

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）において、生物多様性に配慮した原材料や製品の調達を奨励するよう所要の規定改正を検討すべきであろう。

(2) 生物多様性のノーネットロス政策についての検討

多数の絶滅危惧種が存在し、生物多様性の保全政策をさらに強化することが求められている日本において、米国をはじめとする諸外国の多くで既に導入されているノーネットロス政策とそれに伴う生物多様性オフセット制度が日本においても導入すべき有効な政策であるかどうかは今後の検討課題である。

この検討においては、米国などでの制度の運用の実態を十分調査することがまず必要であろう。その上で、日本においてこの制度を導入する場合には、オフセット制度が企業による環境破壊の口実とならないような予防策の検討と、また、日本のように狭い国土において、米国のこうした制度が適用可能かどうかを十分検討する必要がある。また、生物多様性は内在的に不確実性を有しており、これを数量的に捉えることで、本来生命そのものである生物の多様な価値を無視しているのではないかという市民レベルの批判も予測される。したがって、ノーネットロス政策の検討においては早い段階から市民社会が参画した検討が必要となる。また、企業や市民に対して、この政策、特にオフセットという言葉に影響の回避・低減・代償という順位と合わせて考えるよう教育普及活動も必要となるであろう。

参考文献

1. 環境経営学会 (2008)「サステナブル経営格付/経営診断の狙いと特徴—2006 年度の結果及び 2007 年度の特徴—」
2. 鬼頭秀一 (2007)「地域社会の暮らしから生物多様性をはかる—人文社会学的生物多様性モニタリングの可能性」, 鷲谷いずみ・鬼頭秀一編「自然再生のための生物多様性モニタリング」東京大学出版会
3. 国際連合, Millennium Ecosystem Assessment (MA) (2005) Ecosystem and Human Well-being, Synthesis 和訳: 横浜国立大学 21 世紀 COE 翻訳委員会責任翻訳「国連ミレニアム エコシステム評価—生態系サービスと人類の将来」オーム社
4. 国際連合 (2007)「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(市民外交センター仮訳)
http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/un/data/UND_RIP.pdf
5. 田中章 (1998) アメリカのミティゲーション・バンキング制度, 環境情報科学 Vol.27, No.4, 46-53
6. 田中章 (1999) 持続的社会への転換ツールとしての環境アセスメント及び環境ミティゲーションの役割- 米国, 日本, 中国 (香港) の生態系保全に関するケーススタディーによる国際比較研究, 平成 11 年度外務省開発援助研究委託報告書, (財) 国際開発高等教育機構
7. 田中章 (2002) [米国のハビタット評価手続き HEP 誕生の法的背景](#), 単著, 環境情報科学, Vo.31, No.1, 37~42
8. 田中章 (2006)「HEP 入門<ハビタット評価手続き>マニュアル」朝倉書店
9. 田中章・大田黒信介(2008)諸外国における自然立地のノーネットロス政策の現状, 環境アセスメント学会 2008 年度研究発表会要旨集, 47- 51.
10. 田中章, 大澤啓志, 吉沢麻衣子 (2008) 環境アセスメントにおける日本初の HEP 適用事例, ランドスケープ研究 71(5), 543-548
11. ビジネスと生物多様性イニシアティブ(2008) リーダーシップ宣言~国連生物多様性条約実施に向けて
12. 藤井俊彦・海野みづえ編著 (2006) グローバル CSR 調達—サプライチェーンマネジメントと企業の社会的責任, 日科技連出版社
13. プリマック (1997) 保全生物学のすすめ, 小堀洋美訳, 文一総合出版
14. 地球・人間環境フォーラム (2008)「第三次生物多様性国家戦略実施に向けた民間参画等推進調査」
15. 日本生態系協会 (2009) ハビタット評価認証制度: 考え方と基準 (JHEP 認証ガイドライン) ver. 1.0. 日本生態系協会
16. 樋口広芳編 (1996)「保全生物学」東京大学出版会
17. 森本幸裕・亀山章編 (2001)「ミティゲーション—自然環境の保全・復元技術」ソフトサイエンス社
18. Bartoldus, C. C. (1999) A Comprehensive Review of Wetland Assessment Procedures: A Guide for Wetland Practitioners (湿地の影響評価手続きの包括的レビュー: 湿地実務者へのガイド) Environmental Concern Inc., Maryland.
19. Bristol-Myers-Squibb (2007) 2006 Sustainability Website Contents
http://www.bms.com/sustainability/environmental_performance/Pages/biodiversity_and_land_use.aspx
20. Business and Biodiversity Offsets Programme (BBOP) (2008a) A draft consultation paper for discussion and comment (Draft) (討議とコメントのための協議案)
21. Business in the Environment (2001) Measuring Biodiversity Performance (生物多様性パフォーマンスの測定)
22. Carter, J. G. and McCallie, G., (1996) An Environmentalist's Perspective – Time for a Reality Check, in Marsh, L. L., Porter, D.R. and Salvesen, D.A. (ed) Mitigation Banking, Island Press, Washington D.C.

23. CBD (2006) Impact assessment: Voluntary guidelines on biodiversity-inclusive impact assessment (影響評価：生物多様性を含めた影響評価の自主的なガイドライン)
24. Climate, Community and Biodiversity Alliance (CCBA) (2005) The Climate Community & Biodiversity Standards (気候・コミュニティ・生物多様性の基準)
25. Earthwatch Institute (2006) A Review of Biodiversity Conservation Performance Measures (生物多様性保全パフォーマンス測定のリビュー)
26. Earthwatch (2006) Business and Ecosystems: Ecosystem Challenges and Business Implications (ビジネスと生態系—生態系の挑戦とビジネスへの影響)
27. Energy and Biodiversity Initiative (EBI) (2003) Negative Secondary Impacts from Oil and Gas Development
28. Energy and Biodiversity Initiative (EBI) (2003h) Biodiversity Indicators for Monitoring Impacts and Conservation Actions (影響と保全行動を観測するための生物多様性指標)
29. ELI (Environmental Law Institute) (2004) Measuring Mitigation – A Review of the Science for Compensatory Mitigation Performance Standards. (ミティゲーションの計測—包括的なミティゲーションのパフォーマンス基準の科学のリビュー)
30. GRI (Global Reporting Initiative) (2006) GRI Sustainability Reporting Guidelines (Ver.3) 「サステナビリティ報告ガイドライン(第3版)」
31. GRI (2007) 「生物多様性—GRI 報告」 Biodiversity: a GRI Reporting Resource
32. International Finance Corporation(IFC)(国際金融公社) (2006) IFC Performance Standards on Social & Environmental Sustainability (社会と環境の持続可能性に関するパフォーマンス基準)
33. ISO 14031 (1999) Environmental Management – Environmental performance evaluation – Guidelines (環境マネジメント—環境パフォーマンス評価—指針)
34. ten Kate, K., Bishop, J. and Bayon, R., (2004) Biodiversity offsets: Views, experiences, and business case, IUCN and Insight investment. (生物多様性オフセット: 見解・経験とビジネス事例)
35. Meffe, G. K. and Carroll, C., R., (1997) Principles of Conservation Biology Second edition, Sinauer Associate, Inc.
36. National Research Council (2001), Compensating for Wetland Losses Under the Clean Water Act (水質浄化法の下での湿地の損失の代償), National Academy Press, Washington D.C.
37. OECD (2003) Environmental Indicator· Development, Measurement and Use (OECD 環境指標—開発、測定と利用)
38. Parkes, D., Newell, G., and Cheal, D., (2003) Assessing the quality of native vegetation: The 'habitat hectares' approach, Ecological management & Restoration Vol. 4 Supplement February 2003.
39. Pullin, A. S. (2002) 井田秀行・大窪久美子・倉本宣・夏原由博共訳「保全生物学・生物多様性のための科学と実践」丸善
40. Rio Tinto (2008a) Rio Tinto and biodiversity- Achieving results on the ground
41. Rio Tinto (2008b) Rio Tinto and biodiversity· Biodiversity offset design
42. Rio Tinto (2008) 2007 Annual Report
43. US Fish and Wildlife Service (USFWS), 2003, Guidance for the establishment, use and operation of conservation banks (コンサベーションバンクの設立・使用・創業の指針), US Department of the Interior, Fish and Wildlife Service, Washington D. C.
44. U.S. Fish and Wildlife Service (1980) Habitat Evaluation Procedures (HEP), U.S. Dept. of Interior, Fish and Wildlife Service Manual 101, 102 and 103.
45. Wal-mart (2008) Sustainability Progress to Date 2007-2008

参考資料 検討委員会議事録

第1回 検討委員会（平成20年10月18日）

日時：平成20年10月18日（土）10:30～12:30

場所：地球環境パートナーシッププラザ EPO 会議室

出席者：（委員）上田委員長、足立委員、岡本委員、坂本委員、佐藤委員、田中委員、永石委員、日比委員、森本委員（事務局）中澤、宮崎、初井、能勢、攝待

事前報告等

国際環境 NGO FoE Japan の中澤による開会挨拶

各委員の自己紹介

検討委員会の委員長として上田委員を選出

調査の趣旨と方法について事務局から説明

●本調査の趣旨及び方法について

委員：日本の企業が遅れている現状を前提として評価基準を作成しても意味がない。10年、20年先を考えた、理想的な基準を作るべき。

委員：問題は、事務局資料にある2つ（企業にとって生物多様性に馴染みがないことと、客観的な評価基準がないこと）に集約されると思うが、資料で想定している基準と企業が想定している基準には大きな差がある。企業は生物多様性保全に取り組むために数値化を望んでいる（例：植林の本数）。多くの企業がこれを生物多様性への貢献であると考えている。生物多様性の概念の理解がかなりずれている。生物多様性の定義が必要ではないか。

委員：日本の企業の取り組みが遅れている主な理由は、「客観的な基準がないこと」なのだろうか。それも確かにあるが、もっと様々な理由が見られる。委員の皆さんは基準がないことが主な理由とお考えか。そうならば指標作りは重要な課題だが、そうでないならば、指標が作れなくても、企業の活動を促す他の手立てもありえる。また考え方や取り組みも企業によって様々。どの段階の企業の活動を促そうとしているのか。

委員：基準を作成する場合には、何を評価するのかを明らかにする必要がある。1番と2番の間に非常に多くの段階がある。事情はセクター毎、企業毎に違う。公開ヒアリングでセクター毎に検討していくのはいいアプローチ。しかし今回もっと全般的なものを目指すのだとすれば、それはかなり難しい。GRIの指標などは一般的な基準であるが、どの程度意味があるのかは疑問。

事務局：1番には大きな問題があることは事実である。しかし、今回は、これはとりあえず置いておき、企業として生物多様性に影響を与えていることはわかっているから自社の取り組みをどう評価しているのか、という企業を前提として検討していきたい。世界的には、鉱山企業がノーネットロス掲げており、NGOで生物多様性のノーネットロス評価基準に掲げているところがある。これらが一つの例であると考えている。このような世界的な例を踏まえ、日本企業が物差しを考えるとよいであろう。本検討委員会で検討すべき基準は二つある。1つは企業が自社の取り組みを改善するための基準、もう1つは企業の生物多様性への影響を評価する基準。前者がマネジメント指標であり、後者がパフォーマンス指標である。

委員：現場で環境アセスメント（EIA）などに関わっているが、場によって生物多様性への対応が変わって来ている。植物・動物の把握が難しい。その辺りも含めたモニタリング基準を突き詰めなければパフォーマンス評価は難しい。

委員：NSC（Network for Sustainable Communication）では5段階の評価基準を作成した。日本企業の中には屋上にビオトープを作って満足しているところがある。海外の例では100haの土地を購入し、1haのみを開発し残りをNGOなどと協力して保護することがある。基準は、企業が使用するためにはできるだけシンプルなものが望ましい。

委員：市民の立場から考えると、企業は商品やサービスを提供しているため、調達やトレーサビリティを明確にすることが大切（例：FSC、グリーン購入法など）。企業は商品に対してどういう責任を持つのか、市民が安心して企業が地球環境保護に貢献していると感じることができるか、など、評価基準では、企業だけの話ではなく市民の視点を入れることが大切。

委員：同意見である。せっかく FoE Japan という市民団体が作成するものであるので、企業側の要請が多いということもわかるが、企業が先に走って市民が置き去りになってはよくない。市民も参加しながら指標を決めるプロセスも大切に。

委員：短期間にまとめるので市民の意見をどの程度反映させるかは限られているが、非常に大切。例えば、せっけんのポンプ付きのボトルでは、泡式であれば少量ですむところを石鹼液を大量に出す方式となることで収益をあげようとしている。また、屋上にビオトープを作ることでも十分としている例があるなどがあるが、これらはナンセンス。評価基準は、すべてカバーするのは難しいので、様々な配慮点は言及にとどめるということがスマート。

委員：企業はやはり本業での生物多様性保全を考えているが、本業以外のところが見捨てられるのは非常に危険。例えば、生物多様性の減少の原因は農地への土地転換が大きな要因であるが、これは日本企業が皆サプライチェーンを見直せばそれが解決されるのか？ 幅広い視点が大切。例えば、海外で森林伐採し、日本で植林するのはナンセンスである。

委員：企業が外部の視点なしに自分たちだけの視点で評価することはあり得ない。社内評価もするが、それは外部ステークホルダーへの説明責任が理由。企業にあわせたものを作るということではなく、企業がきちんとやっていることを社会に対してアピールするために使える基準が必要である。そうしたものであれば社会と企業の双方にとって本当に役に立つ。

委員：今、この検討会でやろうとしていることは、環境アセスメントの中の生物多様性の評価をどうしようかということと同義である。日本の場合、EIAは政府のプロジェクトのみで民間は対象でないため、企業に経験がない。アメリカの National Environmental Policy Act (NEPA) では、民間も対象となる。日本の制度にとらわれず、NEPA など本来のものを見ておく必要がある。評価には絶対的な評価と相対的な評価、また、定量的な評価と定性的な評価がある。例えば環境基準などは絶対評価であり、それですべての地域やケースを評価しようとするとかかなり無理がある、という経験を日本はもっている。生物多様性はケースバイケースであり相対的に考える必要がある。日本は環境アセスメントの世界では、徐々に絶対的な評価から相対的あるいは手続き的な評価に変わって来ている。全体に適用する基準を作成するのは難しいというご意見があったが、理念的なもの、手続的なものであれば可能ではないか。日本の制度は理念が抜けていて、技術的なことや形式的なことにすぐ行ってしまう傾向がある。ノーネット口

スのような世界標準になりつつある理念は導入できるのではないか。

委員：企業の視点か市民の視点か、との話が出たが、自然の視点もある。当団体はここを大切にしたい。市民の視点と自然の視点がうまく組合わさるところが重要で、そこに企業がうまく合うといいと考えている。例えば、新潟の酒造会社の事例だが、いい酒を造るためにはいい水が、そのためにはいい森が必要と考え、地域の生物多様性を保全する活動を行っている。企業規模としては小さいかもしれないが、この企業への評価は非常に高い。こうした事例を一緒に考えて行くことが必要。

委員：基本的には市民が、生物多様性に貢献する企業を、そのような企業の商品やサービスを購入することを通じて応援することが大事。

委員：生物多様性の定義については、欧米の英語の翻訳でどんどん変わっている。行政用語として使用する場合、広く自然環境という意味で言っている場合もある。そういうレベルでやるか？ 遺伝子レベルの生物学的なところからやっていくのか？ これを統一しておく必要がある。

委員：企業が生物多様性に取り組み始めて 5、6 年経つが、自然環境がどんどん劣化している。これはもう待ったなし。

委員：企業には見せかけが多い。例えば、福井県では干潟が 93%埋め立てで喪失する。自然が戻る指標として「うなぎ」がどのくらい遡上するかを専門家が提案したが、市民は単にうなぎだけが増えればいい、と考えがちだが、それを可能とする生態系の保護が重要である。

委員：生物多様性という言葉、自然環境や緑の保全などの言葉と同義に使うのはよくない。現在の生物多様性保全の流れは生物多様性条約（CBD）から来ている。CBD の定義をそのまま使えばいいと思う。

委員：生物多様性の問題は、社会問題でもあり、生物学のみならず、広い視点で考えるべき。

委員：「生物学的」と言った場合に人によって解釈が違う。CBD のレベルでいいのではないか。世界的には一つ、環境保全には、アジェンダ 21 の中にあるように女性問題や先住民族の問題が含まれており、同じように生物多様性も考えるべきでないか。

委員：「遺伝子レベル」での議論となると、実際の、失われた生態系や種の復元プロジェクトにおいて、喪失した遺伝子を復元させたり、それを評価したりすることは難しい。遺伝子レベルの議論となると現実的に実現が難しくなる。

委員：現場のローカルなレベルではローカルな地域個体があり、遺伝子の混雑の問題を考えなくてはならないことが多い。

●分科会の設置について

マネジメント指標分科会の委員長には足立委員、パフォーマンス指標委員会の委員長には田中委員が選出された。

●傍聴者意見

傍聴者：本業でのインパクトと、本業以外の社会貢献の両方を考えるべき。コアビジネスが直接的に生

物多様性へ影響する場合はよいが、その影響が間接である場合には、それは、社会貢献とは違うということを考えるべき。

委員：間接的影響としては、企業が何か（家具など）を購入する時に考慮すればよい。

委員：本業であろうが、販売促進であろうが、生物多様性という視点でだけ見ると、生物多様性保全に貢献するのであれば、何でもいいからやって欲しいと思うが。

委員：企業の取り組みは、グリーンウォッシュ（見せかけのもの）になる危険性がある。社会は、企業の取り組みの本当の意味を評価することがまだできていない。それが可能になるような基準を作成するのがこの委員会の役目ではないのか？ 最初から完璧な指標はできないが、最初のステップとしての基準を考えるといいのでは。

委員：CSR レポート大賞などは、悪影響をもたらしている。賞ができて2～3年経つと高いランキングを得ようという社内圧力が出てきて、取組みが表面的なものになってしまう。指標等はよほど気をつけなければならない。

委員長：シンプルな基準の下にしっかりした理念を作ることが大切。

傍聴者：指標は一度決めてしまったら、その効率を上げるためにその方向にしか動かない。

傍聴者：生物多様性については、まずは生物の調査から始る。今後はどういう方向性なのか？

委員：環境アセスメントでは、生物学的ベースラインをどのように把握するかが基本である。生物学的に詳細な情報を見ようとしても、特に途上国などでは得られる情報は始めからきわめて限られている。生態系への影響を評価する際、質、空間、時間の3要素を漏れなくバランスよく評価することが大切。これらの一部の細かなことを気にしていると、木を見て森を見ず、ということになりかねない。

委員：同意見である。生物多様性と生態系を区別して理解することが必要。「生物多様性」というと人間が基準で、人間が生物多様性のために行う行動は、往々にして生物にとっては良くない行動を取っている可能性がある。

委員：具体的にどの種がどうかということを指標として挙げることもあるだろうが、対象となる地域の生態系に詳しい人たちと調査が行われたか、という手続き自体も評価指標として重要。

委員：生物間の相互作用や進化など、生物多様性が動いていることを踏まえ、影響を最小限にすることが重要。

委員長：何か小さなことでもやっていけば大きな流れになることがある。この委員会は何かの流れを作り出す初めの一步でありたい。皆さん、ありがとうございました。

全員：ありがとうございました

第1回 パフォーマンス指標分科会（平成20年11月1日）

日時：平成20年11月1日（土）12:45～14:45

場所：地球環境パートナーシッププラザ EPO 会議室

出席者：（委員）田中委員長、大沼委員、松田委員、上田委員、永石委員、森本委員、佐藤委員
（事務局）宮崎、中澤、初井、能勢、攝待

事務局は、配布資料について説明後、議論の整理の仕方の提案として、1：直接影響（一次影響）、2：間接影響（サプライチェーンでの影響）、3：本業以外の社会貢献、に分けて検討してはどうかと提案した。

●直接影響について

委員：直接影響には、操業による影響も入るのではないかな？

事務局：その通りである。

委員長：今日は委員の意見を聞いて、その後事務局がそれを受けた評価基準のたたき台を次回の分科会で提出することになる。まずは、各委員から直接影響に関する意見を聞いていきたい。前回は生物多様性の定義について議論があったが、生物多様性というより、まだまだ自然保護＝緑化というような捉え方が主流のようであり、今日の議論はかなりラフな形で進めていかなければならないのでは、と考えている。

委員：3つの事例を挙げたい。（1）電力会社における送電線建設による開発では外部からの土の搬入に伴い植物移入種が増えるので、事前と事後に生物モニタリングした上での順応的な生態系管理；（2）施設建設は、土地の改変をできるだけ防ぐために景観をできるだけ変えない開発。操業時における夜間照明により蛾類やコウモリ、鳥などの夜行性動物や樹木に影響が出ないように照明方法と時間の設定。（3）施設内のアクセス道路の開発では、地下水や湧水が分断されず順当に流れ、両生類などの動物の移動を妨げないような配慮。このように、開発や操業時において、生物多様性にどんな負荷があるかをまず把握しないと生物多様性への配慮を考えるのは難しいと思う。

委員：直接影響の場合は例えば開発地域などの経済的に貧しい地域などでは、都会のコンサルタントが行くのではなく、地域住民を巻き込んで地域経済の活性化を目指しそれをうたうべき。

委員長：直接影響は、生物多様性分野の環境アセスメント（EIA）をどういう形でやるのか、ということと同義と考えている。ところが、EIAは諸外国では企業活動に対して網羅的に行われているが、日本ではEIAの対象がきわめて限定的であり、課題が多い。生物多様性に対してどういう影響がありどういう基準があり評価をするか。日本のEIAにおける生物多様性分野はまだ始まったばかり。そういう理由で企業活動の評価はなかなかEIAに結びついて来ないが、EIA抜きには直接影響の話は議論できないと思っている。

委員：EIAでは、鳥類のリストアップでも多様性を論じるほどのデータが集まっていない。報告書をまとめた時点でEIAが終わってしまっている。これをなんとかしないと意味がない。

委員長：開発事業の直前で内容がほぼ決まった段階でEIAを行う現在の状況では直接影響の評価が難しい状態。また、ほとんどの企業活動はEIAの対象になっていない。大規模開発事業のみが対象になっており、国の開発事業のみが対象である。それを補う意味で自治体がEIA条例を導入しているが、それで

もほとんどの企業活動は評価の対象になっていない。この分科会では、現在の法規制の範囲を超えても、企業がどこまでやっていくかを決めて行くことになっている。また、定量評価の義務づけが必要である。

委員：この分科会では、企業が環境保護活動をアピールしていく上でのガイドラインの議論であると理解している。個別の自主的な取り組みをどう評価していくか、ではないか。例えば、風力発電では、企業は積極的であるが、環境保護団体の中には鳥がぶつかるという事で反対することもある。しかし様々な指標があってもよい。

委員長：日本企業が CSR として踏み込んだ生物多様性への配慮ができない大きな理由は、法規制やガイドラインの欠如が挙げられる。日本では、統一的、横並び的に義務感がないと腰が重い。この会での検討は、ガイドライン作りへ貢献する。

委員：NPO は世界の潜在的な問題点を発掘して提案する。企業は必ずしもネガティブではなく潜在的な問題をいち早くキャッチして取り入れる、という姿勢があり、それが先進企業。企業が遅れているという発想ではなく、市民・政府の側から企業の積極的姿勢を応援していくことが大事である。

事務局：GEF(地球・人間環境フォーラム)が昨年作成した報告書によると、企業は生物多様性保全になかなか取り組めない、という結果がでていますが、その理由としては、生物多様性という概念がわからない、定量評価が難しいため、ということが挙げられている。この委員会では諸外国での既存の定量評価、例えば、HEP(ハビタット評価手続き)などを日本に導入できるかというような点を議論していただきたい。

委員：企業が CSR をやるというのは環境のことを考えているからというのは疑問。利益につながるから CSR 活動をする。カーボンオフセットが流行っているのは何トン削減したかわかりやすいから。マレーシアのサバ州で生物多様性オフセットをやっているが単位が ha(ヘクタール)、生物多様性と ha という単位は結びつけるのが難しい。これをやれば消費者が企業がいいことをしていることがわかる指標があるのではないか。この会は、非常に意欲的な委員会である。

委員長：Rio Tinto 社(鉱山会社)の例でも回避、最小化、代償するというミティゲーションの種類と優先順位が明確になっている。代償の部分はカーボンオフセットと同様、非常にわかりやすい。

事務局：生物多様性オフセットの目標はノーネットロスであるが、オフセットといった場合、負の影響を正の影響で相殺することであり、開発を進める言い訳になるのではという懸念が市民社会からある。No Loss を先に考えていかなければならない。

委員：愛知万博の環境委員会でもそうした議論があった。No Loss というのは不可能ではないか。いったん作った鉱山においては Rio Tinto のようにノーネットロスというのは非常なコストがかかる。そんな厳密なことだけに限らずに、少しでも企業がやる気になったら、それを評価するシステムもいいのではないか。

委員：生物多様性の内容と企業の理解にはかなりのギャップがあるとの指摘があったが、これはこちらが繰り返し教育していくしかない。

生物多様性保全が進んでいないのは企業が逃げていると思われる場合もある。生物多様性の意味がわからない、自社との関係がわからない、指標がないから取り組めない、我が社らしい事業がわからない等の意見を聞くことも多いが、先進的に取り組んでいる企業は、そういった理屈の部分にこだわりすぎ

ることなく、すでに始めている。取り組めていない企業は、他社の顔色をうかがって横並びを意識しているようで、取り組めない理由が、取り組まないための言い訳に聞こえる。

先ほどの鹿島建設の例で指標にコゲラを選んだというのがおもしろいと思った。指標というのはすべてのケースを網羅することはできないので、誰かに決めてもらうのではなく、その現場に最適な生き物を指標に自ら選び、それを保全していく手法をとるしかないのでは。例えば、新潟のダム建設では、クマタカの子育てがきちんとできる環境を保護する、という指標が用いられた。

海外の企業から、統一指標は一種の規制となり、それを作ると自由度が下がってしまうので、指標がない方がいいというコメントがあったという。

委員長：生物多様性とはなにかをわかりやすく示す部分がガイドラインに必要である。また、指標は地域ベースで考えるべきである。指標としては野生生物種を持つてくるとわかりやすい。

生物多様性オフセットでの単位は面積でやっているところが多い理由は、今や主要先進国ではノーネットロスの時代からネットゲイン（Net Gain）の時代に移りつつあり、例えば1ha壊すと2ha確保などが義務づけられてきていること。HEPやWETが生きてくるのは、10haに対して8haしか用意できない、しかし生物多様性が高い、という場合である。面積が足りなくても質が良ければ良いという開発の言い訳に使用される、という面もある。土地面積が消失面積の何倍も広く確保できることが確実であれば、細かい質のことは言わない、という背景もある。土地が確保できなければ質の議論はナンセンスであるからだ。アメリカやドイツのバンキングという仕組みは、開発で失われる前に復元するので細かい質よりも面積の方を重視してカウントする傾向がある。

委員：CO₂の場合はトンで換算できるため、非常に安い手法で削減できる場合はそれに集中する傾向がある。生物多様性の場合もそうならないか。

委員長：生物多様性オフセットを考える際、地域ベースの話なのか、国境を越えた国際の話なのか、地球レベルの話なのか、様々なレベルが考えられる。カーボン（炭素）の場合は国際ベース。生物多様性の場合、地域をどこまで細かく見るのか。先ほどの意見はまさに地域への配慮が反映される。

委員：地域が異なるのだから、ある会社ではコゲラ、別のある会社ではオランウータンを指標とするのもよいだろう。しかし、指標となる種が異なっている場合、取り組みレベルの差を何らかの形で比較してほしいという要望が企業から出るのでは。

委員：岡本委員が以前NSC（Network for Sustainable Communication）で提案されたものがあり、企業の評価を7段階にわけて行った。経済的なものではなく企業行動のレベル分けをした。

それから企業行動とは別の視点についての意見になるが、埼玉県の高麗な田園景観が残る三富新田という地域で、すでに都市計画決定されていた県の道路開発の計画が持ち上がったとき、道路開通予定のすぐ近くに、国内希少野生動物種かつ国の絶滅危惧類に指定されているオオタカが繁殖していて、生息環境が破壊される懸念があった。県が地域のNGOや有識者と協議をした結果、一番大きな問題は、道路そのものができることでそれに伴う様々な開発を呼び込むこととの指摘がされた。一部の生息環境を保護しても周囲の環境が悪化しては何にもならない。その結果、開発を抑止するために道路の周りの土地の買い上げや借地化により生息地を保護する方針ができた。ノーネットロスというのは生物多様性オフセットに関係する考えだが、生息環境や景観を丸ごと守るための施策として面積で考えるということも大切だと思う。

委員長：指標を作るにあたり、とりあえず地域の生態系を代表する生物種を決め、そのハビタット（生息環境）を評価するということがどうも良さそうである。さらに、その種のハビタットとしての質、

ハビタットの面的な広がり（面積） ハビタットの存在する時間（HEP では、同じような生態系を復元する場合、それが 2010 年にできるのか、2050 年にできるのか、では差がある。40 年の差は大きい）の三つの視点が重要である。時間軸の評価はあまり日本の EIA では取り上げられていない。屋上緑化でも、施行に 5 年かかるのか、半年なのかでは環境保全の効果の差が大きい。こうした差が明確に出てくるような指標が必要ではないか。

委員：生物多様性への影響は年数で測ることができる。10 万年かけて進化した生物の絶滅の確率を 10 万分の 1 高くすることは、1 年短縮と評価することができる。

EIA においては地域やステークホルダーの合意が非常に重要である。その地域で重要な種の選定は専門家だけが決めることでなく、地元で大切にしたい普通種も守ればよい。報告書の段階で何を大事とするか明確にし、パブコメ（パブリックコメント）でステークホルダーの意見を意思決定に反映させる。

委員：生物多様性関数を使えば、生物多様性への効果が明確に定義できる。ワイツマン（経済学者）が「ノアの箱船」という論文で、生物多様性の関数により、限られた費用の中でどのような種を保護するかを議論した。どの種を選ぶのか、蚊よりもパンダの方が良いというような好みの問題もある。遺伝子の特異性と人間の好みが必要である。

委員長：HEP の中でも同じ議論があり、生物学的な重要性だけでなく人々の Preference（好み）を重要視している。評価対象種を地域ベースで選定していく、そのプロセスでステークホルダーの意見を取り入れる、という仕組みが大事であるが、HEP はまさにそういう仕組みである。生物多様性を経済価値に換算する例として、希少種だけのピオトープと普通種のピオトープを比較すると、希少種は生息地がなくなってきたから希少になったのであり、そういう生息地を確保するための土木工事費は高くなる、というのがアメリカの HEP の仕組みである。つまり希少性、脆弱性が高ければ高いほど高価になり、誰にでも簡単に復元できる生息地のタイプは安価になる。人々の好みを示す CVM（仮想評価法）や TC（トラベルコスト）とは異なる。

委員：生物の価値を、生息地保全のための工事費で評価することは可能である。希少性の視点からはどのレベルから開発してよいのか？

事務局：BBOP（Business and Biodiversity Offsets Programme）の生物多様性オフセットの閾値についての提案では、IUCN のカテゴリー（絶滅の危険度）と、開発地域に当該種の何%が生息しているか、という評価軸で、No Loss とする条件を示している。

委員：生物多様性を配慮するときにレッドデータリストの基準はあってもよいが、地域の生物相の影響については、地域の人の意見を反映させるべき。特に地域個体群は大切。

委員長：普通種であってもここにいて欲しいという人たちもいる。

事務局：地域性的問題であるが、ある生態系が失われてオフセットされても、地域から遠い場所にオフセットが起こるとその地域にとっては受け入れがたいオフセットになる。また、安い土地がオフセットの対象になることは起こりうる。安いクレジットが提供される可能性があるため、本来 No Loss とすべき地域は No Loss を何らかの形で確保しなければならない。

委員：安いというのは経済価値のない土地なので、むしろ生物多様性がよく保護される場所であるのかもしれない。

委員：二次林や草原、湿地などの荒廃地は、価値が低いとみなされやすい場所であるが、地域の住民にとっては恵まれた自然に囲まれ豊かに暮らす上でとても重要なところであり、そうしたところでの開発が問題になっていることも多い。

委員：ステークホルダー参加と合意が重要である。

委員：最終段階だけでなく計画段階から各プロセスにおいてステークホルダーの参加を確保することが重要である。

委員長：この委員会の最終的な成果物としては、手法についての理念的なものとなるだろう。次回は事務局でたたき台を用意していただきたい。

●間接影響について

委員長：最大のポイントはサプライチェーンである。

委員：鹿島建設さんは 2005 年から取り組んでいるが、ああいう取り組みをしたら自治体や他の企業から引き合いがくるか、と質問したが、「ない」という回答であった。活動に対してインセンティブが与えられるような仕組みが必要ではないか。CBD-COP (生物多様性条約 締約国会議) の決議や日本の国家戦略でも企業の責任に言及があるので、それを評価システムに織り込んでいくのが必要ではないか。

委員長：一番最初に言ったように、上のルールがあるかないかは大きい。法で義務付けられていないとしても CSR で企業のリスク対策として生物多様性保護が理解されれば促進されるのではないか。欧米では、CSR 報告などを見ている、ルールがどうのこうのではなく、取り組まなければやっていけないと言っている。確かにノーネットロスのような概念がルールになっていけば、嫌でも義務づけられればそれが商売になっていく。鶏と卵のようであるが、ルールがないと始まらないということはある。

委員：ルールができて加速される、ということがある。グリーン購入はその例である。

委員：金融における赤道原則のように投融資における条件などもある。

委員長：生物多様性に配慮したものを購入する例としては、木材であれば FSC 認証のものを調達するという取り組みがある。

委員：イギリスでは、政府機関は、適切な認証証明のない木材を扱っている企業とは契約しないというルールがある。

委員：ルールの話でいくと、バラスト水による外来種の侵入防止などはルールを作らないと企業は取り組まない。対策コストが高いので、ルールがなければ自主的には何もしないが、ルールがあればすべての企業が実施するので同じ土俵で競争できる。ルールを作るという発想がインセンティブになればよい。MSC や FSC は多国籍企業であれば当然相手の国で通用するものを想定して展開していると思われる。

委員長：この会の目的は、法律などルールのありかたを踏まえながらも、企業側の自主的なガイドラインについて提言しましょう、という理解でいいか。

委員：ISO14000 のマネジメントに対応させていくというのはどうか？

委員長：間接影響の場合は、ISO などの既存の様々な仕組みを取り上げ、整理し、それらをどううまく使っていくかを考えればよいのではないかと。

委員：企業全体の評価は難しいので事業毎の評価で、という話になったが、それがグリーンウォッシュになる場合がある。ある企業のほんの一部の取り組みを大きく評価することで、その企業の事業の別の大きな負のインパクト部分がグリーンウォッシュされることがある。スケール感を考慮することも大事。

委員：企業活動の一部を前向きに評価して、他の部分は批判するということもあるのではないかと。免罪符になったとしても、少しは良いことをしているのであり、免罪符を排除するようなガイドラインにする必要はないと思う。

委員：イスラム金融では、彼らのネガティブスクリーンにひっかかるものには投資しない。キリスト教は昔からやっていたが、70年代に入って社会的責任を追求することが増えて来た。このように倫理面での格付けは行われている。生物多様性の指標でも、いろいろな面で評価してAAA、AAなどのような格付け評価を行う形がよいのではないかと。

委員長：一つの数値的指標だけで何かを判断するのは無理がある。並列的にいろいろなものがあり、それを総合的にみるとAAAのような評価に結びつくのではないかと。曖昧なところを残すことが必要である。また、企業本体のスケール感を考慮しながらも、そのことで否定的になり過ぎないようにしたい。生物多様性を考える時、地域的に区切ることが必要ではないかと。ステークホルダーと言った場合も地域を限定しなければ考えづらい。

●傍聴者意見

傍聴者：レベル評価をする際にその企業の取り組みの成熟度のレベル評価をしなければならないのではないかと。全社的に取り組んでいるのか、まだ始めたばかりなのかで違う。

委員：段階的に取り組むというのも理解するが、改善度をどうやって評価するのか？ マイナス100だった企業がマイナス1までがんばった事例と、マイナス8だったのがマイナス1になった事例をどう評価するか？

傍聴者：このアウトプットは何なのか、どう使われるのかがよくわからない。企業のランキングをするのか、またそれにより企業にはどんなメリットがあるのか。

植生を考える上で地域種を植えていくうえで、どこから植物を持ってくるか？ ランドスケープの場合様々な種を取り入れることが多い。生物多様性に配慮した場合にはコストがかかる。この会のアウトプットが何らかの助成などに繋がればおもしろいと思うが。

委員長：企業のランキングではなく、企業の生物多様性保全活動についてのランキングには使われるかもしれない。植物種の話では、自然再生のための種屋、苗屋などがアメリカにはたくさんある。つまりニーズがあれば業界が分化して深化していく。新しい業界ができる時にはコストがかかる。しかしそれが重なってくれば業界が深化してくる。そういうことの可能性も長期的に見た上でのガイドライン作りであると捉えている。

傍聴者：検討会に期待することは、ゴールは生物多様性が保護されればよい。企業がこれから何かやろうとする時にそれを促すようなものができればいいと思う。また、企業の活動はグローバル。グローバルな活動をどう誘導するか、という視点を入れてほしい。

傍聴者：誰にこの話をするのか、という点で考えると、いまは企業が想定されているが、他にも様々な組織がある。例えば、自治体など。ある組織がどういう取り組みをするか、という風に広げて考えることが必要ではないか。この取り組み自体は持続可能でなければならない。そうなるためにはどうすればよいか？ 組織のコンセプト、哲学がしっかり出来上がっていないなければならない。多くの組織では、まだそこができていない。コンセプトや方針ができたとき組織はこれを受けどういう風に活動していくか。リーダーシップを持つ人々にどのように伝えるのが大事である。組織の全構成員が認識すること。組織全体に広げなければ意味がない。パフォーマンスの結果だけを見ても仕方がないので、全体として考えることが必要。

委員長：例えばイギリスの BAP（生物多様性行動計画）などに近くなってくるのではないかな。本来は BAP など理念や計画があって初めてパフォーマンスの話になるのではないかな。企業内に生物多様性保全のアクションプランがあるかないか。それをチェックできるような評価軸もあれば良いのではないかな。

委員：企業が生物多様性に取り組むうえの指標の話になってくると思う。WBCSD（World Business Council for Sustainable Development）等が 2008 年 3 月に発表した新しいマネジメント指標として「企業のための生態系サービス評価（ESR）」があり、また、パフォーマンス指標として GRI（Global Reporting Initiative）が 2007 年 1 月に発表した「GRI Biodiversity Resource Document（生物多様性 持続可能性報告のための GRI 参考文書）」がある。どちらも日本語に翻訳されウェブで公開されているので参考になると思う。

事務局：次回までに、できるだけ早期に事務局としての評価基準のたたき台を提示したい。

委員長：では皆様、本日は以上にて本会を終了したいと思います。ありがとうございました。

全員：ありがとうございました。

第1回 マネジメント指標分科会（平成20年11月15日）

日時：平成20年11月15日（土）15:15～17:00

場所：地球環境パートナーシッププラザ EPO 会議室

出席者：

（委員）足立委員長、上田委員、岡本委員、畠山委員、日比委員、満田委員（代理）、吉村委員
（事務局）中澤、宮崎、初井、能勢、攝待

開会挨拶（分科会委員長）

マネジメントに関する指標を作っていくが、2度しか分科会がないためスケジュール的には厳しい。

委員長：GRI（Global Reporting Initiative）のEN11-15（項目名）はマネジメントの指標として参考になる。

環境経営学会の文献に「パフォーマンス」とあるのが、これはマネジメントのパフォーマンスの意味である。

まずは実際に参考として出されている中でどのような指標であれば使えそうか、ということ議論したい。最初に30分くらいかけて「参考指標の中でどのようなものが使えそうか」を議論し、残りの時間で補足をしたい。ぜひ入れたほうがよい指標があれば意見を伺いたい。

委員：全体としてこの指標を誰が使うか？ マネジメント指標＝企業の戦略や方針、決定に関係してくる気がするが？

事務局：マネジメント指標とパフォーマンス指標の考え方は第1回の検討会の資料2で説明している。日本企業での生物多様性への取り組みが遅れている。その理由としては、なじみが無い、客観的基準がない、ということが指摘されている。今回の研究会では、後者の客観的基準による評価を考えることが目的。特に環境関係のNGOの視点が重要ということがポイント。企業内ではなく企業の外側から、企業の生物多様性に関する取り組みをどのように評価すればよいか、ということが目的。検討の仕方は全体の検討会のもとに、二つの指標を検討する分科会を設けた。（ISOの表について説明し）マネジメント指標は、企業の意思決定とその実施を評価するものである。

委員：企業の外側にいるNGOなど一般市民が使う指標、という理解でよいらしいが、企業のアクションについての情報公開が重要になってくるという理解でよさそうだ。そういう前提でいくと、GRIのEN11-15、方針の存在、計画の存在、はたしかに大切。計画の策定の前段階、策定段階、結果を公表する、3段階それぞれに重要。いわゆるフェーズ分けをして考えていくのもひとつのやり方と思う。企業の業種や規模にもよるが、大きな決断を行う場合（例：ある途上国に進出する）のアクションにも絡めて、そのアクションのマネジメントをどうするか、その影響評価をどう行い、企業行動に反映させるか、ということ軸にしたマネジメント指標もありうるか、と思う。

委員：生物多様性、ということばになじみが無い、客観的評価基準がない、という2点がこれまで挙げられたが、これに加えて「なぜ自分の企業だけが取り組まなければならないか？」という気風があることも生物多様性への取り組みが遅れている理由である。特に日本企業の場合、先んじて取り組むことに遠慮しがちであるため、そのところを汲み取ったマネジメント評価にすれば効果的になると思われる。

事務局：説明がわかりづらかったかと思うが、生物多様性への影響について考えるのは、パフォーマンスで考える。今回の委員会ではマネジメントの評価をする。今回岡本委員がおっしゃった、なぜやらなけ

ればならないか、という点は非常に大切。この点は企業の理念や方針に関わってくる、よってまずは理念や方針に生物多様性が書いてあるかが大切。

委員：単純に考えると、ある企業が生物多様性にまじめに取り組んでいるかどうかを外部から評価する、ということでしょうか？ うまくパフォーマンスしたかどうか、は別に評価するであろう。これからの議論に関しては、われわれのような立場からいうと、ある事業をやろうとした時に生物多様性に影響があるということが判明した場合、悪く解釈するとあまりよくない結果がでた場合、それを公表するかどうか、という点に非常に関心がある。計画は立派でも裏のところで悪い情報をどう具体的に公表するか、住民からの苦情をどのくらいきちんと受け止めるか、などなど。それに関してどのような対応をするかが判断できる指標があればよいかと思う。

委員：理念だけ掲げて一生懸命やっている、という見せ掛けに終わってはいけない。前回の建築業界の発表を聞いている間、質疑応答になると実態が伴っていないことがわかった。理念だけでは企業全体で取り組んでいるような印象を持ってしまう。

委員長：理念を持つこと、情報開示、に加えてもうひとつブレイクダウンして、どういう情報を出すか、ということも必要ではないか。そこまでやるとパフォーマンスではないか、という風に考えられるかと思うが後でそれは調整する。

委員：パフォーマンス指標について、計画策定後のパフォーマンスについて公開するような仕組み、というようなことはマネジメントに入ると思う。生物多様性について具体化するような理念を持っていること、それをどう意思決定に生かしていくか、を見ていくのがマネジメントと理解しているが、同時に企業が自社として生物多様性と一番関連する分野を認識して例えば調達方針などを策定するなど、こういうポイントが大切。金融機関では融資の前に環境影響評価（環境アセスメント、又はEIA）を行い決定の判断材料としている。ただ、これは業種や企業によって違う話になると思うのだが、想定されるケースを考え、その枠組みに当てはまるかどうか、という風に進めていくこともありうるか。情報公開に関する方針は欠かせない。

委員：先ほど私が発言したことは7ページに書かれているが、それをさらに企業にもわかりやすい指標に置き換える、ということであるか。

委員長：企業の立場から考えたときに、判断しやすい基準に対することが求められる。例に即して考えると、資料の「リーダーシップ宣言」の宣言部分は非常にわかりやすい。これをたたき台にする、しない、などについて議論したいと思うが。

委員：委員長の意見に賛成。これはわかりやすいのでスタートラインにしたい。先進国の消費のあり方についてはこの委員会では入れなくていいの？ 大量生産、大量消費でありながら、環境にやさしいという企業がいるが、それはおかしいのではないか。われわれの評価基準が企業の免罪符のようになってはならないと思う。

委員：先の意見に非常に賛成。気候変動関係のことに当てはめて考えると、総量で排出量が減っているかがわからなければならない。企業の活動自体では根幹になる部分で改善はしているが、環境の側にポジティブなインパクトが出てくるかを評価しなければならない。これを生物多様性に当てはめなければならない。このB+Bはシンプルであるが、そもそも生物多様性がどういう状況にあるか、というところが抜けている。もうひとつ思ったのは、生物多様性への影響を評価するというのは、生物多様性に対

する理解がなければならない。ベースラインはどこにおくか、という指針を示すなど。根本の解釈はフレキシブルでなくてよい。

委員：消費者の立場で話すと、事務局の提出した資料3の順番を見ていてよくできていると思った。企業は生物多様性の理念をきちんと持っているかどうかを示すことにより、評価の基準になる。法規制や理念に関する部分は組み込むべき。PDCAシステムが入っている評価基準が必要ではないかと思う。

委員：先程仰った大量消費についての評価については共感する。が、それをこの中でどのように組み込むかは難しいのではないかと。リーダーシップ宣言の1番は重要な指標。やりようによってはかなり深く分析することがありえるし、その逆もありうる。総量評価的なもの、企業活動が生物多様性に与える影響を総量的に語るのは難しい。5番についても、難しく、環境報告書などはいかにステークホルダーに平易な言葉でわかりやすく伝えるかが重視されている気がする。

鉱山企業に対する現地の人々からの批判として聞いたことは報告書中に環境社会的配慮について謳いあげているが、個々の鉱山の情報についてはなんら現地住民には公開されていない、というものがある。この項目について枝葉をつけていくことが必要。これはリーダーシップ宣言なので、サインしてくれる企業を増やす、という性質のものではあるが、もう少し厳しい指標にすべき。企業が行う投融資活動6番にも重なるかもしれないが、1番に関連して枝葉としてつけてはどうか。その情報公開についても求めたい。

委員：生物多様性は難しい概念である。おそらく今日話した企業の方も真に理解はされていないのではないかと。環境にいいことをしていたら、何かつながると思う。企業がこのくらいならなんとかできそうである、というレベルと、理想的なものを求める、というレベルを比較すると、理想的なものを選ぶだろうが、言葉遣いは平易にしたい。

委員長：企業側のやる気をくじくようなことにはならないようにしたいと思う。

委員：企業活動そのものについて、保護価値の高い生息地の転換を伴うような企業活動に関する情報公開も非常に重要ではないか。影響を与える可能性のある企業行動についての情報公開、という風に言い換えられる。自分としてはそれをより重視している。

委員長：(指標が全般的なものである場合)さらっと報告される可能性がある。保護価値の高い生息地でいえば、そういうところと隣接していれば情報公開を求めるのか、といったところまでお聞きしたい。

委員：隣接している場合は当てはまるとしたい。単位をどうするかという問題はありますが一定の規模、生物多様性の観点から見て意義のある規模は重要。操業の内容にもよるが、評価するのは企業であるが、ものさしは企業にあわせた物差しではないといけない。生物多様性については、どこが価値があり、どこがないのか、がわからないと思う。そのあたりは外部の対話を通じて理解を深めることが必要。リストを渡されて理解できるものではない、ということを理解してもらう。7番に関しては、これは必ず必要。

委員：各委員のお話を聞いて、マネジメントシステムの理解が違うことに気がきました。おでん屋さんで実際に起きた「たばこ事件」で説明します。

喫煙を許しているおでん屋さんで、老人グループと若者グループがたばこの煙で揉め事を起こしました。「喫煙を許しているお店でも煙に配慮してほしい」という老人グループからの注意に対して、若者が「禁煙じゃないんだろ」と、今回のもめごとになりました。このような日常で起こるお店レベルでのもめごとはマネジメントシステムではレベル4に相当します。もし、店主が禁煙をはっきり決めていけば

それはレベル3として(この店では紫煙によるいざごは起こらない)という、相当の効果があります。ところが、現実には禁煙することは店主にとっては周りの居酒屋さんにお客さまを取られる可能性があるので、踏み切れません。もし、神奈川県のように都道府県の条例で飲食店での喫煙を禁止すれば、それはレベル2として、大きな効果があります。そして、もっとも効果があるのはイギリスやアイルランドのように国を挙げて飲食店での喫煙を禁止する、大きな方針を決めれば最も効果的です。この対応がレベル1です。国が飲食店での禁煙に関して何もしていないでいると、常にレベル2、3、4での対応の追われる事になります。今までの議論をうかがっていて、「企業が出来そうなレベルではなく理想的なレベルを」という意見はレベル1の視点、「企業自身が影響の懸念される活動の情報公開を」というご意見は4、「パートナーシップ宣言7番は必要」というご意見に関しては3の視点だと思います。良い悪いではなく、全体のフレームワーク(マネジメントシステムにはレベル1~4と、全体を見据えたフレームワークの考えがある)ことを理解して議論を進めると話がかみ合うように思います。

委員長：最終的にはレベルを考えたいと思うが、気をつけなければならない部分を洗い出したいのでレベル4の議論があってもよいと思う。レベル1のみを出した場合、細部まで実施されるかどうか、という懸念があるのでできるだけ細部までリストアップしたい。最終的にはレベルを意識して議論したい。ほかに言い足りない部分は...？

委員：非常に細かいが、生物学を学んだ人を採用しているか、など。3番について言えばどのような部署のものが担当するのか？ その担当者が農学系の出身者であるか？ また、情報公開であるが5番、企業が知らせたい報告ばかりでわれわれの知りたい項目が少ない。苦情の申し立てがあれば窓口があるのか？ 7番については、特定の団体と定期的に会合しているのであればその頻度、その団体の性質など。

委員：情報公開に関して言えば、透明性を持った情報公開をしなければならない。「情報を出せる段階になったらすべてを見せる」というような企業もある。しかし、出せる段階にならない情報を公開することが大事である。情報はどう出せば、生物多様性を評価するうえでよしとされるのか、というようなことも必要ではないか。情報の出し方=ここにあるのは報告であるが、広告も考えられる。広告だから好きなようにやる、ということがあるかもしれないが、一般に人々に対しある程度の精度の責任をもつべきだ。生物多様性の理解が難しいこともあり、適切なものにする必要がある。

委員：一委員として自分のとるポジションを決めなければならない。この委員会で作成するものが企業に免罪符を与えるようなものであれば、自分は辞したいと思う。

事務局：これはあくまでも外部から客観的に評価するもの。評価基準は、理想的なものであってよいが、レベル分けして企業が取り組みやすいようにすることも考えられる。

委員：何かをクリアする指標ではないと考えているが？

事務局：企業の取り組みを数値で客観的な評価をする指標もあるが、それを評価するための水準も存在すると思う。段階的なものになる可能性はあるが、判断基準がないということではない。

委員：そういう意味では土地や生態系の転換に関してこだわりを感じている。それはパフォーマンス指標の部分で機会があれば発言したいが、パフォーマンスとからめたマネジメント指標というものもあるか？例えばHCVF(High Conservation Value Forest=“保護価値の高い森林”)の転換にかかる企業活動について情報公開をしているか、について。

委員長：最終的な整理は事務局とやるので、パフォーマンス指標との関係はあまり気にしないほうがよい。

次回 12 月にパフォーマンスの分科会があるので、傍聴するのもよいのではないかと。

委員：先ほど別の委員が指摘した部分であるが、生物多様性について責任をもった広報を行っているか、というのも指標としてあるか。

●傍聴者意見

傍聴者：事務局への提案であるが、マネジメント指標を 2 回の検討会で決めなければならない、ということであるが、今日の議論は意見のすり合わせという点で意味があったと思うが、次回の分科会では箇条書きにして提案をしたほうがよいのではないかと。（意見）

本日言われた点であるが、生物多様性は成果を見るのに非常に時間がかかるため、それを組み込んでいくのは難しいかと思うが、もしマネジメントの中に組み込む場合、今後の計画の中にどのように組み込まれていくか、またどのくらいのスパンで考えていくか、そういうことが指標になるか？（質問）

委員：企業にとっては 10 年・50 年で考えることは難しい。であれば今の金融システムそのものを根本的に見直す必要があるのではないかと。生物の歴史は億単位、経済システムはたかだか 60 年、そう考えるとこの委員会は Ambitious であるが、何度も議論しても変わらない。議論する場合、フレームワークを持って考えると議論しやすい。委員会で会うことにより話は進むし、ご心配はわかるが、その通りであると思う反面、それほど心配する必要は無い。

事務局：本日いただいた委員からの意見、これまでにカバーしてきた文献を整理し、たたき台を作り、できるだけ早く委員の方々にお送りしたい。メールベースで気づいた点を上げていただき、それらを整理したものを次回の会議の前に提出したい。次回の会議では特に議論を要する点だけ議論していただきたいと考えている。

傍聴者：意見が 3 つあります。

(1) リーダーシップ宣言のところ、レベルが低いのではないかと。2 から 3 ではないかと。まずレベル 1 に当たる上位概念、つまり CSR 方針として生物多様性保全を企業行動指針に位置づけた環境ガバナンスを策定することが必要。

(2) 今までの各企業の CSR レポートを見た限りでは、生物多様性保全についての一貫性が感じられない。調達部分だけ、あるいは操業だけの生物多様性配慮では、その企業が生物多様性に配慮しているとは言いきれない。一部の対応だけで配慮していると思込んでしまっている感があり、このままではダブルスタンダードが増えていってしまうのではないかと。生態系サービスに基づく地域社会・文化への影響などの重要な部分についての行動あるいは情報公開がなく、狭義の生物多様性保全対応になってしまっている。その点、生態系、地域社会、地域経済に対応した FSC 認証基準が参考になると思う。

(3) 人間の活動を自然に働きかける場合に、たとえ社会貢献であっても生物多様性への影響がプラスに働くとは限らないし、生態系サービスに基づく地域の社会・文化への影響もプラスに働くか不確実である。そのために、モニタリングでは、ひとつは生物モニタリング、もうひとつは地域社会への影響について社会システムのモニタリングが必要である。マネジメントではこの 2 つのモニタリングが必要であることをぜひ指標に入れていただきたい。

傍聴者：この（リーダーシップの）内容はぜんぜん反対しないと思われる。これをどこまで具体的にす

るのか、が問題。最終目標を書くくらいにならないければ意味が無い。目標を明確に書いてほしい。

傍聴者：森ビルは実際にドイツでリーダーシップ宣言に署名してきた。今日の議論はとても難しく、とても遠い存在になってきたという印象。生物多様性ということば自体が周知されていない。担当者としてリーダーである自分が引っ張っていかなければならないが... 100点満点が存在するのであれば、それを示してほしい。ある一定の土地の改変を行うわけだが、その立場において100点満点は何か、ということがわかるものにしてほしい。

委員長：委員は、1週間以内に何か発言し足りないことがあれば事務局(初井研究員)へ送ってほしい。では皆様、本日は以上にて本会を終了したいと思います。ありがとうございました。

全員：ありがとうございました。

第2回 パフォーマンス指標分科会（平成20年12月20日）

日時：平成20年12月20日（土）15:15～17:00

場所：地球環境パートナーシッププラザ EPO 会議室

出席者：（委員）田中委員長、足立委員、上田委員、大沼委員、岡本委員、坂本委員、佐藤委員、永石委員

（事務局）中澤、宮崎、能勢、攝待

委員長：生物多様性に配慮したいという企業側の論理に対して、外部評価するというのがマネジメント指標であり、企業側がどう考えているのかということは関係なく、企業活動の影響を客観的に評価するのがこのパフォーマンス指標だと考えている。これを踏まえ、本日は大体の骨組みが皆で合意形成できたらいいと考える。

また、時間もあまり無いため、この基準に対しどうしても言っておきたいことがあれば、この時間内で発言願いたい。

では、まず事務局よりパフォーマンス評価基準の概要説明を行います。

●パフォーマンス評価基準（たたき台）の概要

事務局：パフォーマンス評価基準（たたき台）について説明（資料2を参照）。

委員長：では10分ほど、いまの事務局の説明に対し、質疑を行いたい。

委員：一点確認します。今の説明は、市民とかNPOが企業の活動を評価するということでよいのか？

事務局：その通り。

委員：生物多様性だとかCSRに関する言葉は最近目白押しでいろいろあるが、どうしても頭に入って来ない、びんとしない。ではここで何が問題なのかと言うと、市民に身近に解ってもらえる、という事がとても大事なことだということです。

これは提言だが、生物多様性は難しい言葉だが、すごく自分のこととして考えて企業を見ていくということを書けないか。身近なもの、目で見るもの、遠くのもの、原料を採取する、などそういうことを表現できないか。そういう視点で企業の行動を評価できないか。

委員長：前回も企業自身が生物多様性をどれだけ咀嚼しているか、そもそも生物多様性とは何か？という議論があった。今の意見は、ガイドラインに市民側がわかりやすいように生物多様性の意味を入れられないかということ。

事務局：環境省が企業ガイドラインの中でもわかりやすい前文を書く予定である。この委員会の報告書でもわかりやすい説明を入れたいので、佐藤委員にぜひ提案いただきたい。

委員長：誰が企業のパフォーマンスを評価するガイドラインを作るのか？

事務局：基本的には市民、住民、NPO・NGO、外部から評価をするための基準と考えていただきたい。

委員：マネジメント委員会との兼ね合いだと思うが、いまマーケットの問題がある。医学用語でいう腹

腔法のような方法を使い生態系そのものを破壊しないで済むとか、そういうことを評価の中に入れておいたほうが、効果が高まるのではないか。

それからリサイクル、後で聞いてみたら、年間で2割くらい新品があるという。イギリスでは小中学生は携帯電話をもたないようにするとか、ボーダフォンは作りすぎないようにしているとか、マーケティングのあり方そのものもパフォーマンスに関わりがあると思う。

委員長：最初の話は、ある1つの基準のために、複数のやり方を示す事を義務付けるということでしょうか？

委員：現状での生態系の破壊に対して、企業が破壊を起こさないような手法をとることをパフォーマンス委員で評価するという方向。

委員：先ほど別の委員が話していたこと、“市民がしっくり来る言葉”というのは、やはり凄く大事なこと。本来どうなしてほしいかという視点が大事。それを実現しようとしたとき、企業が与えている影響はどうか、という視点で見ていくと良いのではないか。今日のたたき台をみて、技術的、手法的なことが多く、その辺が見えなくなってしまうのではと危惧する。技術は発達していくものだから今はできなくても、将来できるようになるかもしれない。だからそれよりも、本来どうあってほしいのかという事を挙げ、それを100点満点とし、それに対し今どれぐらいなのかという事を見て評価の仕方としてはどうか。

これにはもう1つ理由がある。よく“生物資源を持続可能に利用”というが、どこまでが持続可能で許容可能なのか。今の科学でもはっきりとはいえない。今やらなければいけないのは厳密なラインを引くことではない。本当に理想的なことを言っておき、合格ラインはそのつど考えていけばよい。

以上2つの理由により、もう少し大きな視点の議論が必要なのではないかと考える。具体的にどうやっていくかというのは、付記のような形でつけていけばよいのではないか？

たとえば、ノーネットロスを実現するというのは良いと思う。“今現在それがちゃんと出来るか”という事は別にして、それを最終的なゴールにしよう、というのはい良いと思う。

委員：追加コメントに、文化というのがあったが、元々日本人は質実剛健で贅沢を良しとせず、自然に沿った生活をしてきたのだが、戦後5~60年のうちにアメリカのマーケティングの手法で、いつの間にか余計なものを買っていく、と言うか“買わされている”という様な状態にシフトしてしまっている。そここのところを抑えていく事が“大きな視点”になるのではないかと思う。つまり今の生活や企業のあり方を変えずして生物多様性を保全するという見方の方が狭いのではという気がする。

ただこれはマネジメントで議論すべきだということかもしれないが、パフォーマンス指標を考える場面でも無視出来ない視点ではないか。

委員長：仰る通り、企業がどういうスタンスでというのはマネジメント手法の課題である。我々のほうは、企業のスタンスがどうこうというのは別にし、淡々と“企業の活動や社会貢献などが生態系にどのような影響を与えているか”というパフォーマンスを評価する手法を考えてゆきたい。

では、タイムスケジュール通り、今から直接、間接、社会貢献、順々に議論していきたい。まずは直接影響に関して、議論のポイントを事務局から説明してください。

●直接影響

事務局：直接影響については、最も議論していただきたいのは評価基準の最初のところ、委員からもあったように企業活動によって与えられる負の影響。元々生物多様性の価値が高いところでは開発しない。

それ以外のところでは最小化し、どうしても残る影響については代償ミティゲーションを行い、ノーネットロス、ポジティブインパクトを目標として掲げることが「良いかどうか」、そこを議論していただきたい。

委員長：今の話に出てきた“ノーネットロス”とは、現状の生態系サービスの現状を維持すること。何らかの開発によって、何らかのサービスが損なわれたら、それをもとと同じように復元するということだと思う。ノーネットロスはプラスマイナスゼロということだが、昨今はこのノーネットロスというプラマイゼロからさらに進めて、「ネットゲイン」、即ち、生態系サービスの「維持」、「増強」、「創造」をプラスマイナスゼロではなくプラスにしていかなければならないということがヨーロッパやオーストラリアなどで言われている。

ノーネットロスという言葉は元々アメリカのミティゲーション制度の中で出てきたものだが、実はノーネットロスも、ネットゲインも実態的には同じ事である。そもそも生態学的に言えば、ノーネットロスということはある得ず、人間の開発が存在するならば何らかのマイナスインパクトは避けられない。ただ、そこで異種の生態系と「トレードオフができる」という考え方ができれば、ノーネットロスやネットゲインということもできるということ。

この時代背景としては、1970年代にノーネットロス、ミティゲーションバンキングなどがアメリカ国内で盛んになり、EUが“Habitat Directive”というものを作ってから、ここ5年程の間に急速に、EU諸国内でも本格的にノーネットロスあるいはネットゲインということを考え始めた。それに伴い、アメリカで「代償ミティゲーション」と呼ばれてきた行為が“Biodiversity (生物多様性) オフセット”という言い方になって、EUやオーストラリアに伝播している。

世界での呼び方は色々あるが、残念ながら日本国内ではそういうことを考え始めたところ。そういう日本の企業でいきなりネットゲイン（総合的に見てプラス）に行くのか。それともまずはノーネットロス（プラマイゼロ）からいくのか。後者はこれからのCBD-COP10を踏まえると後ろ向きになってしまうかもしれないが。

委員：確認しておきたいことがある。まずノーネットロスというのはまったく触らないということか。ノーゴーなども同じ様な意味かとおもうが、言葉の定義をはっきりさせてほしい。また、トレードオフが本当に可能なのかは疑問だが、もしできるとしても、ノーゴーと、オフセットの結果のノーネットロスというのは全く違う事だと思う。

もう一点。歴史的な経緯で湿地のミティゲーションを見てみると、地域によって思想の違いが存在する。例えばアメリカで湿地を守ろうと言うと、まだ野生の湿地を保全するという意味合いが強かったが、欧州では人為的な手が入り荒廃してしまった湿地を回復するという意味合いが強かったのではないだろうか？

日本の場合は、全く手の付かない自然が存在するが、そこにノーネットロスとは言え手を加えるのか、あるいは里山のような二次林でトレードオフしようというのか、この二つはずいぶん違う。

委員長：これはケースバイケースだが、アメリカの場合、主に荒廃したところしか「代償ミティゲーション」の候補地に選べない様に法整備されている。ヨーロッパはアメリカほど厳格ではなく、むしろ今残されている里山のようなところを保全したりよりよい状態にしたりする事でクレジットとしてカウントされる。

アメリカの中にもコンサベーション・バンキングなど、ミティゲーションの仕組みはいろいろあって、各法律によっても対象や目的がいろいろあり一概には言えないが、大きく分けるとアメリカと欧州はそういう傾向になる。

委員：バックヤードとしての後背地（灌木林や草地、湿地など）と、開発跡地としての荒廃地があると

思う。開発跡地としての荒廃地は復元する事に異存はないが、通常のバックヤードとしての後背地は一見荒廃しているように見えても、生物の重要な生育生息地として開発すべきではないというのが前提にあるのではないか。その辺りの区別はしているのか。

委員長：代償ミティゲーションの候補地の話になるが、オフセットの候補地としてはバックヤードとしての後背地にそれなりの生態系が維持されていればそこは代償ミティゲーションの候補とすることは許されない。

委員：ノーネットロスを目指すという事だが、その前提になる、生物多様性上重要な地域の特定、いろんなレベルがあるのではないか。国、地域の行政が保護区としている地域、世界中の NGO がここを守るべきとっている地域など他にも色々あると思うが、保全上重要な地域というのがどのレベルのことか、いろいろな議論があるという事を背景として書いておくべき。また一般の人が判り易いものを目指すなら、人の手の入った地域には必ず何らかの影響があるという事を記載しておくべき。何故なら今の文書を一般の人が読んだ際、地区 A を開発しても、同面積の地区 B で回復すればよい、というように受け取られかねない。いくら現在の技術で出来る色々な評価方法で地区 A の評価が高いとしても、将来的に技術が発達し再評価した際、評価が変わるかもしれない。

それを考慮すると本当はノーロスが良いが、それができないなら、その事情を一般の人にも判り易く背景として書いておく必要がある。

委員長：これに関する書き方はもう少し工夫する必要があると思う。ただ誤解があると思うのは、ミティゲーションというのは回避、最小化をまず優先し、それが出来なければ代償という選択肢があるという事。いま仰った様にトレードオフありきではない。回避、最小化が優先。

これらが環境影響評価法に位置づけられた時にも、書き方に問題があったのかもしれないが、かなり誤解があるのではと考えている。今、OECD 諸国の中で、代償ミティゲーション、即ち、生物多様性オフセットを法的に義務付けていないのは日本だけと思う。つまり日本では開発して自然がなくなってもそのまま良いということになっている。それに対して、生態系への悪影響を回避しても最小化しても残されてしまう悪影響、即ち自然の立地の消失などに対しては、何らかの自然を回復しなさい、というのが代償ミティゲーションである。回避、最小化、代償というミティゲーションの種類と優先順位について、誤解が無いようにしていきたい。

委員：先程からノーネットロスの議論が続いているが、何についてのノーロスなのか明確に判りにくい。絶滅リスクのノーロスなのか。生物多様性のノーロスなのか、とどういう風にでも取られてしまいかねないので、そこは明確に書くべきではないか。どういったものがノーロスなのか厳密には判らないが、絶滅のリスクを減らすという書き方などであれば、市民にも判り易いと思う。

委員：多様性の量よりも質が大事。多様であることと同時に、固有性が大事。単純に多様性だけではなく、砂漠とか荒地などは多様性は少ないが、ユニークな地域。もう一段大きなスケールで見える見方を入れる必要。

委員：先程の生物多様性の対象について確認したい。根底には生物多様性条約があると思う。つまり、生物多様性を守るべき対象は、生物多様性の保全、生物多様性の持続的な利用、遺伝資源の公正かつ衡平な分配である。したがって生物多様性は生態系保全だけでなく、人間による自然資源の持続的な利用に基づく社会や文化の保全も関わることから、生態学者も社会学者も連携しながら生物多様性を守らなければならない。

委員：文化的な経済学的な視点も大事。ただ、何を具体的に指すのかがないとわからないのではないかとということ。

事務局：たたき台では簡単にしか触れていないが、アメリカの水質浄化法は湿地の持っている循環を維持する機能をマストとして、状況に応じて再生を行い、湿地の機能がプラスになることを目的としている。一方、絶滅危惧種だと、種の絶滅リスクを減らせるよう、別の土地で生存できるようにすることで、永久的に保存する事を目的としており、それぞれの目的は明確に分かれている。

もう少しそういうことを説明したら良いと思うが、湿地のような生態系をノーネットロスするか、絶滅危惧種をノーネットロスするかは一概に決められないため、ステークホルダーが意思決定に参加するかどうか、すなわち地域の住民や NGO、いろんな人の意見を入れて意思決定をすること、そういう手続きを入れていくことも必要ではないかと思う。

委員長：ノーネットロスの対象を、具体的にしていける事は確かに必要だと思う。「生態系」のノーネットロスなのか、「生態系のサービス・機能」のノーネットロスなのか、「Habitat」のノーネットロスなのか。

これに対し従来の日本の環境アセスメントでは、「動物」、「植物」、「地形」、「水」などとバラバラにやってきており、その結果、それらの総体としての自然が守られないで自然が消失してきた。これらの要素をひとまとめにして、全体的に評価すべきということで「生態系」という評価項目が 1997 年環境影響評価法で追加された。そう考えると、Habitat というのは 1 つの判りやすい総合的な対象になるのではないか。生物が健全に住めるライフステージを更新していける「環境 = Habitat」。人間の Habitat もこれらに含まれる。例えば先住民族がどういうものを使い、食べ、利用しているか。そういうことも「Habitat」に入ってくるだろう。

委員：ノーネットロスに関してはそういう考え方もあると思う。ただ我々が評価出来るのは、非常に大きなものの中のごく一部の断面でしかない。それをどうやって統合していくか。上手に選べば包括的な評価を下す事は出来るかもしれないが、1 種類とか 2 種類の生物種にとって Habitat というのではなく、将来的に発展させられればという表現が必要なのではないかと思う。

ノーネットロスに関しては、そこには入らないという事とし、はっきりと分けた方が良いのではないかと思う。例えば“ノーゴゾーン”とかいう表現にしてははっきり分けたほうが良い。

委員長：回避ということばにしても、“時間的に”回避するのか、“空間的に”回避するのか、又は“時間的にも空間的にも”回避する（中止）のかという考え方がある。ここにも優先順位を決める考え方がある。昔 JBIC（日本国際協力銀行）が OECF（経済協力基金）だったころ、私が立地環境のチェックリストを作った。その中に今ここで議論している優先順位を整理して位置づけてある。野生生物や先住民族も含んでいるフローがある。もう 10 年以上前で、少し古いが思い出したので、今回のガイドラインづくりに参考にして頂く事も出来ると思う。

委員：このところに図やチャートを入れたらどうか。環境省の企業活動ガイドライン検討会の資料には図が入っており、優先順位がわかる。回避とか最小化といってもなかなかイメージできないので。

委員長：それはそう言う方向でいくということをお願いしたい。

●間接的影響

委員長：それでは、間接的影響に入る。これはサプライチェーンと、直接影響に伴う二次的な影響があるという。まず二次的影響の検討に入るが、ここではどの様な点に留意すれば良いか。

事務局：委員から事前修正があったところなので、まず“人文社会科学的な評価方法”について追加的にご説明いただければと思う。

委員：“人文社会科学的な評価方法”とは、企業活動が地域社会へ与える影響を含めるべきということ。これに関する評価軸はまだ確立されていないが、生物多様性条約第8条の中で伝統的な生活様式、知識や工夫などを促進する事が必要であると述べられているが、それだけでは判り難いため、東京大学の鬼頭先生の案を採用し、「地域社会の経済的側面」、「社会制度的側面」、「精神的側面」を人文社会学的な評価軸としたい。なお、括弧の中の部分は私が補足した。

委員長：日本の環境アセスメントだとそもそもこういう分野の評価は義務付けられていないが、欧米では通常「ソーシャルインパクトアセスメント」と称して環境アセスメントの中で義務付けられており、ある程度確立した仕組みがあるのでは。教科書もいろいろ出ている。これは基本的には積極的に取り入れる方向で良いだろう。ただそのための具体的な手法をどうするかは規定しなくても良いと思う。そういう視点が不可欠であり重要だということを紹介するレベルで良いのでは。

委員：社会的側面は直接影響に入れてよいと思う。むしろ二次的影響は連鎖的影響。たとえば、森林が無くなって副次的に生物多様性に影響を与える。そこはここで別に書いたほうがよい。

委員：私も同意。ただ、モニタリングという言葉がここで始めて出てきた。本来は一時的影響でもモニタリングがあるべき。

委員長：社会的影響は、基本的には直接的影響に全て入ってくると思うが、どこまでが直接的影響でどこからが間接的影響かという境界を明示するのはやはり難しく、そこにエネルギーを費やすのは得策ではない。直接、間接ということもあるが、長期的影響、短期的影響についてもわかる範囲で全て書くという方向が良いと思う。

次にサプライチェーンの話。ここでは、書いてある通り、原材料を入手・購入する際、それが生物多様性にどれだけ配慮されているものなのかをチェックすること。

委員：最近グリーン購入ネットワークでも、衣類など生態系に配慮した基準が入ってきたため、企業などでそういう基準を取り入れてはどうか。グリーン購入法の中ではほとんど触れられていないので、そういうものが入ってくるような仕掛けにしないと企業はいくら活動しても浮かばれない。また、市民の視点で評価するということなので、市民に対するものの買い方、ということを追記でも書けないか。高評価した企業からのものを積極的に選択するとか、そういう自らの行動についても書いていかないと。

委員：ご指摘の点は重要。企業にとってもメリットがあるように。そういう事は行政側もすると言っているが、それを判りやすくするためのコミュニケーションは企業に努力を求めているのでは。

また、別の話になるが皆さんに質問したい。サプライチェーンといったときにどんどん上流までたどっていくという事をイメージするが、企業が直接管理できるのは通常一次サプライヤーだけで、その先まで辿っていくのは難しい。これをどこまで辿れば良いとするのか。ただ、だからといって全て一次サプライヤーに限定したのでは、骨抜きになってしまう恐れがある。企業の中には、重要な場合二次～最上流サプライヤーまで見ているところがある。理想としてはここを目指してほしいと思う。

委員長：今の指摘は「ガイドライン」として“こうすべきだ”というものを作るのか、それとも「評価の仕組み」をまとめようとしているのか、その違いで皆さん迷う所があるようです。

“生物多様性に配慮したものをを使うのが望ましい”というのは確かにその通りである。例えば、森林認証製品を使えばアピールできる方法があり、サプライ元が判らないモノは“判らない”ということが消費者に明示的に判るような仕組みを作ることが大事。あとのことは、一般消費者や社会がどう捉えるかということで、今回のガイドラインでは“どうすべき”という事はあまり議論しなくても良いのではと思う。

事務局：元々はサプライチェーンに関し、購買者としての影響力を使って、生物多様性をどう進めるかという話である。とにかく出来るだけサプライチェーンを遡り、問題があれば代替案を考えてもらうというのが理想ではある。その理想を書いた上で、各企業がどれくらい取り組んでいるかの“差”を評価として書いていく事になると思う。

委員：金融の話は入れなくていいのか。金融は投資、融資するということを通じて生物多様性に大きな影響を与え得る。こうなればどちらかという間接影響で、評価基準の中に入れなくても良いのか。もう一つはサプライチェーンの中で具体的に管理するときはどうするのかという事。一つの手法として、最近“地産地消”という言葉が聞かれるが、これは明らかに管理し易いだろう。さらに生物多様性を考えたときに地産地消を促進するという事は、生物の活動範囲、たとえば“流域圏”の概念などをきちんと復活させる事も出来るが、こういった発想は企業側からはなかなか出てこない。そういう意味で是非、“外部から”、“市民から”という立場で行うのであれば、“こうした方が、本当の意味で地域全体での生物多様性保全に繋がる”ということをサジェスチョンしてほしい。

委員長：流域圏など生態系の見地からも大変良いアイデア。先進的な具体例を挙げるようなコラムを書けば分かり易いのではないか。

委員：今の地産地消という言葉は農産物以外の事も含めているか？

委員：含めている。“農産物を含め”、である。

委員長：最初のコメント、金融についてだが、これは世銀や IFC などの融資基準等を紹介すれば良いという事か。

委員：世銀や IFC（国際金融公社）も規程を持っているが、外国の銀行などでさらに厳しい規程を持っているところもある。そういうものを紹介する。

事務局：そういう方向で修正する。

●間接的影響

委員長：社会貢献。社会貢献といえども地域の生態系に影響はある。そこでそこにもモニタリングが必要ということか。

委員：「社会貢献」については「メセナ的な環境への社会貢献」と「本業における社会貢献」とは別に分けるべきではないか。

企業が計画する里山再生とか森林再生のための植林、野生生物保護といったメセナ的な環境への社会貢献活動が、真に正の影響を与えるかどうかは不確実なため、外部の学術機関等の協力を得て計画立案し、地域の NPO/NGO の育成を通じて住民と協働で行う事が望ましい。

また、この活動の進行に応じて、生物学的な面、人文社会科学的な面両方からモニタリングを行い、

逐次活動にフィードバックした方が良い。これらに関する評価軸を入れたほうが良い。

事務局：ご指摘頂いたように、社会貢献といえども、その中で直接的な影響、間接的な影響、モニタリングがある。これらの影響の考慮の仕方については前の部に充分書き込む予定である。この社会貢献の部分にも“よくモニタリングしてやるべき”と書く事にする。

委員長：事務局のまとめ方でよいだろう。その際、地域のステークホルダーに配慮。

委員：「社会貢献」は「本業における社会貢献」と分けるという事でよいのか？

委員：そもそも1ページ目の真ん中3番目で書いている社会貢献の定義がこれでよいのか。前に「企業活動」とは利潤を目的としているもの」というような表現があったが、企業の定款に“利潤を目的としている”と書いているところは少ないだろう。それより“社会に貢献するため”とか“良いサービスを世の中に”とか書いている企業が多い。

ではここで言う社会貢献は何か。恐らく“本業の活動プロセスに含まれないもの”は全て社会貢献に含めていいと思う。本業の技術を使っても良いが、本業の活動プロセスに含まれないもの。事業活動の枠の中でやるものか、それ以外かで分ければよいと思う。

委員長：“直接影響”、“間接影響”は事業活動内、“社会貢献”は事業活動外という事でよいか。

事務局：それが分かり易く書けるよう努力する。

委員：“社会貢献”とは、事業活動のプロセスに含まなくて良いのか。企業は社会のニーズを入れながらイノベーションを繰り返してゆく。それは主に会社の外から取り入れられ、そういうところに社員を出していくことで新しいものを取り入れる。これら企業自身のイノベーション活動全てを事業活動として認識するならば、我々が今“社会貢献”と呼んでいる活動も、いくつかの企業にとっては“持続可能な会社にするための本業である”という考えも出来る。

委員：しかしそういう活動は各社の事業計画の中には入っていない。別な言い方をすると短期的な利潤にはならない、長期的な利潤のことを言っている。それをいうときりが無い。今やっている主要な事業活動ではない、そこで売り上げをあげるものではないものを社会貢献と呼べば良いのではないか。

委員長：社会貢献といえども、生態系に悪い影響を与えてはいけない、という意味合いで、抜き出して書いていることもある。

委員：ここで社会貢献を切り離している理由はもう1つある。日本企業の場合、今まで社会貢献的活動ばかりだった。それでよいのかという反省で、社会貢献という、事業活動と関係が薄い分野を切り離した。そういう意味で“事業活動との対比”はあるべきではと考える。

委員：企業の社会貢献活動は、環境影響報告書等の中で社会貢献としての枠組みに入れられない傾向が最近見られる。単にお金を出して“社会貢献をしている”と主張するのではなく、“自社の専門能力の中でいかに貢献出来るか”等、きちんと定義するべき。単純な切り分けではいけない。

委員長：全体方向性としては、社会貢献を切り出していくが、説明を改善する。
予定の3つの検討を終えた。あと五分ほどあるが、これだけは言って置きたいということあれば。

委員：各委員の話している事がガイドラインなのか評価基準なのか判らない。先程の話に戻るが、ノーロスというものを完全保護（最大評価）とすると、これが評価になり得るだろうか？「ガイドライン」を作るのであれば理解出来る。それを目指せと書けば良い。しかし評価を下すとなれば、“何もしない”という事をどうやって評価するのか。つまり、“この地域で開発をしませんでした”、ということが評価できるのか。極論を言えば、ある地域が守られているとすれば、全ての企業が“そこで開発しなかった”ということで、高評価されることになる。ここは活動を評価する基準なので、そこに立った評価基準を提示すべき。

もう1つは、例えば影響を最小化する努力を行う際、開発行為の規模を縮小して最小化するのか、開発の規模はそのまま影響を最小化するのか。こういう事を書いてしまうと抜け道になるかもしれない。しかしこの“何らかの開発行為を認めた上での最小化の話”で、規模を最小化すると規模は同じで影響を最小化するのとどちらが良いのかという点で戸惑いを感じる。

事務局：回避、最小化、代償の優先順位の中で、まず回避が可能かどうか考慮し、不可であれば最小化という流れである。最小化には、できるだけ影響が少ない技術を駆使するか規模を縮小するかが含まれる。最小化というのは、ゼロにするということではなくて、影響を縮小するということが通常使われている。

委員：最初の点については？

事務局：最初の点については、法的に保護されている所を回避したと言うのは論外だが、保護地域外で生物多様性に関し重要な地域だと判断し、開発を回避すれば（“何もしない”という判断を下すのは）一般から見ても評価ができると思う。

委員：マイナス評価をすれば判り易いのではないか。例えば開発を行えば、100点。何もしなければ（回避すれば）0点。これなら企業側がいくらどこかを「回避した」と主張しても積極的なメリットにはならない。

●会場参加者からの意見・質問

委員長：会場からの意見、質問を受け付けたい。

傍聴者：3つ申し上げたい。直接、間接を分けるのはいかなものか。何故なら末端の消費者も加害者。特に日本は6億7千万トンの資源を輸入しているが、日本の外にあるサプライチェーンは関係ありませんという認識をしている。便利な生活を享受している加害者でもある。故に「間接」というのはおかしい。

もう1つは、現在の世界の環境経済学の潮流はサステナブルプライシング、定量評価の方向に進んで行っている。日本も是非そっちの方向に進んで行くべき。例としてはアラスカで大惨事を引き起こしたエクソンのバルディーズ号の裁判で、今年の2月に出た最高裁の判決は25億ドルの罰金であった。この様に海外では海洋生態系の評価をしているし、可能である。コンサベーションエコノミクスと呼ばれているが、こういう意味で定量評価して欲しいと思う。

最後は、“何もしなかったときの評価（回避）”はポジティブに評価すべき。ルーマニアでの欧州最大の金鉱山開発をアメリカのニューモント社がやろうとしているのだが、汚い部分をカナダの会社にやらせ、住民、協会、墓地の移住、生態系の破壊等大変な被害を起こそうとしている。これをやめたら、“何十億ドルの価値を守った”という事で評価する。外部経済効果の評価として、“環境・社会に多大な良い

影響を及ぼした”と評価すべき。

委員長：ご意見は考慮して事務局で検討したい。

1つだけコメントしたい。バルディーズの件も、HEPの親戚で、HEA(Habitat Equivalency Analysis)で定量評価している。ここでも、オイルフェンスや漂着したオイルの除去や野生生物の救出など、環境への悪影響をできる限り、回避、最小化しても、どうしても残る影響に対しては、一定量のオフサイトにおける自然復元作業が義務付けられている。これは開発事業に伴う代償ミティゲーションとまったく同じ概念である。日本にはこのような部分はニュースとして流れていない。いずれにしても影響を定量化し、その“どこをどうやってどれくらい”補償するのかを明示することは、次の実質的な保全アクションにつながると思う。

またノーアクションをプラスに評価するというのは私も賛成。ただ、どの時点で企業活動を評価するのか、時点にもよるだろう。

傍聴者：この基準の位置付けについて。いま2010年名古屋で第10回生物多様性条約締約国会議が開かれるという事で、企業が生物多様性保全をやれと言われていたが、多くの経営者は何をやれば良いかわからない。その為この検討会が開かれているのだと認識している。だとしたら、企業が生物多様性保全活動をやっていくきっかけ、インセンティブになると良いと思う。

それを考えると、“企業がここにまとめられている事をやれば評価される”というものがここに書いてあると、環境保全部門担当者とは違い、生物多様性の重要性を判っていない取締役会に説明出来る。どういふことをやれば評価されるのかということを示してくれればよい。例えば環境報告書をFoEの委員会が評価してくれるというようなことになれば、使えるクライテリアになると思う。

もう一点、直接的、間接的、サプライチェーンという言葉が出てきたが、私はISOの審査員もやっており、ISOではこういう整理をしているので、EMS(環境マネジメントシステム)をやっている企業の立場からしては馴染みのある使い方だと思う。ここに出てきたサプライチェーンに関しては、「どこまで辿って影響力を行使すれば、専門家が評価してくれるか」、企業にとってはそこが関心事である。衣料であれば、布までか、綿花までか、どこまで辿ったら良いのか。例としては、「自分のブランドに影響を与える原料までは、見てほしい」というのがあったと思う。

委員長：例えば、公害項目に対して環境基準というものが世の中にはあるが、“何をどうすべきだ”という絶対基準を作ったら、そのとたん、抜けや漏れが出てくる。もしくは形骸化してくる。要するに基準を上回る所まで行けば、企業は必要最低限のところまで抑えようとするし、基準の対象になっていないものは何でもありとなってしまう恐れがある。その辺りは日本の公害対策のマイナスの経験があるので、敢えてははっきりさせないということも手なのだろうと思う。この委員会は、視点を提供する。最終的に評価するのは国民がやるというのが良いと思う。

傍聴者：回避と最小化はマイナス評価が良いのではないと思う。何故ならばでっ上げた悪影響の非常に大きな計画を中止したと称し、本当の事業計画と比較を行う事によって、プラス評価を下してしまう懸念があるため。

もう一つ、目標をノーネットロスとするか否かという点について。過去の環境の破壊の上に成り立っている、時間軸をどう捕らえるか重要と思うが、過去に行ってしまった開発に対しても代償することをプラス評価する視点を盛り込んでも良いのではないか。100点満点中、200点というのがあってもよい。現状の開発だけでなく、過去の開発に対しても評価してあげる。

委員長：ある企業を捕らえて、現在の開発行為についてはプラスマイナスゼロだが、過去に森林破壊がなりやっているとということになると、スタート地点がマイナスになってしまう。

理念としてはそれくらいであってほしいということだと思う。

傍聴者：本来は原産地までトレーサビリティを確保すべきという考え方があると思うが、その企業がどれくらい生物多様性にインパクトを与えているかという事を把握し、それによってホワイトとブラックに分け、判らないものは判らないとしてグレーと把握し、ブラックを避ける。このように、“サプライチェーンのモニタリングの仕方”は我々が提示すべきではないか。

ある企業は水の資源のために、工場の周りは色々やっているが、調達している原材料に関しては何も書いていない。聞くと本当はやりたいが、どうしたら良いか判らないと言う。そういう企業を後押しする方向で行って欲しい。

委員長：最終的な素案を事務局から出してほしい。

事務局：全体の検討委員会が2月末にある。1月末を目標に素案を分科会メンバーに送る。

全員：ありがとうございました。

第2回 マネジメント指標分科会（平成21年1月24日）

日時：平成21年1月24日（土）15:15～17:00

場所：地球環境パートナーシッププラザ EPO 会議室

出席者：

（委員）足立委員長、上田委員、岡本委員、畠山委員、日比委員、坂本委員、吉村委員
（事務局）宮崎、初井、能勢、攝待

委員長：今回が2回目の分科会であるが、最後となる。事務局から案が出ているので、それを基に議論をして、細かい文言は後でメールによってやり取りするとしても、方向性を決めたい。

事務局：（配布資料を説明）

●マネジメント評価基準（たたき台） 修正点について

委員長：修正した点は、「生物資源の利用から生じる利益の公平かつ衡平な配分」を加えたが、これに対する意見は？ また、理念/方針に含まれるべき7つの項目については問題ないか？ 7つの項目についてのそれぞれの説明は、基本的に引用であり、事務局案ではないと考えるか？

事務局：これらの記述は文献の引用であり、内容的にはこのとおりであるが、実際の評価基準の文面は、事務局側で書き換える。

委員長：生物多様性の定義に関して意見があれば言って欲しい。

委員：（4）までしか書かれていないが、それ以外の（5）（6）（7）は？

事務局：（5）以降は小項目として存在している。

委員長：ほとんどは、CBD（生物多様性条約）からの引用であるが、ということは、事務局は定義は基本的にCBDに準拠するものを考えているか？

事務局：基本的にCBDを踏まえた理念、方針、計画を立てているかどうか評価の基準となる。

委員：ぜひ噛み砕いた文章を書いていただきたい。公正、公平、について「衡」を使っている理由はなにか？通常は「公」を用いるのではないか？

事務局：公正=fair、衡平=equitable バランスのとれたものだと考えている。

委員長：外務省訳であるが、本当にこの字でいいのか疑問をもっている。それも含めて議論してもよいのではないか。この字であると、等しく分ける、ということと、公の平、は少し違うのではないか？ 皆さんがどういう衡平さを求めるかによって違ってくるのではないか？

委員：私も以前からこの字は気になっていた。また、途上国との関係を見た場合、本当にこの衡平でよいか、と疑問がわく。Equal but differentiated（平等だが差異のある）という概念のうち、差異があるという点は、この字には含まれないのでは？ 本当に計りでバランスがとれるかどうかという印象を

受ける。また、途上国と貧困問題というポイントが明確に出ていない。部分的には反映されているようであるが、先住民族の(4)を見ても、先住民族の地域社会の重要性とは書いてはあるが、いわゆる国連で定義されない先住民族も重要な位置づけになると思う。今7つあるうちの一つに含まれるのかどうか、まだ整理できていないが、特に日本のように多くの資源や生態系サービスを海外に依存している場合、その多くは途上国でありこの問題は明示すべきである。

事務局：たしかにいろんな議論があると思われる。先住民族以外にも地域社会について言及している。先ほどの「こうへい」については外務省の訳になっているが、その言葉の意味を議論するよりも、評価基準の中でどのように考えるかを議論し、評価基準に委員会の意見を反映させるのがいいのではないかと思う。

委員長：CBDの訳文として出すのであれば外務省の訳文で構わないが、委員会として出すのであれば、どういう価値観でとらえるかを考えたい。これは生物多様性条約を解説するというわけではなく、この字が正確であったかどうかわからない。もっと議論したい。

委員：あまり一般に使わない字そのものは使わない方がよい。また、「利益」とあるがこれは企業の「利益」と解釈してよいか？ それをどう配分するか？

事務局：この利益の原語は benefit であり、「恩恵」と理解している。

委員：通常生物資源の利益の公正かつ衡平な配分という場合には、3つのパーツがあり、(1)資源を持っていた国、(2)資源を保護あるいは発見した原住民、(3)その資源を利用して薬品などを開発する薬品会社など。この3者間で利益をどう分けるか、ということは揉めており、「公の平」の方が幅広く、バランスが取れておりよいのではないか。外務省訳は背景を知らないものが訳した可能性が高い。

委員：あえて「衡」を使った理由を確認し、特に問題がなければ「公」を使用すればよい。

委員長：それを調べていただき、もう一度議論し直す必要がないようであれば、「公」でよいと思う。先程の利益の配分についての質問であるが、例えばアマゾンの薬草を利用して薬品を作った製薬会社が利益配分の割合などを決めたかどうかは知らないが、地域に寄付したり研究所を立てたりすることをしているところがある。

委員：地域社会が言葉として入っているが、(c)と(d)は同じことを言っている。特に貧困などの関連でいくと、条約自体の文言でも抜けているのは、利用に伴う負荷の費用を誰が補うか、という部分が抜けている。生態系の破壊の負荷は現地が負担している。利益の公平な配分だけでは十分でない。

委員長：もう少し広い意味で利益だけでなく生態系サービスなどを書き込むべきだということによいか。

委員：そのとおり。

委員：予防原則についてであるが、「予防的取組」「予防的アプローチ」などのより厳しくない言葉を使う方がよいのではないか。「予防原則」というのは法学的には非常に強いので、原則ではいけないわけではないが、統一はした方がよい。

委員長：どの言葉を使うかについてご意見は？

委員：「原則」は大きすぎると思うので、「アプローチ」や「取組」がいいのではないかと全体を眺めた上でトーンを統一してはどうか？

事務局：統一するとすれば「アプローチ」がよい、という理解でよいか？ それであればそう修正したい。

委員長：それ意外で用語や基本的考え方について、注意点があればお聞きしたい。ないようであれば最初の7項目については、整理し、先ほどの用語についての意見を反映させたものをドラフトしていただき委員に配布することをお願いしたい。

●マネジメント指標の定義について

委員長：2番目、評価基準の部分であるが、付け加えた部分がある。マネジメント指標の定義はよろしいか？

委員：本論の前に(3)の事業者の責務であるが、中身は企業と書いてあって、中身は企業、とあり、まったくイコールではないので統一すべき。個人的には事業者というのは非常に広いが、生態系サービスをテコにして利用している企業にフォーカスすると面白いのではないかと。しかしそうでない団体をまったく対象にしないというのは望ましくないかと、いかがだろうか。

委員長：「事業者の責務」の範囲を明らかにしてもらうよう事務局にお願いし、赤字の部分を作成してもらった。事業者の方がもう少し広い概念であると思われるので、どうするか。ちなみにこの研究のタイトルでは企業、とある。

事務局：企業、ということで統一したい。

委員長：場合によっては非営利の団体でも企業に準ずる、ということで参考にってもらうということでよいか。

委員：よい。

委員長：責務の範囲についてはこれでよいか。「サプライチェーン」を含めた「バリューチェーン」とあるが、このようにさらりと書いた形でよいか。

委員：バリューチェーンとはなにか。

委員長：似た概念であるが、川下まで含めた概念である。

委員：経営マネジメントでは、サプライチェーンはモノが上から流れてくる、という考え方、バリューチェーンについてはそのモノの流れが下に行くに従ってどれほど価値をつけられるか、という考え方。バリューチェーンのほうが相応しいと思うが、一般的ではない。

事務局：川上から川下まで全部、をバリューチェーンという風に経営学で捉えられているようだ。これは言葉として普及はしていないが、用語としてはふさわしいと考える。

委員長：責任範囲が広ければ広いほど、配慮が行き届くが、企業の立場からすると実行が難しいなどという意見が出るのではないか。またサプライチェーンという用語についても、明確な範囲が指定されていないが、あえてほかしていくか？ サプライチェーン、バリューチェーンについては、用語の説明を入れるということによいか。生物多様性の負の影響、とあるが、あえて「負」と入れた方がよいか？

事務局：正の影響もあるため、負と書いたほうがよいと考える。

委員長：ではこの文章はこのまま採用するということをお願いする。

●評価基準について

委員長：実際の評価基準については、いかがか？ ちょっと気になったが、赤字の部分「管理目標を達成しているかどうかをチェックするための」という部分。

事務局：PDCAのサイクルがうまくまわっているかどうかを見るため、ということをわかりやすく書きたいと思った。

委員長：上の方は、PDCAを考えているか、2番目はPDCAがまわっているか、という理解でよいか？

事務局：そうである。

委員長：マネジメント努力＝理念、方針、体制までにして、残りは2番目に入れる方がわかりやすいのではないか。

委員：操業のパフォーマンス、という視点から見ると、今委員長が言われたようなことが合っているのかと思う。線をどこに引くか、であるが、個人的には単にPDCAと独立したパフォーマンスを見るのは難しいと思うし、マネジメントでは理念、方針、体制を見て、パフォーマンスでPDCAを見る方が望ましいのか、と思う。

委員長：操業のパフォーマンスがきちんと実現するようなマネジメントになっているか、ということがマネジメント指標、ということ。

事務局：ここはマネジメント評価指標の範囲を規定する部分であり、「マネジメント努力」「操業のパフォーマンス」という言葉は混乱を招くため削除して、書き換えたい。

委員長：それぞれの基準について見て行く。まず基準1であるが、これはこのまま文案であると考えてよいか。

事務局：この案自体は、どのようなアイデアを盛り込むか、ということで引用も多くなっているが、実際の評価基準では噛み砕いた文章を作る予定である。したがって、この場では、このような内容について盛り込むということによいかどうか、という視点で見ていただきたい。なお、基準1はリーダーシップ宣言とは少し異なっている。「分析」だけでなく「公表」などを付け加えている。

委員：「負の」をつけなくてよいか。

委員長：「正の」影響というのは？

委員：ありえるかどうか分からないが、企業活動によって、生物の多様性に正の影響が出る可能性もないとはいえない。

委員：以前製紙会社と話をしていたときに、海外で植林しており、海外植林は悪いと言われるが、単層林であろうが生物多様性に貢献している、という意見であった。収益を上げるための活動であるから、生物多様性がより高い価値を持つ可能性があるかどうか、は疑問である。正の影響があるとすれば、社会貢献活動であろう。いわゆる本業ということでは、正の影響というのではないのか。

委員長：正の影響を回避する、という文章は普通あり得ないので、この場合は単に影響、でよいのではないか。

委員：ここは影響で違和感はなかった。

委員：基本的に影響という場合は負の影響、という理解で押し通してよいのではないか。

委員：この部分は環境アセスメント（EIA）のように読める。それだといわゆる代替案を作成し示す、ということプラスしてはどうか。影響を「可能な限り」回避し、という風にして欲しい。また、何も行動しないということも代替案に含む、をどこかに入れて欲しい。

委員：これ全部を基準 1 に入れるのはかなり大きいのではないか。影響を分析公表、と、回避低減は、別項目になるのではないか。

委員長：分けた場合に何か問題があるか？

委員：基準 1 と 2 は逆にする方が普通では？

事務局：一番大切なのは基準 1 と考えるので最初に持って来た。1 を二つに分けるとということについては問題にない。

委員長：基準 2 はいかがか？

委員：同じ質問になるが、基準 2 は基準 1 に昇格しないか？

委員長：他の皆さんはいかがか？

事務局：最初の案での基準 1 の後半の方により意味があった。それを二つに分けると優先順位は変わるであろう。そういう意味で順番は変えてもよいと考える。

委員長：では次は 2 を 1 に持って来たものを作成していただく。では基準 3 はいかがか？

委員：大きな提案になるが、前回パフォーマンス基準検討委員会でも述べたが、評価基準の中に入っていないものの中で大切なのは、企業が大規模に自然資源を利用しながら割合的には少ない生物多様

性に貢献を行う場合、と、資源利用のレベルを減らす努力をしている企業を評価できれば実務的で効果的ではないか。

委員長：今のご提案をもう少し一般的なものにすると、生物多様性に与える影響の総量を減らす、というようなことか。

委員：例えば自動車会社でいくと、年間 1000 万台の車を製造するのではなく、500 万台に減らして市民の交通機関を可能にするインフラを作るなど、こういう努力が評価されるシステムが必要。

委員：それに関連して、負荷総量という形で何らかの基準を作成する、という考えを提案したい。例えば温暖化対策として、経団連などが原単位を採用しているが、それよりも総量を減少させる、という考え方はどこかにはっきりいれるべき。

事務局：総量や活動量を減らす、という考え方は、「影響を回避する」という部分に含まれると考えている。またそれが EIA に含まれると考える。

委員長：今、両委員からご提案いただいたのは、もっと根本的でサステイナブルなシステムの構築というもので、それは別に項目をもうけた方がよいのか？

委員：企業が数を増やせばいい、という考え方が違う、というものを提示した方がよいと思う。総量の話というのはどこか、理念的なところに反映させるのがよいのではないか。

委員長：逆に入れなくてもよいのでは？ という方はいらっしゃるか？（なし）では、生物多様性の与える負荷を総量で低減させるような経営方針を持っているか、を基準に含めましょう。

委員：オバマ政権は 2015 年までに原油の輸入をいっさいやめる、と宣言しており、石油の値段は実際下がっている。こういうことが非常に重要。

委員長：基準 1 が経営方針だとすると、基準 2 くらいに入れていただく。基準 3 はこれでよいか？（各委員：よい）

委員長：基準 4 はこれでよいか？（各委員：よい）基準 5 は？

委員：入れるならここかと思ったが、ここは本当に報告、というところであるが、「広告」にあたる部分は企業コミュニケーションの中で大きなウェイトを占めると思う。広告で少しの成果を誇張することもあり得るが、コミュニケーションの仕方について、も考慮すべき。

委員：一方的に報告するだけでなく、苦情受付、住民からの情報提供、これに責任もって対応する、ということも入れていただきたい。

委員長：コミュニケーションの仕方に関してご指摘された部分はぜひ入れた方がよい。また、今言われたようなことであるが、「対話」という部分が抜けているのではないか。

委員：ステークホルダーの意見を取り入れる、という部分が基準 4 にある。

委員長：基準4には別途説明を加え、対話については別途の基準として設ける。広告については報告(基準5)に入れればよいであろう、「苦情処理」についても同様。

委員：苦情や対話の結果をどう反映させるか、ということも重要。「ステークホルダーダイアログ(対話)」の依頼が最近多いが、それをどうするか、という質問に対する答えがない。「～対話を実施し、その内容を管理システムに可能な限り反映させる努力をすること」という風に付け加える。

委員長：基準5まではよろしいか？(各委員：よい)では基準6の、調達に関わることであるが、いかがか？

委員：体裁の問題であるがこれも実体的な行動を一種規制するというものであると、先ほどの1、2、に続くよう、3に持って来た方がよいのではないか。これは行動基準。それ以外はシステムについて。

委員長：「保護価値の高い～企業活動」とあるが、「企業活動」と限定しなくてもよいのではないか。個人の漁師や林業家もあてはまるのでは。バリューチェーンに関してはどう表現するか。川下の部分は別項目で考えた方がよいか。

委員：納入業者という言葉も、業者ばかりではなく、何か統一表現を考えていただきたい。

委員長：下流についてはどうするか。どのような例が考えられるのか？

委員：基準6は非常に具体的である。このこと事態はやって欲しいが、これだけやっていけばよい、というわけでもないので、もし下流の面も同じ項目でカバーできるのであればこの基準に含む方が全体的なバランスから言っても望ましい。

事務局：例えば、思いつくものとしては、自然界にばらまかれると生態系を破壊するようなものを製造している場合、biodegradable なものを作るようにする、など。

委員：下流も上流も自社以外の取引先などの影響についても把握する、影響のないようにする、などの言い方に変えた方がよいのではないか。

委員長：下流への影響の例としては、廃棄したものに含まれる化学物質が生態系へ影響を与える場合も考えられる。生物多様性に配慮した調達を上流にも下流にも求める、という風に、一つにまとめることとしたい。

委員長：基準7はいかがか？

委員：この基準全体を見ると、最後にチェックするシステムが欠けている。やりっぱなしになる可能性はある。だれか評価らしきものをする、ということを入れる。協力や評価を得るシステムを持つ、という風にしてはどうか。

委員長：同じ項目でよいか？

委員：かなり難しいと思われるため、同じ項目でよいのではないか。

委員長：一つ抜けているのではないかと思われるのは、分配の公平性に関することが基準に入っていない。分配の公平性をはかるような仕組みを社内的に持っていること、を基準にしてもらいたい。

委員長：他にはなにかないか？

委員：基準1に関して下に書かれていることが、土地改変に関することのみであるが、他にもあるのではないか。たとえば工場からの排水など。サプライチェーンではないが直接で影響が出るところがあるのではないか。また、下流の部分、ということであったのであるが、広告に関わることもかもしれないが、ある企業の例で、環境に配慮した製品を作っているが、販売が思わしくない。しかし売る努力はしていない。環境に配慮したものを作ったのであるから、買ってもらって当然、という意識がある。しかし一般消費者にはそういう意識がない。そこでやはり環境製品を売のをやめる、という風に向かって欲しくない。売る努力をして欲しい。広告の部分でもいい面が考えられる。またはバリューチェーンという中で、せつかく配慮しているものを下流まで流れるようにする、ということがあると思う。

委員長：今の意見をそのまま反映させるということによろしいか？ もし他にご意見あれば、なるべく早めに言っていただきたい。

●質疑応答

委員長：残り10分で傍聴席のご意見を伺いたい。

傍聴者：生物多様性の定義について、私自身もわかっていない部分があるが、今の定義は条約や法律を基にしている。基本的に価値をどう見るか、ということに直接つながってくる。2ページ目の部分に価値の定義があるが、「社会的、経済的」という言葉は、企業の解釈するであろうものよりはるかに大きなスケールのものである。明確にする必要があるのではないか。また、「保全」というのは味の素さんが仰ったような、昔からあった状態に戻さなければならないわけで、荒れ地を植林にすると、長い時間かければ元来の姿に戻る。そういう部分を考えなければならない。また、基準7について、ステークホルダー（特に川上、川下の企業）より合意を得た場合、それを加点する、という風にしていきたい。

委員長：一般の人にもわかりやすいよう、条約などの定義を説明する必要がある。もう二つご指摘いただいた部分についてのご意見は？ 「保全」という言葉については、日常用語とはギャップがあるので、用語は最初に説明する方がよい。グロッサリー（用語解説）など。基準7については、積極的にステークホルダーを広げていくようなものを加点する、という提案であったがいかがか？

傍聴者：基準1と基準2を入れ替える、という話にも関連するが、1ページの理念、方針の中でも文章をよく見ると「重要な評価基準になる」とある。2点目は1ページ目の1番の中に「下記の点が理念、方針の中に含まれていること」とあり、3番目であるが「保護」というのは強いメッセージであるか？ 5点目の生態系生息地保護、という言葉であるが、この部分はもう少し大きい話になるのかという感想。

事務局：最初の理念方針の中での生物多様性の位置づけ、であるが、表現がふさわしくなかったかもしれない。「保全」の方がよかったかもしれない。言葉の精査は十分でなかった。

委員長：基本的には「保護」ではなく「保全」でよいか。（各委員：よい）

傍聴者：マネジメント指標かパフォーマンス指標かわからないが、第3次生物多様性国家戦略にもある

が、日本特有の生物多様性（里山、田んぼ）・人の行動をベースにしたような生物多様性・があり得るが、条約でも 14 条にある。どちらかに入れることはどうか？

委員長：他にご意見お持ちの方はいらっしゃるか？

事務局：里山については特に中では触れていないが、企業活動の評価基準のメインなので、企業として里山の保全に貢献することはあり得るが、特にそれを明記することは考えていなかった。

委員長：個別企業が里山保全に取り組むということがあるかもしれないが、すべての企業が里山保全に踏み込む必要はないと思う。事務局より今後のスケジュールについて説明。

全員：ありがとうございました。

第2回 検討委員会（平成21年2月28日）

日時 平成21年2月28日 13時30分から16時30分

場所：地球環境パートナーシッププラザ EPO会議室

出席者：（委員）上田委員長、足立委員、岡本委員、坂本委員、佐藤委員、田中委員、永石委員、日比委員

（事務局）中澤、宮崎、初井、能勢、攝待

委員長挨拶

事務局配布資料の説明、追加資料（今後の予定、プレスリリース）

資料1：議題（案）

資料2：評価基準 本文（案）

資料3：評価基準 別表（案）

資料4：報告書骨子（案）

委員長：では中身の議論に入る。

事務局：評価基準（案）説明。委員からいただいた意見を見消しで入れているので、コメントがあればお願いしたい。

委員長：「はじめに」の部分は、意見がないので問題がないとする。「2. 企業理念・方針の中での生物多様性の位置づけ」についてはどうか。

事務局：生物多様性の定義は樋口氏の著書を参考にした。

委員長：何か付け加えることがあればお願いしたい。

委員：予防的アプローチと順応的管理がマネジメントやパフォーマンスにどのように反映されているか？

委員長：分科会委員長からそれぞれコメントはあるか？

委員：あまり意識はしていなかったが、回避、低減、代償の中に予防的アプローチは回避に、順応的管理は代償に反映されていると理解している。しかしそれを明示すべきなのかもしれない。

委員：14ページの基準M8で、「定期的に確認し…」という部分で、順応的管理という考えは反映されている。予防的な部分については弱かったかと思うので、明示するほうがわかりやすいのではないか。その前の方も見てはみたが、予防して事前に影響を防ぐという明示がないので、他のところに盛り込んだ方がよいかもしれない。

委員：「2. 生物多様性の価値」の部分、生物多様性は人類の存続の基盤である、とあり、その通りではあるのだが、（人間の）生物としてのサバイバル（のために重要）という印象を受ける。社会的・文化的価値への広がりを感じさせる文章にし、単に人間のサバイバルに限らない書き方をしたほうがいいので

はないか。また、(企業にとって生物多様性は)生態系サービスを通じて企業活動に不可欠なサービスを提供していることを明示したほうがいいのではないか。さらに、予防的アプローチの部分であるが、条約の前文などを説明しているが、同じようなことが書いてあり少しくどいかと思われる。5 ページ以降にかかってくるかと思うが、先住民族の部分に関して、これを読むと、現在国際社会がかかえる様々な問題があり、生物多様性はその一つであり、気候変動・温暖化は生物多様性に密接に関わっていると思われるが、そうした記述がない。生物多様性は企業が解決しなければいけない一つの独立した問題という風にとられるのはまずい。例えば気候変動対策のためにやるのが生物多様性に悪影響を与えるなど、そういうこともあり得るため、それぞれの問題が密接に関わっているという点が読み取れないので修正をお願いしたい。

委員長：1 点目の「人類の基盤」という表現についてのコメントについては、どういう風に修正すればいいか。

委員：企業向けのガイドラインなので、企業にわかりやすい書き方をしたほうがさっと捉えることができるのではないか。企業活動にも関わるという点を強調したほうが明確になるのではないか。

委員：企業の方々はまだそこまでの関係性を理解していない、という印象を持っているので、より明確にわかるような表現をしていただきたい。

委員：同じ視点のコメントになるかもしれないが、この定義の中にもう少し人間が動植物に対して謙虚に生きる、という表現を入れることが良いのではないか。生物多様性によかれと思ってしたことがよくなかったという例もある、そして我々はもっと謙虚に生きる、という2点を解きほぐした表現を入れるといいのではないか。

委員：日本人の思想というのはまさに人間は自然界の一員、という認識はある。企業向けに書くのであればあえてそこを強調したほうがわかりやすいのかもしれない。人間は自然の一員というような表現を入れればより身近に感じるのかもしれない。

委員：今修正を入れていただいた部分であるが、「人類の存続のためにはもちろん」という表現がいいと思う。

事務局：人間の利益に関わらず、というような表現は後のほうにでてくるが、ここに書いたほうがいいのか。

岡本委員：例えば万葉集は7割は自然について謳った歌がある。生物多様性は奥が深い、というようなことが一般の人にわかるような表現にした方がよい。

委員長：入れるのであれば4ページの3行目くらいに入れるか？

事務局：今のお話について、そうあるべき、ということはよく言われているが、必ずしも社会全体で許容されているのか、という疑問はある。一番最初に書くほうがいいのか？ 文献調査では人間にとって大切だ、という切り口から入る書籍が多いが。

委員：その通りであるが、この委員会が先進性があるというのであれば、文化にも影響します、と言葉だけで言っているのではインパクトが弱い。では文化とは何か。万葉集の例を参考に、自然が身近であ

ったころを若い人が感じられるような表現で表現していただきたい。

委員：生物多様性の価値のことであると思うが、そういうことであれば最初に持ってきたほうがいいと思う。はじめのなかに、それを謳えばすべてにかかるわけであるから、そうすればどうか。

委員長：文学的な表現で、万葉集を引用するなどして、最初のほうに入れていただくということでもいいか。原始時代は自然に密接した暮らしをしていたわけであるからそれを無視して暮らしていくわけにはいかないことを表現する。

委員の次の意見であるが、環境から生態系サービスなど恩恵を受けて企業が活動していることを入れればよい。((3) 企業の責務、に入れた。)

4 番目の指摘は、文章上のことであるから修正していただく。

5 番目は、先住民族のところについて。もう一度説明いただけるか。

委員：(6) は重要であるが、貧困問題がまったく触れられていない、という点でこの表現が弱くなっていると思う。貧困と生物多様性が密接な関係にあることがわかるような表現にさせていただかなければならない。またもうひとつ、気候変動についての取り組みが多いが、生物多様性と切り離れた活動を行っている企業が多く、部署も分かれているため縦割りアプローチがなされている。本来は原因は同じはずであり、それを縦割りにするのは解決につながらないと思われる。

委員長：貧困と生物多様性は密接につながっていると自分にも思われる。

委員：気候変動対策そのものが貧困や地域の生態系サービスに影響を及ぼしているというようなことも入れてほしい。発展途上国の問題、気候変動の問題が生物多様性に密接に関わっていることを表現してほしい。

委員：先住民族が貧困という問題を抱えている、という表現であるが、それは我々の視点であり、生活が充足していて貧困と呼べない場合もある。また、生物多様性に依存している場合それを奪われて貧困を抱える場合がある。その結果、都会に出てきて貧困に直面する場合もある。別の原因で貧困という課題を抱えている上に生物多様性を奪われてさらに貧困が悪化する場合もある。ぜひいろいろなケースをわけて表現していただきたい。

生物多様性は生きるための基盤であり、重要な資源である。また、これとは別として貧困の問題が生物多様性をさらに劣化させる場合がある、という2点を書けばいいのではないか。

委員：先住民族のところは、先住民族の方々が生物多様性を保護してきたことがまず先にくるべきではないか。

委員：その点で、次の生物資源の配分について、それと今の部分がつながる。もうひとつは、守ることに関わるコストも公正・公平な負担という考えを入れるべきではないか。現在は先住民族の人々が一方的に負担しているため、その点を是正することも入れるべき。

委員長：(6) と (7) をよく考え、両方につながるように入れることでよいか。

委員：2 の企業理念の並びであるが、(1) から (7) までの流れをよく見てみると、生物多様性は重要である、であるから生物多様性の保護は重要である。ということは書いてある。環境アセスメントの方法論を検討することだと会議の前に申し上げたが、まず生物多様性に対してどういう影響がどのくらいあ

るのか、を知らなければならぬし、それを公表しなければならぬ。その項目を設けるべきなのか。何がどのくらい影響を与えているのかがわからないまま、回避や最小化を議論することはできない。

委員長:(3)に入れるのがよいかと思う。企業自身が生物多様性への影響を把握することを義務付ける。

委員: 予防的アプローチとは要するに環境アセスメントのこと。予防的アプローチと順応的管理と同じならびでひとつ項目を設けたほうがいいのか。どのくらいの影響があるかを把握し公表するほうが次の政策に結びつくのではないか。

委員: 今の問題はすごく難しく、環境影響評価であれば影響がわかるが、生物多様性はある書物によると8割がわからないという。人間がよかれと思ってしたことが生物多様性に悪影響を及ぼしていることは多い。蜂が北半球で1/3ほどにまで減ったという話もあるが、モノカルチャーの影響であり、単一作物を大量に作っていることが蜂に影響を及ぼしている。我々の人智の及ばないところに影響が見られる、ということ。環境影響評価とは違う。

委員: 環境影響評価の中に生物多様性の評価もあり、それはこれまで非常に限られたところで行われてきたが、二つは別物ではない。

委員: 2つ意見があるが、生物多様性にどう影響があるか、というのは環境に対しての影響だけではない。個体変動や文化的影響も対象にしているのが生物多様性モニタリング。人文社会的影響を調べる、というのが望ましい。サプライチェーン、バリューチェーンの部分で、人文社会的影響を入れてもらったと思うが、この中にも入れたほうがよいかと思う。

委員: 科学的不確実性があるため予防的アプローチをとるわけであるが、内在的不確実性というような表現もあるわけで、そもそも生態系というのは本質的に予防的アプローチでなければならない。生物多様性は科学的にわかる、わからないに関わらず予防的アプローチを取らなければならない、ということ。

委員: 科学的に生態系は本質的に予測不可能である、という表現を入れる。

委員: 企業は科学的にわかってもやらない、という場合がある。生物多様性と予防的アプローチについては、科学ともう一つ、周辺の社会的状況をかながみて予防的アプローチを取らなければならないという表現をしたほうがいいのかと思う。

委員: 先進国の消費のあり方という言葉で表されるような、マーケティングのあり方自体を見直さなければならない。掘り起こした分だけ植林する、というよりは、掘り起こす前に絶対量を減らす、という考えを紹介すべきではないか。私は生物多様性を環境影響評価の一部という枠組みではなく、非常に大きく捉えている。この委員会で考え方を統一したいと思うが。

委員長: 企業はもちろん利潤の追求を優先させるであろうから、本質的な問題だと思うが、あまり強調しすぎると敬遠されるのではないかという疑問もある。

委員: 企業は利潤の追求のためにあるのか? 社会の利便性に貢献するためにある、という考えで一致したのではなかったか。企業が全て悪者というわけではないし、社会の新たなニーズに応えるためにあるのである。そういう考えにたってこういう基準が必要なのではないか。

委員：先ほどの委員が言われたように、企業がこれを使う、という前提であれば、あまり難しい理念を入れても仕方がない。日本の経験で、公害系分野と自然環境系分野があり、公害分野は問題に対する明確な解決を提供するというやり方。自然環境については定量化するということが日本人には伝統的になじみがない。定量的に生物多様性を扱うことはやめよう、ということになって今日まで至っている。しかし国際社会を見るとそれはそうであろうが、何らかの努力の一環としてHEPなどがある。

委員：委員と同感。そういう意味でも予防的アプローチや順応的管理が大切になってくると思う。特に後者の必要性は漁業や林業などで顕著。自然資源の順応的管理。

事務局：この部分で専門的なことをたくさん書くのは難しいと考えている。また、これは市民が使うものである。

委員：詳しく書く必要はないが、この視点は重要なので理解できるようにしていただきたい。ちなみに環境省のガイドラインでも予防的アプローチと順応的管理というような表現が入っている。なのでこれから企業は、これを取り入れて活動しなければならないだろう。

委員長：これぐらいでこの章については終わりにしたい。

次は6ページであるが、3の企業活動が生物多様性へ与える影響とそれへの対応について、意見やコメントはないか。

委員：修正案を説明したい。様々な国などで生物多様性オフセットがすでに制度化されている、と書いてあるが、BBOPというのは国の法律ではなく自主的な取り組みである。ただし、なぜそういうことを企業がやっているかという、こうした企業の国内ではノーネットロスというコンセプトがあり、オフセットを義務付けようという動きがある。日本の場合はやりっぱなしでよい、それなのにどうして急に基準が高くなるのか、というのは落差があると思う。諸外国の企業は母国の法律で義務付けがある、ということをどこかで説明するべきではないか。

また、BBOPでは、という表現が下にあり、オフセットの中身が箇条書きで出ているが、その前に各国政府や国際社会の事例が出てよいのではないか。

委員：BBOPが出たので言わせていただく。BBOPの考え方も書き込んでいただいているが、ミティゲーションヒエラルキーと呼んでいるが、日本で聞くと「オフセット」は何もしないで他で代償すればよいという風に理解されてしまっているので、この点を書いていただきたい。

委員：ミティゲーションヒエラルキーというのはかなり海外では定着しており、日本ではかなり明確にすべき点。

委員：最後の手段、という部分であえて英語を書いたのは何か意味があるか？ 強調ということではないか？

委員：最初にオフセットをやる、という風に考えられがちであるが、最初にしてしまったのではそもそもオフセットではない。生物多様性をきちんと位置づけて日本とは比べ物にならないような評価を行っている。今出している図はわかりづらいと思う。回避・最小化・代償の3段階はアメリカでまとめたもの。3段階の図のほうが良いと思われる。

事務局：別の図を挿入する。

委員：質問だが、ミティゲーションについては、戦略的アセスメントが欧州などで進んでいると思うが、日本ではまだ進んでいない。ステークホルダー参画で決めていくのか、というようなことを教えていただきたい。

委員：日本では国際社会と相当ずれている。アメリカの場合、最初から戦略アセスメント。この土地で開発を行うか行わないか、などということを検討する仕組みが NEPA(アメリカの法律で、National Environmental Policy Act の略) など。日本、EU はまず開発する土地が決まっている。戦略アセスメントという言葉であるが、段階を経て発展しており、本来 EIA (環境影響評価) は戦略アセスメントでなければならない。1969 年の NEPA が一番進んでいる。最初からステークホルダーが参画し、完全な回避がやれる仕組み。ただそういう仕組みがあるだけで、規則があるわけではないため、ケースバイケースで決まってくる。日本の環境アセスメントとは相当な距離がある。日本で戦略アセスメントと言っているのは複数案を検討するが、諸外国ではそれは事業アセスメントになる。SEA (戦略的環境アセスメント) というのはもっと早い、地域計画や総合開発計画のレベルでやる。その段階でもまだまだ日本は、国際社会ではプロジェクトレベルでやっているものを戦略アセスと呼んでいる。

委員：ミティゲーションバンクという言葉であるが、これは意味合いとしては否定的か肯定的か。

委員：ミレニアムアセスメントの中では経済的手法を使ったほうがいいだろうというようなサジェスションがあった。

委員：生物多様性条約の前文で、「科学的な証拠がないことをもって... すべきでない」という表現があるが、代償という行為をもってよりやりやすくする、という意味合いだと思う。バンクは必要悪としてこれからはこれもないといけないのかと思う。

委員：注意しながら、という表現を使っていくほうがいいのではないか。

事務局：この部分は十分に事務局内でも議論している最中で、感覚的なものだけではない不安があり、特にこのバンクを導入したとき、市場メカニズムを導入するわけであるが、時間のスケールが違いすぎる。本当に管理できるのか。諸外国ではどのくらいの歴史があるのか把握していないが、日本の国土が小さいこと、地域に根ざした人たちがいる、というような歴史的背景の違うところでこれを導入するというのは抵抗がある。

委員：3.2 直接影響への対応という章は、全体的な位置づけはどうなるのか？ 内容は興味深いがこの項目はやたらと詳しいと見えるが？ こういうことが世界にあり、注目に値するという位置づけでいいのか？ 他に入れる場所があればいいかと思うが。企業活動が生物多様性へ与える影響について、直接・間接、などの説明があり、このミティゲーションという言葉は目次にもあるほどであり、全体からするとバランスが取れていず、枠で囲むなど、対処すべきではないか？

事務局：基準に出てくるノーネットロス、回避、最小化などを詳しく理解してもらうためのもの。内容が長いので項目を与えたわけであるが、少し整理したいと思う。

委員：委員が先ほど言った、回避・最小化、などの順番が大切である。インパクトに対してのミティゲーションである。日本の中ではミティゲーションは、代償ミティゲーションのことだという風に理解されることが多く、誤解を与えやすい。

委員：3.1 をどう位置づけるのか、ということについてであるが…基準 P1 の最後の部分で、今後の課題というものが、「国情や環境との…に十分配慮し」という表現を入れていただいた。この部分は合意いただけるのかと思うが、3.1 の位置づけは議論したほうが良いと思う。

事務局：この部分はネガティブな意見もあるということを書きたい。

委員：ミティゲーションの定義を入れれば良いかと思う。

委員：8 ページに書いてはあるが、ミティゲーションという言葉で表される範囲が相当に広く、用語をかなり注意して書く必要がある。

委員：言葉の説明も別個設けたほうが良いのではないか。

委員：そういう意味では、言葉の定義が必要である。また、日本と海外では同じ言葉でも受け取られている意味合いが違う、ということを入れておいたほうがよい。後々失敗につながりかねないので、たとえば EIA や SEA はここまでのレベルを言う、というようなことを書いておいたほうが良い。

委員長：10 ページの評価基準案、まずはマネジメントについてどうか？

委員：全体の方針の基準 M1 や P1 という書き方であるが、例えば、「～いること」という表現であるが、実際にはそれはどういうことなのか。もっと具体的に、「ガイドラインをもってそれを公表していること」というような書き方ができないか。

事務局：文章中にあるように、経営方針に生物多様性について明記し、公表する、という風にした。

委員：M6、M9 はある意味すべて他の基準にも関わることになるかと思う。最初の段階から参加させることが重要である。しかしこの文面だとそれが読み取れない。

事務局：パフォーマンスの基準に、すべての段階で、ステークホルダーを参加させると書いてある。

委員：国境を越えた範囲を対象にしなければならない、ということをも明記すべきである。

事務局：明記したいと思う。

委員：レベル評価表と一緒に見ていただくとわかりやすいと思う。ある程度の進め方の筋道も入っているので、活動しやすい形で入れており、併せてみていただきたい。

委員：できているというのがレベル 5 で、まったく取り組んでいないのがレベル 0、その間に 1~4 のレベルをちりばめているという印象。非常に機械的な割り振りをしている。その間のレベルがわかりづらい。レベル 3 まで行ったほうが良いのか、4 が理想なのか。そもそもどういう風にレベルわけするかという議論からしなければ、この表だけではわからないので、もっとブラッシュアップする必要がある。

事務局：表を作った経緯であるが、レベル 0 は調べていない、知らない、ということも入るであろう。レベル 5 に達成するためには企業として途中段階でチェックする項目があるであろうから、わかりやす

いものを1から順番に書いていった、という経緯である。

委員：4年ほど前、NSCで生物多様性の評価基準を5段階に分けて、実際に5・6人の委員を任命し、企業を対象に評価をしたことはある。その際レベルを5段階にすべきかどうか悩ましかった。3段階くらいでもいいのではないか。

委員：今の意見に賛成。今は6段階あるが、1, 3, 5くらいにしてはどうか。2, 4は空白でもいいのでは。1.5、というようなつけ方をしなければならない場合もあると思う。

委員長：M1からM10まで、他にはないか。

委員：パフォーマンスとも関係するので申し上げるが、13ページのM5は、「企業活動が生物多様性に与える影響を把握し…」とあり、これが私が最初に言ったことになるのだが、1が企業理念への反映、2が影響の把握、次に影響への対処、という順番になるのではないか。PのほうにはM5に相当するものがない。影響を分析することなしに対策をたてることはできるのか？

事務局：影響を把握することは、その影響がどの程度であるかという評価には関係がないので、マネジメントの評価基準ということで整理したもの。

委員：M8のところ言葉としては予防的アプローチという言葉が入ってはいるが、例えば基準M2の部分で、影響をすべての側面で量的・質的に回避・低減すること、ということをも明記し、基準の説明部分で、予防的アプローチを入れればどうか。M8の方はそうすると順応的管理ということでもいいのかと思う。

委員：回避はぜひ入れていただきたい。これが一番のポイントになると思う。1・10までの大きさがそれぞれ違うようにも感じている。例えば、M1は明らかに経営方針、M2やM5はそこに入るのではないか。しかしあまり複雑に階層化することも反対である。

委員：23ページに出ているような区分になっており、それほど並列的ではないと思う。

委員：それもあつし、それほど見通しが悪いわけではないと思う。

委員：表を最初に持ってくるのがいいのではないか。

事務局：表は前のほうに持ってくる。

委員：M10であるが、研究機関を入れたほうがよい。また、M9の中でステークホルダーが参画したことに対してそれをどう公表するか、であるがいかがか。

事務局：同じページのM9の部分にある。

委員長：ではパフォーマンスのほうに進みたい。P1-6まで、ご意見はあるか。

委員：ネットゲインとネットロスの評価する、とあり、「具体的には下記を…」とあるが、これが具体的であるかが疑問である。ここで書かなければならないのは、ミティゲーションシークエンスの話と、

ノーネットロス、この二つの定量評価、の3つを示すのがよいのではないか。

また、M5のような影響をまず分析する、という文言がないが。

事務局：これはマネジメントに入るという考えで整理している。

委員：そうすると全体の構造がプレスリリースの案の裏にある、M 評価基準の「実施」のなかに入っていると思うが、それはパフォーマンスなのではないか。これはパフォーマンスに入れてもいいのではないか。

委員：それについてはマネジメントの最初の部分に書いてあったのではないかと思う。4.1 の部分であるが、「マネジメント努力を評価する」とある。実施についてのマネジメント、という分け方をしている、今話している部分というのは、これは個々のプロジェクトではなく全体の話ではないのかと思う。

委員：10 ページのパフォーマンス基準の説明書きには書いてある。どの程度の影響を与えるかを明らかにする、ということがパフォーマンスの部分には書いていない。

事務局：整理としてはマネジメントに入れておいたほうが良いと思う。直接影響の P1 については、もともと与えるかもしれなかった影響を定量的に評価して公表する、ということを入れるか否かの議論ではないか。回避や最小化の前にどのような議論をしたか、ということも P1 で考えるのではないか。

委員：その議論は環境アセスメントですべて議論してきた。影響の度合いを定量的に評価するかどうかは非常に重要。やはり P1 ではなく、別個に項目を設け、影響を定量的に把握し公表する、ということを入れなければならない。今のままだと何をもち回避・最小化・代償したのか、基準がまったくわからない。企業によっては影響を調査はしたが回避できなかった、という場合もあると思うが、影響を評価したそのこと自体が評価されるべきであり、ぜひ項目を抜き出していただきたい。

事務局：企業が当初考えていた案の評価というのは、環境影響評価の文章中に出てくるのではないかと思うが、その結果として企業は実施の段階でどういう影響を与えるか、というのがポイントになると思う。壮大な案を作成し、回避が大きくなった、という風に言うこともできるわけで、実際に回避し、最小化した後の影響を把握することでいいのではないか。M5 については現状を把握する、ということで、プロジェクト以外にも当てはまるということで、マネジメントにいれたほうが良いと考えた。

委員：回避・最小化・代償は、何を回避しているかがわからなければ意味がない。直接影響を与える企業活動そのものについて、何を回避・最小化・代償した、ということも最初から最後まで示す必要がある。

事務局：現実的にそういうことが十分可能であるのであれば、P1 をやったかどうかを公表する場合に、当初の計画、回避の分量、などを書けばいいのではないかと思う。

委員：日本のアセスでは何を回避・最小化・代償しているかが把握されていない。まず定量的にどれぐらいのインパクトを与えるのかを国民・市民に知らせることが重要である。こういう対策をしたということだけを書くのでは、手前味噌になってしまう。現実はそのようなアセスが横行している。ぜひ何が影響なのかを定性的・定量的に押さえるようにしていただきたい。

委員：基本的に分科委員長に賛成。生物多様性と自社の関係を認識しない企業が多く、まず影響がどう

なのか、ということを確認にやるのは重要である。M5には同じようなことが書いてはある。が、P1,2,3あたりとM5との関係は明確ではない。

委員：M5では全体と個別を評価するのか、M5は個別も入るのであれば問題ない。

事務局：M5では会社の活動すべてについて現状を把握し公表する、というつもりで書いている。定量的に評価する、という点について伺いたい、すべて現実的に定量的に評価できるのか。

委員：できるだけ定量的に、ということ。定量的に評価できないからやらない、というのは認められない。時代や科学の発展に追いついていかなければならない。こういうガイドラインを作るうえは、抜け道を作るようなことは避けたい。

委員：パフォーマンスの方に調べる・評価する、という文言があったほうがすっきりする。マネジメントの方は相対的な話なので、文言はこれから考えなければならないが、すっきりすると思う。逆に何か問題があるか？

事務局：そういう整理の仕方がいいのであればそうすることも可能。

委員：影響は、何を持って影響とするのか、ということが何も書いていない。Inventory assessment くらいは入れなくてもいいのか？ どんなものがそこに生息しているか、などなど。先ほどのマネジメントのところでもそれだけ把握できるのか？ これは個別のプロジェクトレベルで把握するしかないのではないか。さらに、インパクトを把握することと、ミティゲーションを比べると、インパクトを把握するほうが相当難しい。お金と人材を確保してやらない限り、できない部分である。

委員：改めてM5を見ると、分析の内容など詳しく書いてあるため、それをP0に持ってきて、M5はマネジメントでは調べるという方針を持つとすれば、いいのではないか。

事務局：それであればすっきりすると思う。

委員：インパクトの評価を分析するのは非常に重要。企業の各報告書を見ると、インパクトについて報告しているケースは見たことがない。世の中に与えている影響を公表しているケースはほとんどないが、こちらのほうがむしろ重要。

委員：統合影響評価という手法があり、それらの手法の中では生態系に対する影響を評価したということになっているものもあれば、個別の影響をみているか、ということになると難しい。また、そうした手法はいくつかあるが、通常は総量を出すのは企業は嫌がるため、総量は報告書などには出していない。

委員：委員の意見に同感だが、アセスメントで開発事前から関わったことがあるが、開発そのものが妥当かどうか、ということの前に何を調査するか。どういうステークホルダーがいるか、ということまで含めて、MとPが関連していればいいのかと思う。

事務局：P0にM3,4,5とP1,2,3が関連していると書くということか。

委員：この表が一番最初にくると、わかりやすくなるのではないか。

事務局：少しわかりやすく表の位置を整理をしたい。

委員：日本では国立公園は自然公園の一部であるから、削除したほうがよい。種の保存法の指定種の生息地も付け加えていただいたほうがよい。どこまで詳しく書くか、は事務局の判断でよいと思う。世界遺産地域は開発できないことになっているが、どうして書いてあるのか？

委員：海外を想定すると、世界遺産地域などでも開発しないというルールが決められていない場合もあるのではないかと。

委員長：どちらにしろ、整理が必要ではないか。海外、国内、県レベルなど。

事務局：整理をする。

委員：IUCNの自然保護地域というのはどういうものかよくわからないが、key biodiversity area というものなどあり、非常に重要かと思う。既存の保護区でカバーされていないところはかなりあり、非常に重要ではないか。ホットスポットはどうかと思うがキーワードにはなっている。

また、P1の最後のところとP2の地域社会の影響、はどういうわけ方になっているのか。前の部分で生態系サービスのことを述べているが、生態系サービスに着目した評価やモニタリングも重要な視点ではないか。P6の社会貢献の部分であるが、3段落目の途中、「また、」というところから、この部分は地域経済に対する配慮は当然であるが、グローバルな観点が重要になってくる。地域だけに限定するのはどうかと思う。また、社会貢献についてはある意味難しい部分があり、植林をしたとして本当にそれが生物多様性保全に役にたっているのか、など。本来もっとやるべきことがあったかもしれないのに、植林を安易に選ぶ例もあり得る。社会的なニーズはどこにあるのか、事業を絞り込むプロセスが必要。P6はちょっと弱いと思う。

委員：非常に重要な指摘である。P6の中に入れてもいいと思う。影響の全体像に比べて貢献度はどうなのか、ということ。

委員：社会貢献事業は社会に貢献しているかが問われるべき。

委員：2004年か5年に評価基準を作ったとき、レベル0・5までつくり、サイドに生態系に対するマグニチュードをつけた。レベル5の無限大はほぼ自然と同じ、レベル4は自然に近い状態、という具合にした。屋上にビオトープを作った、という例ではレベル1。レベル3になるようなものは、1ヘクタールの土地を開発する場合、100ヘクタール購入し残りの99ヘクタールをNPOに寄付する、など。GEFの資料の2004年か2005年版に載っている。

委員：企業が社会貢献としてやっている場合、インパクトを考える必要があり、現状では何らかの問題に対応する形で対応することが望ましい。しかし問題を明確にしなければならない。屋上緑化はなんでもレベル1というわけではないし、その地域で何らかの生態系のコリドーの分断化問題に貢献する、などの場合はより高く評価されなければならない場合もある。

委員：考え方として費用対効果を考えずに社会貢献をしている場合が多い。例えばオーストラリアの砂漠に1000万円分の植林をやった、という場合、そのお金はもっと効果的に利用できたのではないかと。

事務局：会社が本業で生物多様性へ影響を与えている影響はネットでゼロとすることが基準となってい

るので、社会貢献では、本業での影響に対してどの程度の社会貢献を、という風に考えるのではなく、社会貢献として正の影響を与えているかどうかで評価してはどうかと考えたもの。また、企業が社会のすべての問題を解決する、というわけにはいかないなので、これは分けて考えた。

委員：今は直接・間接影響での影響をゼロとしようと思わず、社会貢献だけをしている企業がほとんどである。企業の事業全体のバランスで考えていくべき。地域社会への貢献というのは、最低限の義務と考えたほうがよい。

委員：今の意見に賛成。また、生物多様性という観点から考えると、事業の影響をゼロにしたという場合、その企業自体が与える影響に関しては責任を果たしていると思うが、それ以外にも問題は残るわけであり、そこに対処するのが社会貢献の部分。そもそも補償できているかどうか、というのは整理して考えたほうがいいのか。

委員：用語の使い方 P3 直接影響の部分で、企業は事業の～「ライフサイクル」という言葉があり、これは通常使う用語か？

事務局：英語では使われているが、日本語では使っていないのであれば説明をつける。

委員：P5（金融）の部分で聞きたいが、対象となる事業者が行う事業活動が、とあるが、これはプロジェクトの活動か、それとも会社を評価するのか。

事務局：IFC ではプロジェクトの評価であり、本基準でもプロジェクトを想定している。

委員：これは根本的な問題である。既に企業ベースで評価している金融機関もある。レベル5は会社ベース、レベル3か4かわからないが、中間的な評価はプロジェクトベースということにするなどの方法があり得る。

事務局：企業ベースで評価するように修正したい。

委員長：これでいいでしょうか？

事務局：今後の予定を説明。

委員：評価基準のレベル表については、一つの例としてつけるということではどうか。

事務局：そのように説明を付けて、評価基準案にレベル表を入れる。

委員長：傍聴者から意見などがある方は発言してください。

傍聴者：定量評価できる部分は、明確にできる部分だけでも定量化すべきと書いておいてはどうか。

委員：企業は定量化したいので、すべて定量化できないことを明記してはどうか。

以上

平成 20 年度 環境省請負事業

企業の生物多様性に関する活動の評価基準作成に関する
フィージビリティ調査
報告書

平成 21 年 3 月 作成



国際環境 NGO FoE Japan

〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-30-8 みらい館大明 1F

Tel: 03-6907-7217

Fax: 03-6907-7219

禁無断転載

この報告書本文は古紙パルプ 100%の再生紙を使用しています。